

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

対象事業実施区域及びその周囲における自然的状況及び社会的状況（以下「地域特性」という。）については、主な調査地域を対象事業実施区域が位置するいちき串木野市及び薩摩川内市とし、環境要素の区分毎に事業の特性を踏まえて「第8章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」の検討を行う必要があると考えられる範囲を対象に、入手可能な最新の文献その他の資料により情報を把握した。

3.1 自然的状況

3.1.1 大気環境の状況

（1）気象の状況

対象事業実施区域の最寄りの気象観測所は、第3.1-1表及び第3.1-1図のとおりである。

東市来地域気象観測所及び川内地域気象観測所における地上気象観測結果（平年値）は第3.1-2表のとおりである。

東市来地域気象観測所の平年値をみると、年平均気温は17.3℃、最多風向は東南東、平均風速は2.0 m/s、日照時間は1964.9時間、年降水量は2265.0 mmとなっている。

川内地域気象観測所の平年値をみると、年平均気温は17.1℃、最多風向は北北東、平均風速は1.8 m/s、日照時間は1858.2時間、年降水量は2368.8 mmとなっている。

第3.1-1表 対象事業実施区域及びその周辺の気象観測所

観測所名	所在地	緯度・経度	標高 (m)
東市来地域気象観測所	日置市東市来町湯田	北緯 31° 40.1′ , 東経 130° 19.7′	40
川内地域気象観測所	薩摩川内市中郷	北緯 31° 50.0′ , 東経 130° 18.9′	5

出典) 「地域気象観測所一覧」 (気象庁、令和5年)

第 3.1-2 表(1) 東市来地域気象観測所における地上気象の観測結果

月 項 目			1月	2月	3月	4月	5月	6月
気 温	平 均	℃	7.5	8.6	11.5	15.6	19.4	22.8
	日最高の平均	℃	12.0	13.3	16.1	20.4	24.1	26.4
	日最低の平均	℃	2.9	3.6	6.4	10.5	14.8	19.6
最多風向（方位）		—	北北西	北北西	東南東	東南東	東南東	東南東
平均風速		m/ s	2.2	2.3	2.4	2.3	2.0	1.9
日照時間		h	116.1	133.3	162.3	180.6	183.9	112.0
降 水 量		mm	75.8	99.4	151.1	174.3	187.1	516.3

月			7月	8月	9月	10月	11月	12月	年 間
項 目									
気 温	平 均	℃	26.6	27.3	24.6	19.8	14.6	9.5	17.3
	日最高の平均	℃	30.2	31.6	29.3	25.1	19.8	14.4	21.9
	日最低の平均	℃	23.6	23.9	20.7	15.0	9.5	4.7	12.9
最多風向（方位）		—	東南東	東南東	東南東	東南東	東南東	北北西	東南東
平均風速		m / s	1.8	2.0	1.8	1.8	1.7	2.0	2.0
日照時間		h	192.5	220.8	186.7	191.2	156.1	126.2	1964.9
降 水 量		mm	310.2	204.6	243.6	92.2	111.4	98.4	2265.0

注) 1. 統計期間は 1991～2020 年である。

2. 東市来地域気象観測所の標高は 40m、風速計の高さは 6.5m である。

出典) 「各種データ・資料_年・月ごとの平年値」(気象庁 HP、令和 5 年 11 月閲覧)

「地域気象観測所一覧」(気象庁、令和 5 年)

第 3.1-2 表(2) 川内地域気象観測所における地上気象の観測結果

月			1月	2月	3月	4月	5月	6月
項 目								
気 温	平 均	℃	6.6	7.9	11.0	15.5	19.6	23.1
	日最高の平均	℃	11.8	13.3	16.5	21.0	25.0	27.6
	日最低の平均	℃	2.0	2.8	5.8	10.2	14.8	19.4
最多風向（方位）		—	北北東	北北東	北北東	北北東	西北西	西北西
平均風速		m/ s	1.7	1.9	2.1	2.1	1.9	1.8
日照時間		h	111.3	125.8	159.1	177.5	177.8	107.5
降 水 量		mm	85.0	114.0	156.5	179.2	208.6	506.5

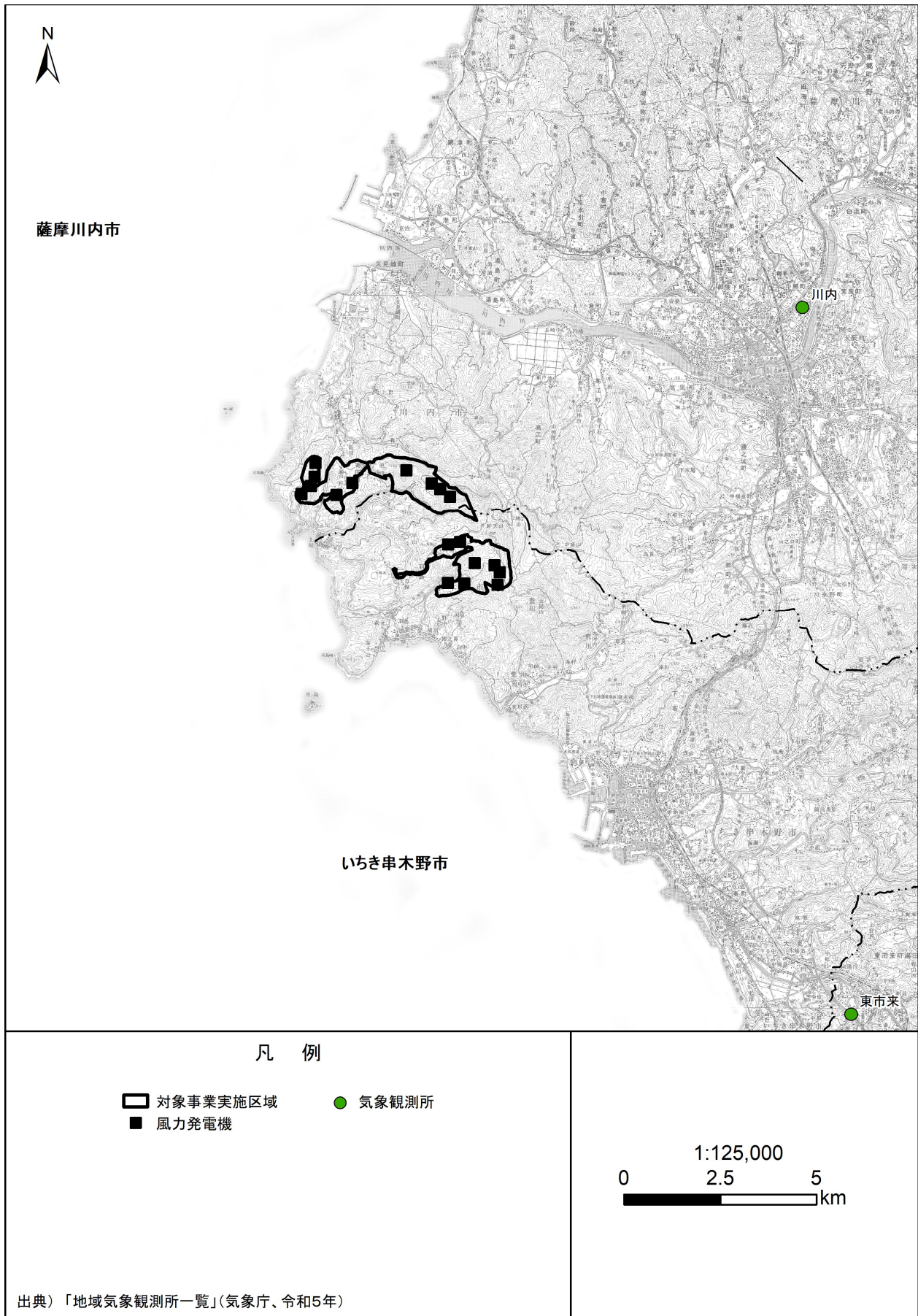
月 項 目			7月	8月	9月	10月	11月	12月	年 間
気 温	平 均	℃	27.0	27.6	24.7	19.3	13.8	8.6	17.1
	日最高の平均	℃	31.3	32.5	29.9	25.3	19.8	14.2	22.3
	日最低の平均	℃	23.6	24.0	20.7	14.6	8.8	3.8	12.6
最多風向（方位）		－	北北東	北北東	北北東	北北東	北北東	北北東	北北東
平均風速		m / s	2.0	1.9	1.6	1.4	1.3	1.5	1.8
日照時間		h	173.2	202.9	172.8	182.0	147.6	120.8	1858.2
降 水 量		mm	334.0	239.5	231.4	95.2	110.7	105.3	2368.8

注) 1. 統計期間は 1991～2020 年である。

2. 川内地域気象観測所の標高は 5 m、風速計の高さは 6.4m である。

出典) 「各種データ・資料_年・月ごとの平年値」(気象庁 HP、令和 5 年 11 月閲覧)

「地域気象観測所一覧」(気象庁、令和 5 年)



第 3.1-1 図 気象観測所の位置

(2) 大気質の状況

対象事業実施区域及びその周辺には、第 3.1-3 表及び第 3.1-2 図のとおり、一般環境大気測定局（以下「一般局」という）2 局、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という）1 局が設置されている。

第 3.1-3 表 大気汚染物質常時監視測定局

区分	測定局名	所在地	用途地域	測定項目					
				二酸化硫黄	二酸化窒素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	一酸化炭素
一般局	寄田 (令和 4 年 3 月廃止)	薩摩川内市寄田町 4-1	未	○	○		○		
	環境放射線 監視センター (令和 3 年 3 月廃止)	薩摩川内市若松町 1	住	○	○	○	○		
	隈之城	薩摩川内市隈之城町 217-8	未	○	○	○	○	○	
	羽島	いちき串木野市羽島 5218	住	○	○	○	○	○	
自排局	薩摩川内	薩摩川内市御陵下町字 八牟田 2742-2	商	○	○		○	○	○

注) 1. 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条に基づく用途地域。以下の略称を用いる。

住：第1種及び第2種低層住居専用地域、第1種及び第2種中高層住居専用地域、第1種及び第2種住居専用地域及び準住居地域に該当する地域

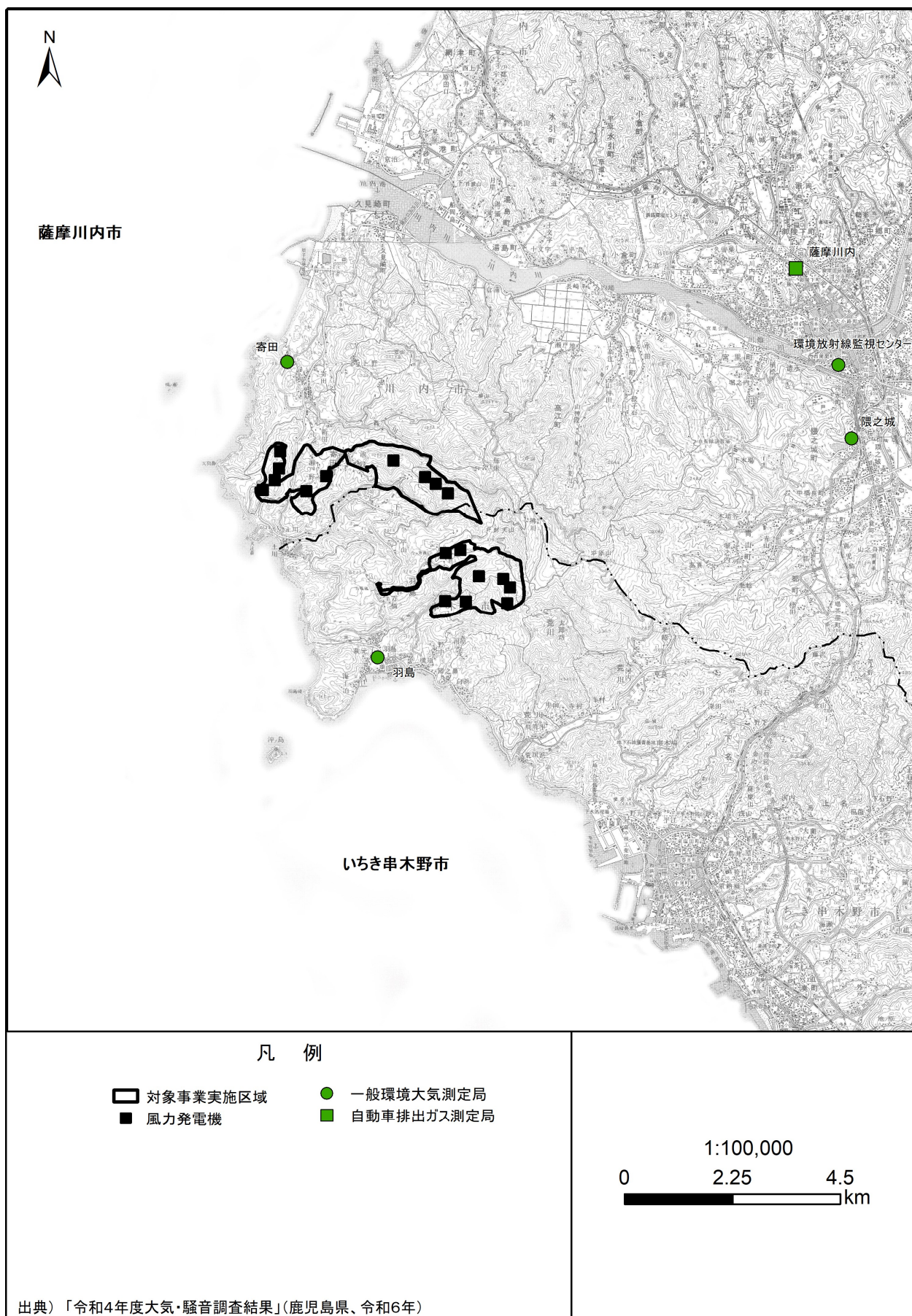
商：近隣商業地域及び商業地域

未：未指定及び無指定地域

2. 令和3年3月に環境放射線監視センター局は廃止され、隈之城局が新設された（移設）。

3. 令和4年3月に寄田局は廃止された。

出典) 「令和5年版 環境白書」（鹿児島県、令和6年）



第 3.1-2 図 大気汚染常時監視測定局の位置

① 二酸化窒素

令和4年度における二酸化窒素の測定結果は、第3.1-4表のとおりであり、各測定局とも環境基準を達成している。また、平成30年度～令和4年度の年平均値の経年変化は第3.1-5表及び第3.1-3図のとおりである。

第3.1-4表 二酸化窒素の測定結果（令和4年度）

区分	測定局名	年平均値	1時間値 の最高値	1日平均値		98%値評価による1日平均値が 0.06ppmを超えた日数
				0.06ppmを超えた日数	年間 98%値	
		ppm	ppm	日	ppm	日
一般局	隈之城	0.003	0.020	0	0.006	0
	羽島	0.002	0.012	0	0.004	0
自排局	薩摩川内	0.006	0.037	0	0.011	0

注）環境基準の評価：1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であれば環境基準達成である。

出典）「令和4年度大気・騒音調査結果」（鹿児島県、令和6年）

第3.1-5表 二酸化窒素の経年変化（平成30年度～令和4年度）

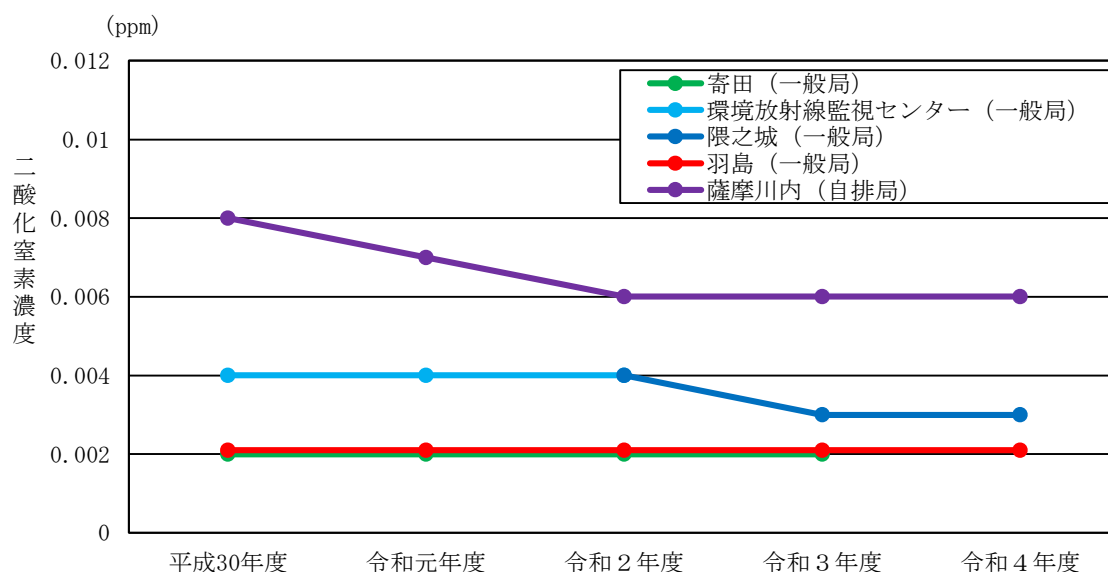
単位：ppm

区分	測定局名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般局	寄田	0.002	0.002	0.002	0.002	—
	環境放射線監視センター	0.004	0.004	0.004	—	—
	隈之城	—	—	0.004	0.003	0.003
	羽島	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
自排局	薩摩川内	0.008	0.007	0.006	0.006	0.006

注）1. 令和3年3月に環境放射線監視センター局は廃止され、隈之城局が新設された（移設）。

2. 令和4年3月に寄田局は廃止された。

出典）「令和4年度大気・騒音調査結果」（鹿児島県、令和6年）



第3.1-3図 二酸化窒素の経年変化（平成30年度～令和4年度）

② 光化学オキシダント

令和４年度における光化学オキシダントの測定結果は、第３．１-６表のとおりであり、全ての測定局で環境基準を達成しておらず、昼間（５～２０時）の時間帯における１時間値が環境基準（０．０６ppm）を超えた時間は、隈之城局（令和３年３月新設）で１３５時間、羽島局で２７２時間であった。また、平成３０年度～令和４年度の昼間（５～２０時）における１時間値の年平均値の経年変化は第３．１-７表及び第３．１-４図のとおりである。

第３．１-６表 光化学オキシダントの測定結果（令和４年度）

区分	測定局名	昼間（５～２０ 時）における １ 時間値						日最高 １ 時間 値の年平均値
		年 平均値	最高値	0.06ppm を超えた 日数と時間数		0.12ppm 以上の日 数と時間数		
		ppm	ppm	日	時間	日	時間	ppm
一般局	隈之城	0.029	0.080	29	135	0	0	0.040
	羽島	0.036	0.087	43	272	0	0	0.044

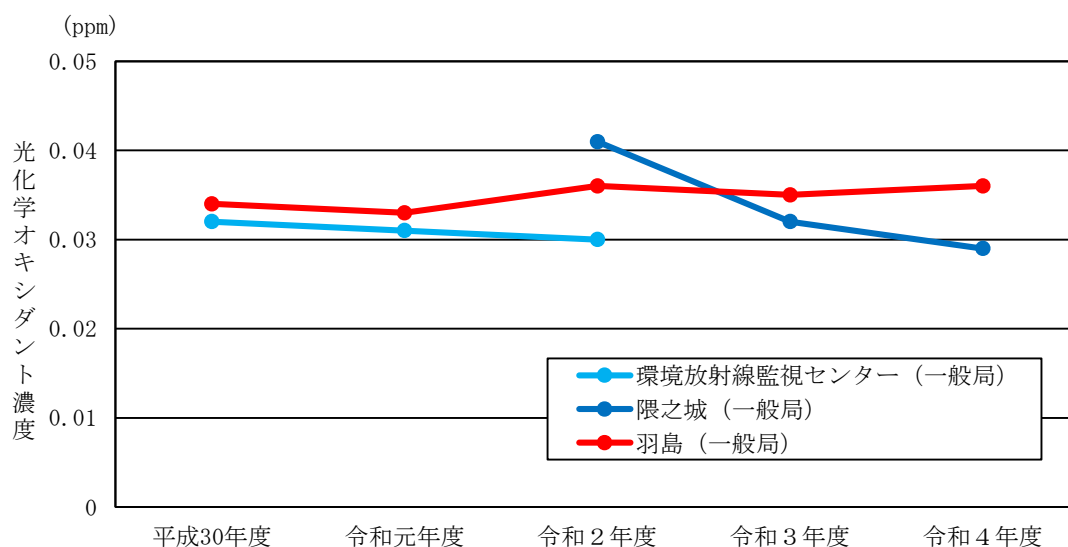
注）環境基準の評価：昼間（５～２０時）の時間帯において、１時間値が０．０６ppm以下であれば環境基準達成である。
出典）「令和４年度大気・騒音調査結果」（鹿児島県、令和６年）

第３．１-７表 光化学オキシダントの経年変化（平成３０年度～令和４年度）

単位：ppm

区分	測定局名	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
一般局	環境放射線監視センター	０．０３２	０．０３１	０．０３０	—	—
	隈之城	—	—	０．０４１	０．０３２	０．０２９
	羽島	０．０３４	０．０３３	０．０３６	０．０３５	０．０３６

注）令和３年３月に環境放射線監視センター局は廃止され、隈之城局が新設された（移設）。
出典）「令和４年度大気・騒音調査結果」（鹿児島県、令和６年）



第 3.1-4 図 光化学オキシダントの経年変化（平成 30 年度～令和 4 年度）

③ 浮遊粒子状物質

令和 4 年度における浮遊粒子状物質の測定結果は第 3.1-8 表のとおりであり、全ての測定局で環境基準を達成している。また、平成 30 年度～令和 4 年度の年平均値の経年変化は第 3.1-9 表及び第 3.1-5 図のとおりである。

第 3.1-8 表 浮遊粒子状物質の測定結果（令和 4 年度）

区分	測定局名	年平均値	1 時間値が 0.20mg/m ³ を超えた時 間数	1 日平均値 が 0.10mg/m ³ を超えた日 数	1 時間値 の 最高値	1 日平 均値の 2% 除外値	1 日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続 したことの有 無	環境基 準の長 期的評 価
		mg/m ³	時間	日	mg/m ³	mg/m ³	有・無	
一般局	隈之城	0.013	0	0	0.081	0.028	無	達成
	羽島	0.017	0	0	0.088	0.040	無	達成
自排局	薩摩川内	0.014	0	0	0.095	0.032	無	達成

注) 短期的評価：連続して又は随時に行った測定について、1 時間値が 0.20mg/m³以下で、かつ、1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³以下であれば環境基準達成である。

長期的評価：年間の 1 日平均値の 2% 除外値が 0.10mg/m³以下であれば環境基準達成である。ただし、1 日平均値が 0.10 mg/m³を超える日が 2 日以上連続したときは、上記に関係なく非達成である。

出典) 「令和 4 年度大気・騒音調査結果」(鹿児島県、令和 6 年)

第 3.1-9 表 浮遊粒子状物質の経年変化（平成 30 年度～令和 4 年度）

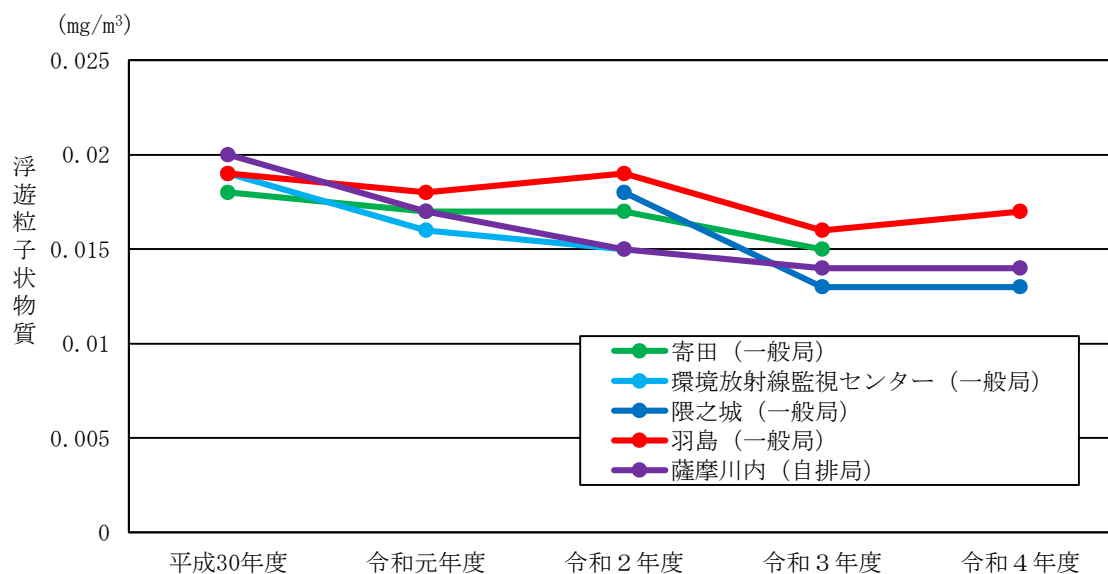
単位：mg/m³

区分	測定局名	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
一般局	寄田	0.018	0.017	0.017	0.015	—
	環境放射線監視センター	0.019	0.016	0.015	—	—
	隈之城	—	—	0.018	0.013	0.013
	羽島	0.019	0.018	0.019	0.016	0.017
自排局	薩摩川内	0.020	0.017	0.015	0.014	0.014

注) 1. 令和 3 年 3 月に環境放射線監視センター局は廃止され、隈之城局が新設された（移設）。

2. 令和 4 年 3 月に寄田局は廃止された。

出典) 「令和 4 年度大気・騒音調査結果」（鹿児島県、令和 6 年）



第 3.1-5 図 浮遊粒子状物質の経年変化（平成 30 年度～令和 4 年度）

④ 大気汚染に係る苦情の発生件数

大気汚染に係る苦情の発生件数は、第 3.1-10 表のとおりであり、過去 5 年間（平成 30 年度～令和 4 年度）で年間に 21～47 件発生している。

第 3.1-10 表 大気汚染に係る苦情の発生件数

市町	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
いちき串木野市	0	0	0	0	0
薩摩川内市	21	32	47	44	40

出典) 「平成元年～令和 5 年版 環境白書（資料編）」（鹿児島県、令和 2～6 年）

(3) 騒音の状況

① 環境騒音の状況

環境騒音の調査結果は、第 3.1-11 表のとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺では、第 3.1-6 図のとおり 5 地点で測定が実施されており、御陵下町①及び高城町で昼間及び夜間に、宮内町で夜間に環境基準を達成していないが、その他の地点は環境基準を達成している。

第 3.1-11 表 環境騒音調査結果（令和 4 年度）

市町	測定地点	用途地域	環境基準 準類型	等価騒音レベル(dB)			
				測定値		環境基準	
				昼間	夜間	昼間	夜間
薩摩川内市	御陵下町①	第一種中高層 住居専用地域	A	56	46	55	45
	宮内町	第一種住居地域	B	51	47	55	45
	高城町	第一種住居地域	B	60	52	55	45
	御陵下町②	第一種住居地域	B	47	37	55	45
	西開聞町	近隣商業地域	C	53	39	60	50

注) 1. 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

2. A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

3. B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

4. C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

出典) 「令和 4 年度大気・騒音調査結果」(鹿児島県、令和 6 年)

② 道路交通騒音の状況

道路交通騒音（道路に面する地域）の調査結果は、第 3.1-12 表のとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺では、第 3.1-6 図のとおり 9 地点で測定が実施されており、全ての地点で環境基準を達成している。

第 3.1-12 表 道路交通騒音調査結果（令和 4 年度）

市町	路線	測定地点	用途地域	等価騒音レベル(dB)			
				測定値		環境基準	
				昼間	夜間	昼間	夜間
薩摩川内市	一般地方道・県道大小路・中郷線	大小路町	第一種住居地域	64	56	70	65
	市道隈之城・高城線	東大小路町	第二種住居地域	65	58	70	65
	一般地方道・県道川内祁答院線	平佐町	第一種中高層住居専用地域	63	55	70	65
	一般国道 3 号	御陵下町③	近隣商業地域	69	60	70	65
	県道川内串木野線	神田町	近隣商業地域	64	56	70	65
	一般国道 267 号	国分寺町	準住居地域	68	59	70	65
	一般国道 3 号	上川内町	準工業地域	69	62	70	65
	県道百次木場茶屋線	川永野町	用途地域内の未指定地域	68	59	70	65
	一般国道 3 号	尾白江町	用途地域内の未指定地域	70	62	70	65

注) 1. 環境基準は、幹線交通を担う道路に近接する空間における値である。

2. 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

出典) 「令和 4 年度大気・騒音調査結果」（鹿児島県、令和 6 年）

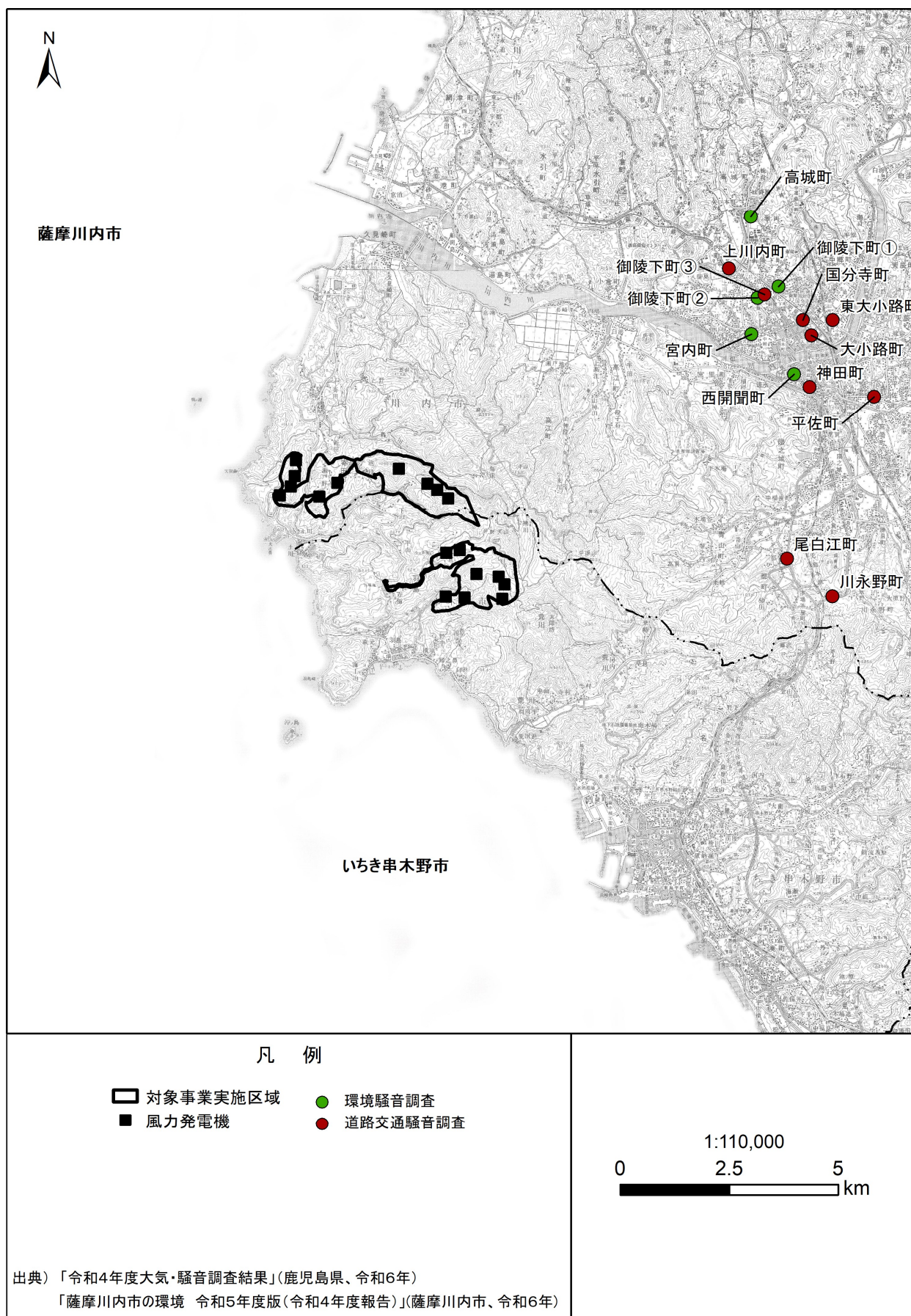
③ 騒音に係る苦情の発生件数

騒音に係る苦情の発生件数は、第 3.1-13 表のとおりであり、過去 5 年間（平成 30 年度～令和 4 年度）で年間に 1～10 件発生している。

第 3.1-13 表 騒音に係る苦情の発生件数

市町	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
いちき串木野市	0	0	0	0	0
薩摩川内市	10	5	1	2	9

出典) 「平成元年～令和 5 年版 環境白書（資料編）」（鹿児島県、令和 2～6 年）



第 3.1-6 図 騒音調査地点の位置

(4) 振動の状況

① 環境振動の状況

対象事業実施区域及びその周辺には、国又は自治体等が実施した環境振動に係る調査結果は公表されていない。

② 道路交通振動の状況

道路交通振動（道路に面する地域）の調査結果は、第 3.1-14 表のとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺では、第 3.1-7 図のとおり 9 地点で測定が実施されており、全ての測定地点で要請限度を達成している。

第 3.1-14 表 道路交通振動調査結果（令和 4 年度）

市町	路線	測定地点 (町名)	区域 区分	80%レンジの上端値(dB)			
				測定値		要請限度	
				昼間	夜間	昼間	夜間
薩摩川内市	一般国道 3 号	上川内町	第 2 種	49	37	70	65
	一般国道 3 号	御陵下町	第 2 種	52	－	70	－
	一般国道 3 号	水引町	第 1 種	35	－	65	－
	一般国道 3 号	尾白江町	第 1 種	45	－	65	－
	県道荒川川内線	隈之城町	第 1 種	47	－	65	－
	県道川内串木野線	宮里町	第 1 種	48	－	65	－
	県道京泊大小路線	宮内町	第 1 種	39	－	65	－
	県道百次木場茶屋線	川永野町	第 1 種	30 未満	－	65	－
	市道隈之城高城線	東大小路町	第 1 種	43	－	65	－

注) 1. 時間の区分は、昼間を午前 8 時から午後 7 時までの間とし、夜間を午後 7 時から翌日の午前 8 時までの間とする。(上川内町以外の測定地点は、夜間の測定が行われていない)

2. 第 1 種区域：第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び平成 26 年 10 月 9 日以前の川内都市計画区域であって、第 2 種区域に属さない区域。

3. 第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域工業地域、工業専用地域及び勝目町・矢倉町・山之口町・久見崎町(川内原子力発電所敷地)の各一部。

出典)「薩摩川内市の環境 令和 5 年度版」(薩摩川内市、令和 6 年)

③ 振動に係る苦情の発生件数

振動に係る苦情の発生件数は、第 3.1-15 表のとおりであり、過去 5 年間（平成 30 年度～令和 4 年度）で年間に 0～3 件発生している。

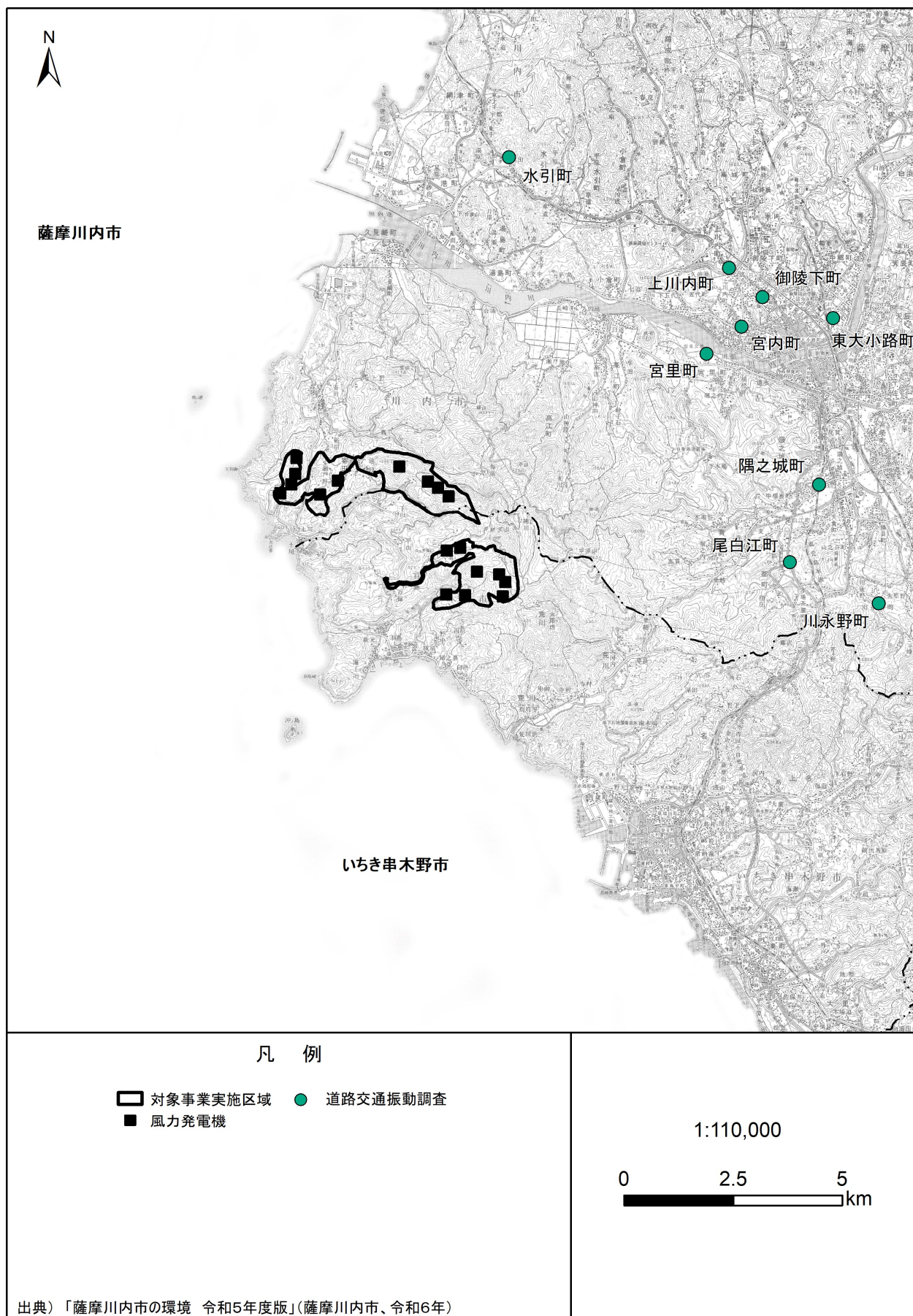
第 3.1-15 表 振動に係る苦情の発生件数

市町	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
いちき串木野市	0	0	0	0	0
薩摩川内市	1	3	0	0	1

出典)「平成元年～令和 5 年版 環境白書(資料編)」(鹿児島県、令和 2～6 年)

(5) 超低周波音の状況

対象事業実施区域及びその周辺には、国又は自治体等が実施した超低周波音に係る調査結果は公表されていない。



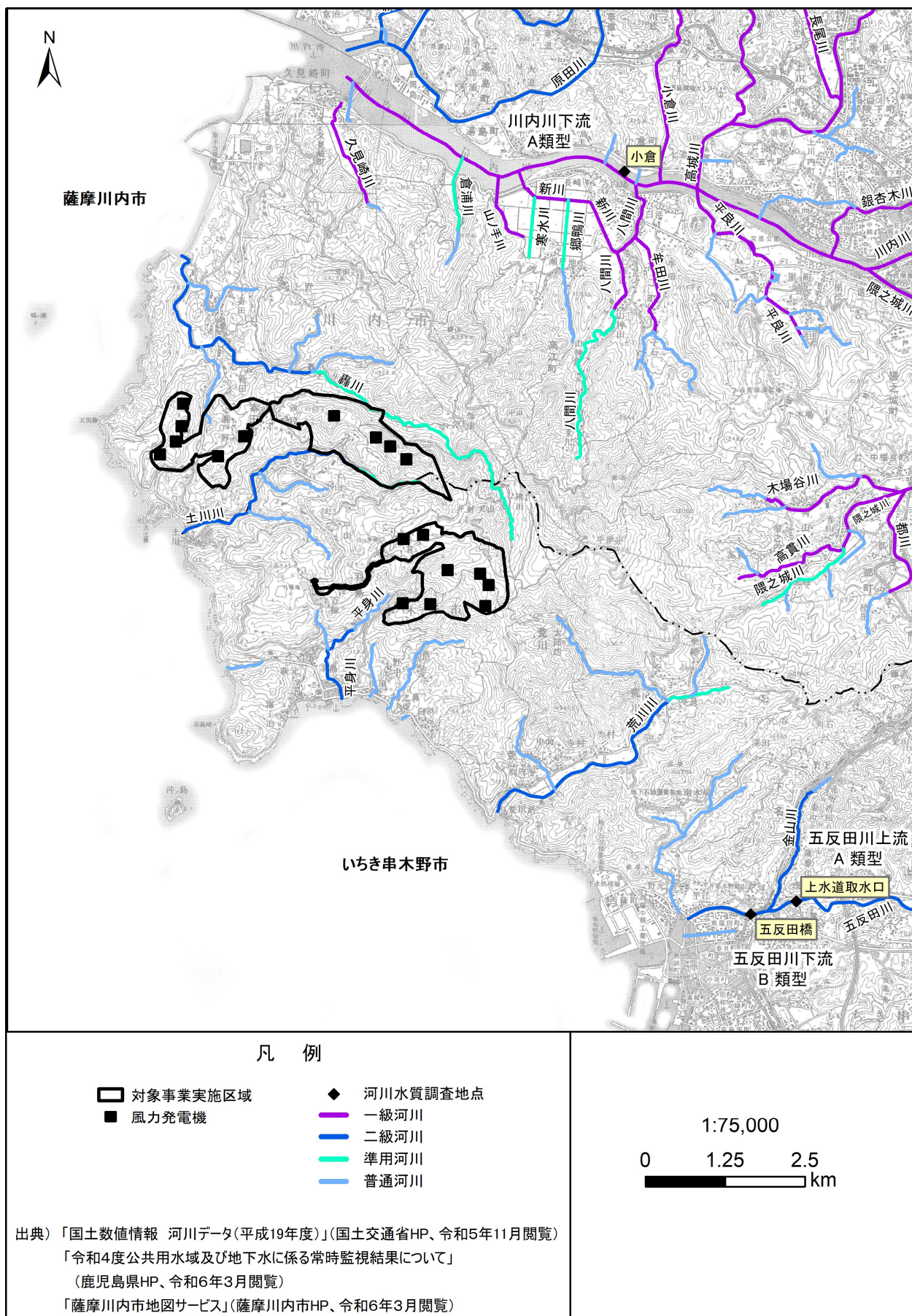
第 3.1-7 図 振動調査地点の位置

3.1.2 水環境の状況

(1) 水象の状況

対象事業実施区域及びその周辺における主な河川は、いちき串木野市に二級河川土川川水系土川川、平身川水系平身川、荒川水系荒川川及び五反田川水系五反田川、薩摩川内市に一級河川川内川水系川内川とその支川である八間川、隈之城川及び二級河川轟川水系轟川等がある。

水象の状況及び水質調査地点は、第 3.1-8 図のとおりである。



第 3. 1-8 図 水象の状況及び水質調査地点図

(2) 水質の状況

対象事業実施区域及びその周辺における環境基本法（平成5年法律第91号）第16条の規定に基づく「生活環境の保全に関する環境基準の水域類型指定」がなされている水域は、第3.1-8図のとおりであり、川内川下流、五反田川上流がA類型に、五反田川下流がB類型に指定されている。

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第15条に基づく公共用水域に係る常時監視結果は第3.1-16～24表のとおりである。また、生物化学的酸素要求量（BOD）及び浮遊物質（SS）の経年変化は第3.1-9図、第3.1.10図のとおりである。

第3.1-16表 水素イオン濃度(pH)の調査結果（令和4年度）

水域名	地点名	水域 類型	最小値	最大値	基準超過検体 数/総検体数	環境基準
川内川下流	小倉	A	7.4	7.8	0/12	6.5 以上 8.5 以下
五反田川下流	五反田橋	B	7.7	8.2	0/4	
五反田川上流	上水道取水口	A	7.6	8.3	0/4	

出典）「令和4年度公共用水域の水質測定結果」（鹿児島県、令和6年）

第3.1-17表 溶存酸素量(DO)の調査結果（令和4年度）

水域名	地点名	水域 類型	最小値 (mg/L)	最大値 (mg/L)	平均値 (mg/L)	基準超過検体 数/総検体数	環境基準
川内川下流	小倉	A	7.5	10.0	8.7	0/12	7.5 mg/L 以上
五反田川下流	五反田橋	B	9.0	11.0	9.8	0/4	5 mg/L 以上
五反田川上流	上水道取水口	A	9.5	11.0	10.0	0/4	7.5 mg/L 以上

出典）「令和4年度公共用水域の水質測定結果」（鹿児島県、令和6年）

第3.1-18表 生物化学的酸素要求量(BOD)の調査結果（令和4年度）

水域名	地点名	水域 類型	最小値 (mg/L)	最大値 (mg/L)	平均値 (mg/L)	75%値 (mg/L)	基準超過検 体数/ 総検体数	環境基 準
川内川下流	小倉	A	0.5	2.2	1.0	1.0	1/12	2mg/L 以下
五反田川下流	五反田橋	B	0.6	1.3	1.0	1.1	0/4	3mg/L 以下
五反田川上流	上水道取水口	A	<0.5	1.0	0.7	0.8	0/4	2mg/L 以下

注）表中の「<」は、定量下限値未満を示す。

出典）「令和4年度公共用水域の水質測定結果」（鹿児島県、令和6年）

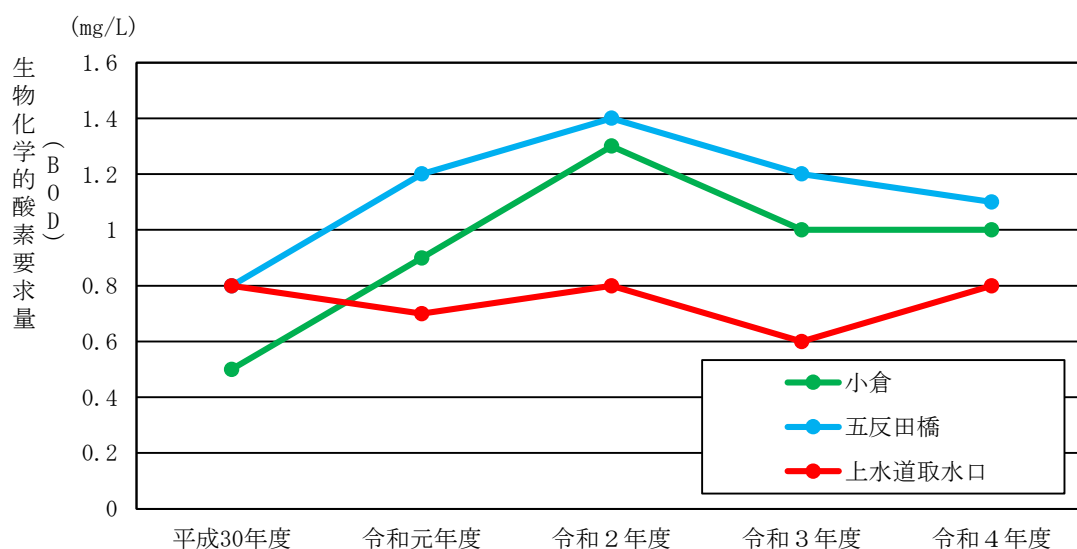
第 3.1-19 表 生物化学的酸素要求量(BOD) の経年変化（平成 30 年度～令和 4 年度）

単位：mg/L

水域名	地点名	類型	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
川内川下流	小倉	A	0.5	0.9	1.3	1.0	1.0
五反田川下流	五反田橋	B	0.8	1.2	1.4	1.2	1.1
五反田川上流	上水道取水口	A	0.8	0.7	0.8	0.6	0.8

注) 表中の数値は、75%値を示す。

出典) 「平成 30 年度～令和 4 年度公共用水域の水質測定結果」(鹿児島県、令和 2～6 年)



第 3.1-9 図 生物化学的酸素要求量(BOD) の経年変化（平成 30 年度～令和 4 年度）

第 3.1-20 表 浮遊物質(SS) の調査結果（令和 4 年度）

水域名	地点名	水域類型	最小値 (mg/L)	最大値 (mg/L)	平均値 (mg/L)	基準超過検体数/総検体数	環境基準
川内川下流	小倉	A	2	8	4	0/12	25 mg/L 以下
五反田川下流	五反田橋	B	1	5	4	0/4	
五反田川上流	上水道取水口	A	1	5	2	0/4	

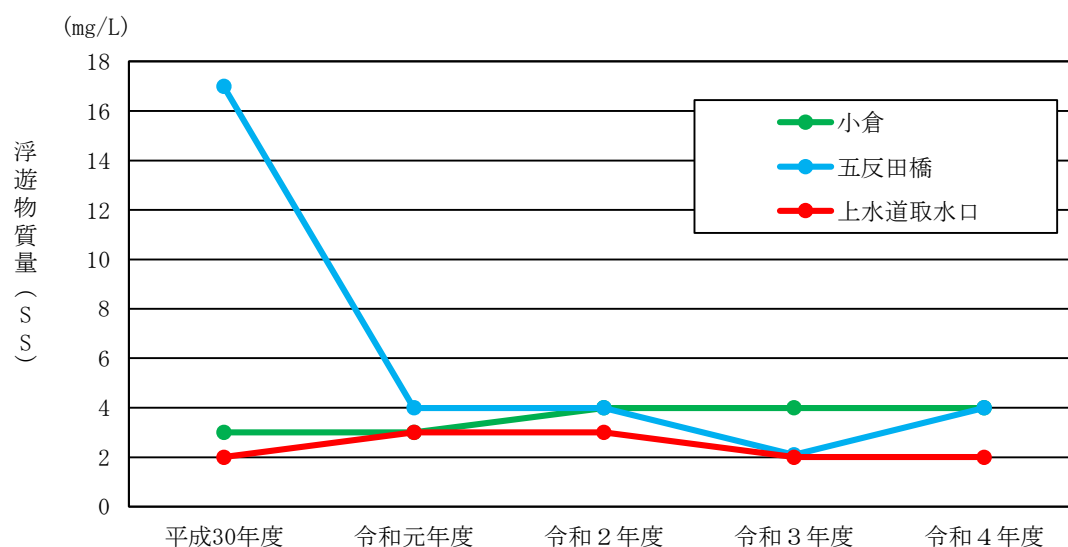
出典) 「令和 4 年度公共用水域の水質測定結果」(鹿児島県、令和 6 年)

第 3.1-21 表 浮遊物質(SS) の経年変化（平成 30 年度～令和 4 年度）

単位：mg/L

水域名	地点名	類型	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
川内川下流	小倉	A	3	3	4	4	4
五反田川下流	五反田橋	B	17	4	4	2	4
五反田川上流	上水道取水口	A	2	3	3	2	2

出典) 「平成 30 年度～令和 4 年度公共用水域の水質測定結果」(鹿児島県、令和 2～6 年)



第 3.1-10 図 浮遊物質質量(SS) の経年変化 (平成 30 年度～令和 4 年度)

第 3.1-22 表 大腸菌数の調査結果 (令和 4 年度)

水域名	地点名	水域 類型	最小値 (CFU/ 100mL)	最大値 (CFU/ 100mL)	90% 値 (CFU/ 100mL)	基準超過検 体数/ 総検体数	環境基準
川内川下流	小倉	A	30	78	78	0/4	300CFU/ 100mL 以下
五反田川下流	五反田橋	B	130	370	370	0/4	1,000CFU/ 100mL 以下
五反田川上流	上水道取水口	A	76	400	400	1/4	300CFU/ 100mL 以下

出典) 「令和 4 年度公共用水域の水質測定結果」 (鹿児島県、令和 6 年)

第 3.1-23 表 全亜鉛、ノニルフェノール、LAS の調査結果 (令和 4 年度)

水域名	地点名	類型	全亜鉛 (mg/L)	ノニルフェノール (mg/L)	LAS(直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩) (mg/L)
川内川 下流	小倉	生物 B	<0.001~0.001	—	—
五反田川 下流	五反田橋	生物 B	—	—	—
五反田川 上流	上水道 取水口	生物 B	—	—	—
環境基準			0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下

注) 表中の「—」は資料に未記載の項目を示す。

出典) 「令和 4 年度公共用水域の水質測定結果」 (鹿児島県、令和 6 年)

第 3.1-24 表 健康項目の調査結果（令和 4 年度）

水域名	地点名	カドミウム (mg/L)	全シアン (mg/L)	鉛 (mg/L)	六価 クロム (mg/L)	砒素 (mg/L)	硝酸性 窒素及び亜 硝酸性窒素 (mg/L)	1,4-ジオ キサン (mg/L)
川内川 下流	小倉	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.005	<0.005	—	<0.005
五反田川 下流	五反田 橋	—	—	—	—	—	0.36	—
五反田川 上流	上水道 取水口	—	—	—	—	—	0.29	—
環境基準		0.003mg/L 以下	検出さ れない こと	0.01mg/L 以下	0.02mg/L 以下	0.01mg/L 以下	10mg/L 以下	0.05mg/L 以下

注) 1. 表中の「<」は、定量下限値未満を示す。

2. 表中の「—」は資料に未記載の項目を示す。

出典) 「令和 4 年度公共用水域の水質測定結果」（鹿児島県、令和 6 年）

（３）地下水の状況

対象事業実施区域及びその周辺では、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）に基づき継続監視調査及び概況調査が第 3.1-25 表のとおり実施されている。

第 3.1-25 表 地下水に係る常時監視結果（令和 4 年度）

市町	調査地点数	環境基準超過地点数
薩摩川内市	3	0

出典) 「令和 4 年度公共用水域及び地下水に係る常時監視結果について」

（鹿児島県 HP、令和 6 年 3 月閲覧）

（４）水質汚濁に係る苦情の発生件数

水質汚濁に係る苦情の発生件数は、第 3.1-26 表のとおりであり、過去 5 年間（平成 30 年度～令和 4 年度）で年間に 3～10 件発生している。

第 3.1-26 表 水質汚濁に係る苦情の発生件数

市町	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
いちき串木野市	0	0	0	0	0
薩摩川内市	3	9	10	5	6

出典) 「平成元年～令和 5 年版 環境白書(資料編)」（鹿児島県、令和 2～6 年）

3.1.3 土壌及び地盤の状況

(1) 土壌の状況

① 土壌及び土壌汚染の状況

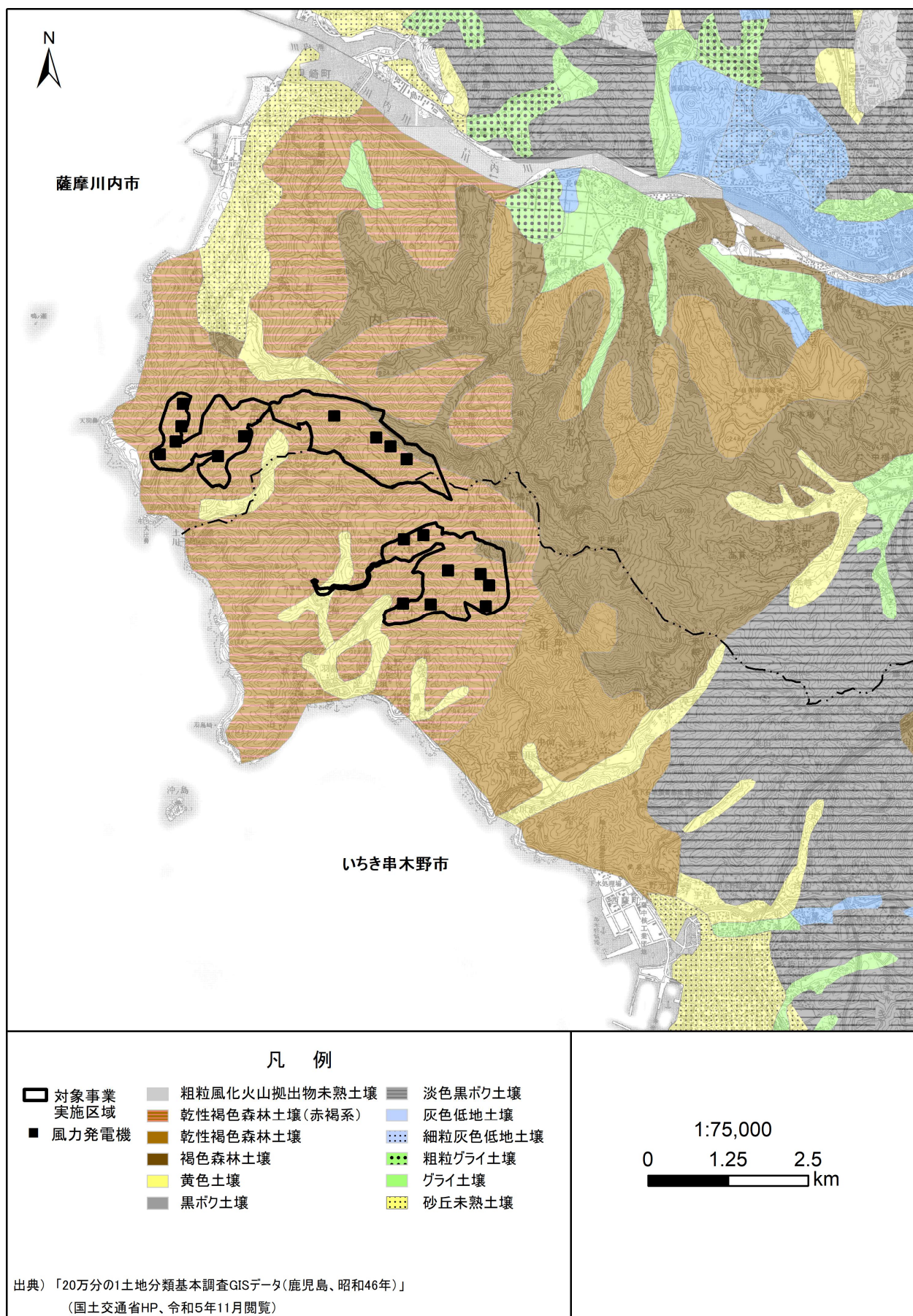
対象事業実施区域及びその周辺における土壌の状況は、第 3.1-11 図のとおりであり、対象事業実施区域は主に乾性褐色森林土壌（赤褐色系）が分布し、その周囲に褐色森林土壌、乾性褐色森林土壌及び黄色土壌が分布する。

対象事業実施区域及びその周辺では、ダイオキシン類の調査が第 3.1-27 表のとおり実施されており、全ての地点で環境基準を達成している。

第 3.1-27 表 土壌におけるダイオキシン類の調査結果（令和 4 年度）

市町	地点名	測定値 (pg-TEQ/g)	環境基準
薩摩川内市	川内南中学校	0.46	1,000 pg-TEQ/g 以下
	水引小学校	0.83	
	小倉グランドゴルフ場	2.0	

出典)「令和 4 年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視結果について」(鹿児島県、令和 5 年)



第 3.1-11 図 土壌図

(2) 地盤の状況

「令和4年度 全国の地盤沈下地域の概況」（環境省、令和6年）によると、対象事業実施区域及びその周辺において、地盤沈下は認められていない。また、地盤沈下を起こしやすいと言われている約260万年前に相当する年代（第四紀）に堆積した地層は、対象事業実施区域及びその周辺に分布していない。

地盤沈下に係る苦情の発生件数は、第3.1-28表のとおりであり、過去5年間（平成30年度～令和4年度）発生していない。

第3.1-28表 地盤沈下に係る苦情の発生件数

市町	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
いちき串木野市	0	0	0	0	0
薩摩川内市	0	0	0	0	0

出典）「平成元年～令和5年版 環境白書(資料編)」(鹿児島県、令和2～6年)

3.1.4 地形及び地質の状況

(1) 地形の状況

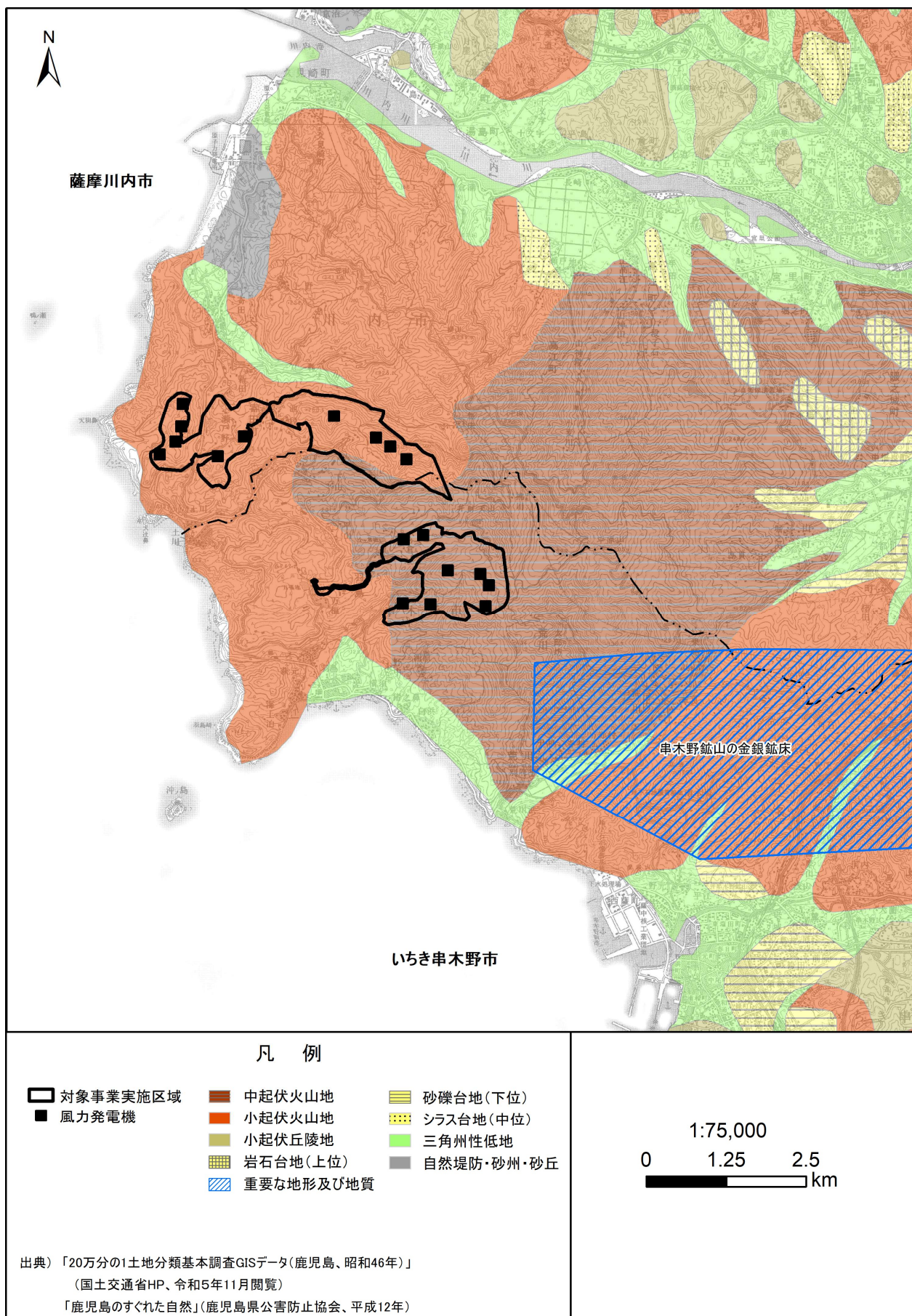
対象事業実施区域及びその周辺における地形分類図は、第 3.1-12 図のとおりであり、対象事業実施区域は、主に小起伏火山地及び中起伏火山地からなる。

(2) 地質の状況

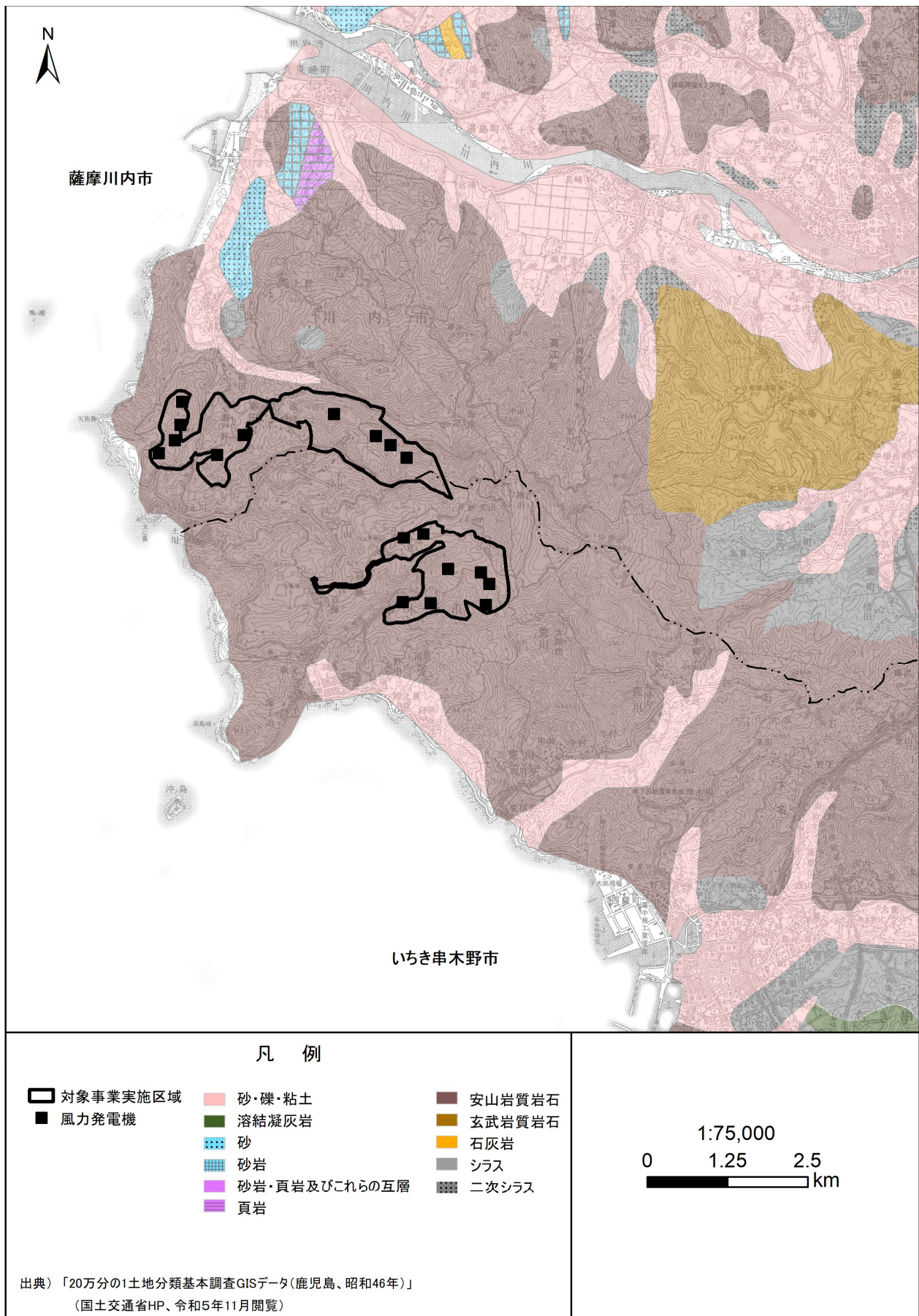
対象事業実施区域及びその周辺における表層地質図は、第 3.1-13 図のとおりであり、対象事業実施区域は、主に安山岩質岩石が分布している。

(3) 重要な地形及び地質

対象事業実施区域には、「日本の地形レッドデータブック第 1 集 新装版」（日本の地形レッドデータブック作成委員会、平成 12 年）、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）、鹿児島県文化財保護条例（昭和 30 年鹿児島県条例第 48 号）及び「日本の典型地形」（国土地理院、平成 11 年）において指定された重要な地形及び地質は存在しない。また、「鹿児島のすぐれた自然」（鹿児島県公害防止協会、平成 12 年）における「形態、産状が特異で学術上の価値が高いもの」として、対象事業実施区域の周辺（南東側）に「串木野鉾山の金銀鉾床」が存在する（第 3.1-12 図）。



第 3.1-12 図 地形分類図



第 3.1-13 図 表層地質図

3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(1) 動物の生息の状況

対象事業実施区域及びその周辺の動物の生息状況を把握するに当たり、収集した文献その他の資料は第 3.1-29 表のとおりである。

第 3.1-29 表 動物に係る収集文献

No.	収集文献	分類群						
		哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	昆虫類	魚類・底生動物	陸産貝類
1	「鹿児島県自然愛護協会報告第 2 号鹿児島県西部及び北部地域自然環境保全基本調査書」（鹿児島県自然愛護協会、昭和 49 年）	○	○		○	○	○	
2	「Nature of Kagoshima 30、32、33、34、35、44、45、46、47、48、49、50.鹿児島県自然愛護協会」（船越公威ら、平成 16～令和 5 年）	○		○	○		○	
3	「北薩の自然－鹿児島県の自然調査事業報告書Ⅱ」（鹿児島県立博物館、平成 7 年）	○	○	○	○	○	○	
4	「自然環境調査 Web-GIS 動物情報検索（第 2-7 回動植物分布調査）」（環境省生物多様性センターHP http://gis.biodic.go.jp/webgis/ ）	○	○	○	○	○	○	○
5	「鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物－鹿児島県レッドデータブック動物編」（鹿児島県環境生活部環境保護課、平成 15 年）	○	○	○	○	○	○	
6	「改訂・鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物 動物編－鹿児島県レッドデータブック 2016－」（鹿児島県環境林務部自然保護課、平成 28 年）	○	○	○	○	○	○	○
7	「鹿児島県の野鳥」（鹿児島県保健環境部環境管理課、昭和 62 年）		○					
8	「鹿児島県産鳥類リスト.鹿児島県立博物館研究報告 18.鹿児島県立博物館」（所崎聡・山元幸夫、平成 11 年）		○					
9	「鹿児島県立博物館研究報告 2、3、12 号.鹿児島県立博物館」（中間弘ら、昭和 58 年、昭和 59 年、平成 5 年）	○	○			○		
10	「鹿児島県蝶類研究報告第 2 部鹿児島県の蝶類」（福田晴夫・田中洋、昭和 37 年）					○		
11	「SATSUMA 4(11)～53(128)」（鹿児島昆虫同好会、昭和 31～平成 15 年）					○		
12	「川の生きもの図鑑－鹿児島の水辺から」（鹿児島の自然を記録する会、平成 14 年）	○	○	○		○	○	

① 動物相の状況

対象事業実施区域及びその周辺における動物相の概要は第 3. 1-30 表のとおりであり、哺乳類 27 種、鳥類 157 種、爬虫類 13 種、両生類 7 種、昆虫類 538 種、魚類 55 種、底生動物 93 種及び陸産貝類 55 種が確認されている。対象事業実施区域及びその周辺は、小起伏から中起伏の火山地であり、主にシイ・カシ二次林、タブノキーヤブニッケイ二次林等の広葉樹林及びスギ・ヒノキ・サワラ植林等の植生が分布しており、これらの環境を反映して、哺乳類のノウサギ、鳥類のアオバト、爬虫類のジムグリ、両生類のシュレーゲルアオガエル、昆虫類のオオゴキブリ、陸産貝類のヤマタニシ等の主に樹林に生息する種が確認されている。また、対象事業実施区域及びその周辺には、河川、水路等も分布しており、魚類のカワムツ、底生動物のカワニナ等も確認されている。

第 3. 1-30 表 文献その他の資料による動物相の概要

分類群	確認種数	主な確認種
哺乳類	13 科 27 種	コウベモグラ、ニホンザル、ノウサギ、ヤマネ、カヤネズミ 等
鳥 類	49 科 157 種	ヒドリガモ、アオバト、コサギ、サシバ、ハシボソガラス 等
爬虫類	8 科 13 種	ニホンイシガメ、ニホントカゲ、シマヘビ、ジムグリ 等
両生類	5 科 7 種	アカハライモリ、トノサマガエル、シュレーゲルアオガエル 等
昆虫類	83 科 538 種	キイロサナエ、オオゴキブリ、ヒグラシ、モンキアゲハ 等
魚 類	25 科 55 種	ニホンウナギ、カワムツ、ミナミメダカ、ドンコ、マハゼ 等
底生動物	47 科 93 種	カワニナ、マシジミ、モクズガニ、ハクセンシオマネキ 等
陸産貝類	18 科 55 種	ヤマタニシ、アズキガイ、ナミギセル、ウスカワマイマイ 等

② 動物の重要な種及び注目すべき生息地

対象事業実施区域及びその周辺における動物の重要な種及び注目すべき生息地は、第 3.1-31 表の法令や規則等の選定根拠に基づいて選定した。

第 3.1-31 表 動物の重要な種及び注目すべき生息地の選定根拠

選定根拠			ランク
重要な種	A	「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）	・国指定特別天然記念物（特天） ・国指定天然記念物（天） ・県指定天然記念物（県天） ・市指定天然記念物（市天）
	B	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号）	・国際希少野生動植物種（国際） ・国内希少野生動植物種（国内）
	C	「環境省レッドリスト 2020 の公表について」（環境省、令和 2 年）	・絶滅（EX） ・野生絶滅（EW） ・絶滅危惧ⅠA 類（CR） ・絶滅危惧ⅠB 類（EN） ・絶滅危惧Ⅱ類（VU） ・準絶滅危惧（NT）
	D	「改訂・鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物 動物編－鹿児島県レッドデータブック 2016－」（鹿児島県、平成 28 年） ※注 1）分布特性上重要な種については、分布の境界ではあるが、現在のところ県内ではごく普通に見られる種であるため、選定基準から除外した。	〈種・亜種〉 ・絶滅（絶滅） ・野生絶滅（野絶） ・絶滅危惧Ⅰ類（Ⅰ類） ・絶滅危惧Ⅱ類（Ⅱ類） ・準絶滅危惧（準絶） ・情報不足（不足）
	E	「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」（平成 15 年鹿児島県条例第 11 号）	・指定希少野生動植物（指定）
注目すべき生息地	A (再掲)	「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）	・国指定特別天然記念物（特天） ・国指定天然記念物（天） ・県指定天然記念物（県天） ・市指定天然記念物（市天）
	G	「日本のラムサール条約湿地」（環境省、平成 13 年）	・ラムサール条約登録湿地
	H	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）	・鳥獣保護区
	I	「重要野鳥生息地（IBA）」（日本野鳥の会）	・重要野鳥生息地
	J	「第 2 回自然環境保全基礎調査」（環境庁、昭和 56 年）	・重要な生息地
	K	「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 27 年）	・生息確認地
	L	「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省、平成 28 年）	・重要な湿地
	M	「環境アセスメントデータベース EADAS センシティブイティマップ」（環境省 HP、令和 5 年 11 月閲覧）	・注意喚起メッシュ

イ．動物の重要な種

対象事業実施区域及びその周辺における動物の重要な種の選定結果は第 3. 1-32～39 表のとおりであり、哺乳類 6 種、鳥類 36 種、爬虫類 3 種、両生類 2 種、昆虫類 68 種、魚類 14 種、底生動物 49 種及び陸産貝類 41 種が確認されている。対象事業実施区域及びその周辺は、主にシイ・カシ二次林、タブノキ・ヤブニッケイ二次林等の広葉樹林及びスギ・ヒノキ・サワラ植林等の植生が分布しており、これらの環境を反映して、哺乳類のヒメネズミ、鳥類のコシジロヤマドリ、ヤイロチョウ、昆虫類のキリシマミドリシジミ本州以南亜種、陸産貝類のキュウシュウゴマガイ等の主に樹林に生息する種が確認されている。また、対象事業実施区域及びその周辺には、河川、水路等も分布しており、爬虫類のニホンイシガメ、魚類のニホンウナギ、底生動物のマルタニシ等も確認されている。

第 3. 1-32 表 哺乳類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定根拠					文献 No.
				A	B	C	D	E	
1	コウモリ	ヒナコウモリ	ノレンコウモリ			VU	Ⅱ類		1・3
2			ヤマコウモリ			VU	Ⅱ類		1・3
3	ネズミ	ヤマネ	ヤマネ	天			I 類		3
4		ネズミ	ヒメネズミ				準絶		1・3・12
5			カヤネズミ				Ⅱ類		1・2・3・5・6・12
6	ネコ	イヌ	キツネ				Ⅱ類		2・3・4・6・12
計	3 目	4 科	6 種	1 種	0 種	2 種	6 種	0 種	

注) 1. 種の分類及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(国土交通省、令和 4 年)に従った。

2. 文献 No. は第 3. 1-29 表、重要な種の選定根拠は第 3. 1-31 表に対応する。

第 3. 1-33 表(1) 鳥類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定根拠					文献 No.
				A	B	C	D	E	
1	キジ	キジ	ウズラ			VU	不足		4・6
2			コシジロヤマドリ			NT	準絶		7
3	カモ	カモ	ヒシクイ	天		VU	Ⅱ類		5・6
4			ツクシガモ			VU	I 類		5・6
5			オシドリ			DD	不足		4・7・9・12
6			トモエガモ			VU			1・7・9
7	カツオドリ	ウ	ヒメウ			EN	I 類		6・7
8	ペリカン	サギ	サンカノゴイ			EN	I 類		1・3・5・6・7・8
9			ヨシゴイ			NT	I 類		6
10			チュウサギ			NT	準絶		3・4・7
11	ツル	ツル	マナヅル	特天	国際	VU	Ⅱ類		5・6
12			ナベヅル	特天	国際	VU	Ⅱ類		5・6
13		クイナ	ヒクイナ			NT	Ⅱ類		4・7
14	チドリ	チドリ	ケリ			DD	不足		4・6
15			イカルチドリ				Ⅱ類		4
16			シロチドリ			VU	Ⅱ類		4・7
17		シギ	オオソリハシシギ			VU	Ⅱ類		7

第 3.1-33 表(2) 鳥類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定根拠					文献 No.
				A	B	C	D	E	
18	チドリ	シギ	タカブシギ			VU	Ⅱ類		7
19			オバシギ		国際				7
20			ハマシギ			NT	準絶		4・7
21		カモメ	コアジサシ			VU	Ⅰ類		5・6・7
22		ウミスズメ	ウミスズメ			CR	不足		3・7
23			カンムリウミスズメ	天		VU	不足		3・5・6・7
24	タカ	ミサゴ	ミサゴ			NT	準絶		3・4・5・6・7
25		タカ	ハチクマ			NT	準絶		5・6
26			オジロワシ	天	国内	VU			1・8
27			チュウヒ		国内	EN	Ⅱ類		3・5・6・7・12
28			ツミ				不足		7
29			ハイタカ			NT	準絶		7
30			オオタカ			NT	Ⅱ類		5・6
31			サシバ			VU	Ⅱ類		4・7
32	フクロウ	フクロウ	コノハズク				不足		5・6・7
33	ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ		国内	VU	Ⅱ類		3・5・6
			オオハヤブサ		国際				1
34	スズメ	ヤイロチョウ	ヤイロチョウ		国内	EN	Ⅰ類		6
35		センニュウ	ウチヤマセンニュウ			EN	Ⅱ類		6
36		ホオジロ	ノジコ			NT			4
計	10 目	17 科	36 種	5 種	7 種	32 種	32 種	0 種	

- 注) 1. 種の分類及び配列は原則として、「鳥類目録改訂第 7 版」(日本鳥類学会、平成 24 年)に従った。
2. 文献 No. は第 3.1-29 表、重要な種の選定根拠は第 3.1-31 表に対応する。
3. 文献において亜種名が記載されているものについては、本表の種名欄には、亜種名を記載した(コシジロヤマドリ、ハヤブサ及びオオハヤブサ)。
なお、ハヤブサ及びオオハヤブサは同一種であることから 1 種として計上した。
4. 文化財保護法における国指定特別天然記念物「鹿児島県のツルおよびその渡来地」に係る種として、ナベヅル、マナヅルを「特天」とした。

第 3.1-34 表 爬虫類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定根拠					文献 No.
				A	B	C	D	E	
1	カメ	インガメ	ニホンインガメ			NT	準絶		2・3・4・12
2		スッポン	ニホンスッポン			DD			3・4・12
3	有鱗	ヤモリ	ニシヤモリ				準絶		5・6
計	2 目	3 科	3 種	0 種	0 種	2 種	2 種	0 種	

- 注) 1. 種の分類及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(国土交通省、令和 4 年)に従った。
2. 文献 No. は第 3.1-29 表、重要な種の選定根拠は第 3.1-31 表に対応する。

第 3.1-35 表 両生類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定根拠					文献 No.
				A	B	C	D	E	
1	有尾	イモリ	アカハライモリ			NT	準絶		1・4
2	無尾	アカガエル	トノサマガエル			NT	準絶		4
計	2 目	2 科	2 種	0 種	0 種	2 種	2 種	0 種	

- 注) 1. 種の分類及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(国土交通省、令和 4 年)に従った。
2. 文献 No. は第 3.1-29 表、重要な種の選定根拠は第 3.1-31 表に対応する。

第 3.1-36 表(1) 昆虫類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定根拠					文献 No.
				A	B	C	D	E	
1	トンボ	イトトンボ	ベニイトトンボ			NT	Ⅱ類		3・5・6・9・11
2			モートンイトトンボ			NT	Ⅰ類		5・6
3			セスジイトトンボ				準絶		4・6・11
4			オオイトトンボ				準絶		4・5・6・11・12
5		ヤンマ	ネアカヨシヤンマ			NT	準絶		6・11
6		サナエトンボ	キイロサナエ			NT	準絶		4・6・11
7			タベサナエ			NT	Ⅱ類		4・5・6・11・12
8		エゾトンボ	ハネヒロエゾトンボ			VU	準絶		1・3・6・11
9		トンボ	ベッコウトンボ		国内	CR	Ⅰ類		3・5・6・9・11・12
10			アキアカネ				Ⅰ類		4
11	カメムシ	キンカメムシ	アカスジキンカメムシ				不足		6
12		アメンボ	エサキアメンボ			NT	Ⅱ類		6
13		コオイムシ	コオイムシ			NT	Ⅱ類		5・6
14			タガメ		国内	VU	Ⅰ類		3・5・6
15	チョウ	セセリチョウ	ミヤマセセリ				Ⅱ類		5・6・11
16			ホソバセセリ				Ⅱ類		11
17			ギンイチモンジセセリ			NT	準絶		4・5・6・11
18		シジミチョウ	ルーミスシジミ			VU	Ⅰ類		4・6
19			コツバメ				Ⅱ類		11
20			スギタニルシジミ九州亜種				準絶		4・6
21			キシマドリシジミ本州亜種				準絶		3・4・5・6・11
22			タイワンツバメシジミ本土亜種			EN	Ⅰ類		5・10・11
23			カラスシジミ				準絶		3・4・5・6・11・12
24			トラフシジミ				準絶		1・3・5・6・11
25		タテハチョウ	サカハチチョウ				Ⅱ類		5・11
26			ミドリヒョウモン				準絶		1・10・11
27			ウラギンスジヒョウモン			VU	Ⅰ類		1・5・6・10・11
28			オオウラギンスジヒョウモン				Ⅱ類		3・5・6・11
29			メスグロヒョウモン				準絶		5・6・11
30			ウラギンヒョウモン				Ⅱ類		5・10・11
31			オオウラギンヒョウモン			CR	Ⅰ類		3・6・10・11
32			クモガタヒョウモン				Ⅱ類		3・5・6・11
33			ヒオドシチョウ				準絶		5・6・11
34			ウラナミジャノメ本土亜種			VU			11
35		アゲハチョウ	オナガアゲハ				Ⅱ類		1・5・6・10・11
36		シロチョウ	ツマグロキチョウ			EN			10・11
37		ヤガ	キシタアツバ			NT			11
38			ベニモンコノハ				不足		6
39	ハエ	ブユ	サツマツノマユブユ			EN	不足		6
40	コウチュウ	オサムシ	セアカオサムシ			NT	準絶		3・4・5・6・11
41		ハンミョウ	ヨドシロヘリハンミョウ			VU	Ⅰ類		4・5・6・12
42			シロヘリハンミョウ			NT			11
43			カワラハンミョウ			EN	Ⅰ類		5
44			ルイスハンミョウ			EN	Ⅱ類		5・12
45		ゲンゴロウ	クロゲンゴロウ			NT	準絶		4・11
46			ゲンゴロウ		国内	VU	絶滅		6
47			コガタノゲンゴロウ			VU			4・5・11
48			コマルケシゲンゴロウ			NT			4・11
49			オオマルケシゲンゴロウ			NT			4・11
50			マルケシゲンゴロウ			NT			4・11
51			キベリクロヒメゲンゴロウ			NT			4・11
52			コウバツゲンゴロウ			NT			4・11

第 3.1-36 表(2) 昆虫類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定根拠					文献 No.
				A	B	C	D	E	
53	コウチュウ	ゲンゴロウ	ルイスツブゲンゴロウ			VU	Ⅱ類		4・6・11
54			シャープツブゲンゴロウ			NT			4・11
55			マルチビゲンゴロウ			NT			11
56			キベリマメゲンゴロウ			NT			4・11
57		ミズスマシ	オオミズスマシ			NT	Ⅱ類		4・11
58			コミズスマシ			EN	Ⅱ類		6・11
59			ヒメミズスマシ			EN	Ⅰ類		4・6・11
60		コツブゲンゴロウ	ムツボツヤコツブゲンゴロウ			VU			4・11
61		ガムシ	ミユキシジミガムシ			NT			11
62		コガネムシ	オオチャイロハナムグリ			NT	準絶		4
63		テントウムシ	ハラグロオオテントウ				不足		6
64		ツチハンミョウ	ヒラズゲンセイ				準絶		6
65		カミキリムシ	ソボセダコバズカミキリ				Ⅱ類		4
66			ヨツボシカミキリ			EN	準絶		11
67			トラフカミキリ				準絶		11
68	ハチ	クモバチ	アオスジクモバチ			DD			11
計	6目	26科	68種	0種	3種	44種	52種	0種	

- 注) 1. 種の分類及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(国土交通省、令和4年)に従った。
2. 文献 No. は第 3.1-29 表、重要な種の選定根拠は第 3.1-31 表に対応する。

第 3.1-37 表 魚類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定根拠					文献 No.
				A	B	C	D	E	
1	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ			EN	Ⅰ類		2・12
2	コイ	コイ	ヤリタナゴ			NT			2・12
3		ドジョウ	ドジョウ			NT	準絶		4・12
4			ヤマトシマドジョウ			VU	準絶		4
5	ナマズ	ギギ	アリアケギバチ			VU	Ⅰ類		2・6
6	ダツ	メダカ	ミナミメダカ			VU	準絶		4・12
7	スズキ	イソギンボ	トサカギンボ				準絶		6
8		ハゼ	イドミミズハゼ			NT	Ⅰ類		5・6・12
9			ヒモハゼ			NT	準絶		6
10			シロウオ			VU	Ⅱ類		5・6・12
11			チワラスボ			EN	Ⅱ類		5・6・12
12			マサゴハゼ			VU	準絶		6
13			オオヨシノボリ				準絶		2
14			チクゼンハゼ			VU	準絶		5・6
計	5目	7科	14種	0種	0種	12種	13種	0種	

- 注) 1. 種の分類及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(国土交通省、令和4年)に従った。
2. 文献 No. は第 3.1-29 表、重要な種の選定根拠は第 3.1-31 表に対応する。

第 3.1-38 表 底生動物の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定根拠					文献 No.
				A	B	C	D	E	
1	カサガイ	ユキノカサガイ	ツボミガイ			NT			4
2	アマオブネガイ	アマオブネガイ	ヒメカノコガイ			NT			5・12
3			ヒロクチカノコガイ			NT	Ⅱ 類		5
4		ユキスズメガイ	ミヤコドリガイ			NT			5
5	新生腹足	タニシ	マルタニシ			VU	準絶		1・4・5・12
6			オオタニシ			NT	準絶		4
7		オニノツノガイ	コゲツノブエガイ			VU	準絶		5・6・12
8		ウミニナ	ウミニナ			NT			4・5・6・12
9			イボウミニナ			VU	準絶		4・5
10		トゲカワニナ	タケノコカワニナ			VU	準絶		4・5・6・12
11		キバウミニナ	フトヘナタリガイ			NT			1・4・5・6・12
12			ヘナタリガイ			NT			4・5・6・12
13			カワアイガイ			VU			4・5
14		ワカウラツボ	カワグチツボ			NT	準絶		5
15		カワザンショウガイ	クリロカワザンショウガイ			NT	Ⅱ 類		1・4・5
16			サツクリイロカワザンショウガイ				I 類		4・5
17			ツブカワザンショウガイ			NT			4・5
18			カワザンショウガイ				準絶		1・4・5・12
19			ヒナタムシヤドリカワザンショウガイ			NT			4・5
20			ヨシダカワザンショウガイ			NT	I 類		4・5
21			ウスイロヘソカドガイ				準絶		4
22			オオウスイロヘソカドガイ				準絶		4・5
23		クビキレガイ	ヤマトクビキレガイ				準絶		4・5
24		エゾマメタニシ	ヒメマルマメタニシ			VU	Ⅱ 類		4・5
25		ミズゴマツボ	ミズゴマツボ			VU	準絶		4・5・12
26	汎有肺	オカミミガイ	カシノメガイ				準絶		4・5
27			カタシノミミミガイ			NT	I 類		5・6
28			ヒメシノミミミガイ			CR+EN			6
29			シイノミミミガイ			CR+EN	I 類		5
30			マキシジコミミガイ			NT	準絶		4・5
31		モノアラガイ	モノアラガイ			NT	準絶		4・5
32		ヒラマキガイ	ヒメヒラマキミズマイマイ			EN			4
33			ヒラマキミズマイマイ			DD	準絶		4・5
34			ヒラマキガイモドキ			NT	準絶		4・5
35		カワコザラガイ	カワコザラガイ				準絶		4
36	ウグイスガイ	マクガイ	マクガイ				準絶		6
37	イシガイ	イシガイ	ニセマツカサガイ			VU	準絶		2・5・6・12
38			マツカサガイ広域分布種			NT	Ⅱ 類		5
39			ヌマガイ				準絶		2
40	マルスダレガイ	シジミ	ヤマトシジミ			NT			4・12
41			マシジミ			VU	準絶		4
42		マルスダレガイ	ハマグリ			VU			5・6・12
43		ニッコウガイ	ユウシオガイ			NT			5・6・12
44		シオサザナミ	ハザクラガイ			NT			1・5・6・12
45		チドリマスオ	クチバガイ			NT			1・4・5・6・12
46	エビ	モクズガニ	ヒメケフサイソガニ				I 類		5・6
47			ヒメヒライソモドキ				Ⅱ 類		6
48		オサガニ	オサガニ				準絶		5・6
49		スナガニ	ハクセンシオマネキ			VU	準絶		5・6・12
計	8 目	27 科	49 種	0 種	0 種	37 種	33 種	0 種	

注) 1. 種の分類及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(国土交通省、令和4年)に従った。
2. 文献 No. は第 3.1-29 表、重要な種の選定根拠は第 3.1-31 表に対応する。

第 3.1-39 表 陸産貝類の重要な種

No.	目名	科名	種名	選定根拠					文献 No.
				A	B	C	D	E	
1	オキナエビス	ゴマオカタニシ	ゴマオカタニシ			NT	準絶		6
2	ニナ	ムシオイガイ	サツマムシオイガイ			NT	準絶		4
3		ゴマガイ	キュウシュウゴマガイ				準絶		4・6
4			ヒダリマキゴマガイ				準絶		4・6
5	マイマイ	ノミガイ	ノミガイ			VU	準絶		4・6
6		キバサナギガイ	スナガイ			NT	準絶		4・6
7		マキゾメガイ	マルナタネガイ				準絶		4・6
8		ミジンマイマイ	ミジンマイマイ				準絶		4・6
9		キセルガイモドキ	キセルガイモドキ				準絶		4
10			ホソキセルガイモドキ				準絶		6
11		キセルガイ	キュウシュウナミコギセル				準絶		4・6
12			カタギセル			NT	準絶		4・6
13			ナガシマギセル				準絶		6
14			スグヒダギセル				準絶		4・6
15			ヒゴギセル				準絶		6
16			ハナコギセル		国内	CR+EN	I 類		6
17			アウジギセル				準絶		4
18			シコクギセル				準絶		6
19			トサギセル			NT	準絶		4・6
20			ヒロクチコギセル			CR+EN	II 類		6
21			ナミギセル				準絶		6
22			シリオレギセル				準絶		4・6
23			アラナミギセル				準絶		4・6
24			オキギセル				準絶		4・6
25		ベッコウマイマイ	テラマチベッコウ			NT	II 類		4・6
26			ツノイロヒメベッコウ				準絶		4・6
27			ヒメベッコウガイ				準絶		4
28			ヤクシマヒメベッコウ				準絶		4・6
29			ハリマキビ				準絶		4・6
30			マルシタラガイ				準絶		6
31			カサキビ				準絶		6
32			ヒメカサキビ			NT	準絶		6
33			ウラジロベッコウ				準絶		6
34			ナミヒメベッコウ				準絶		4・6
35		ニッポンマイマイ	シメクチマイマイ				準絶		6
36			コベソマイマイ				準絶		4・6
37		オナジマイマイ	チクヤケマイマイ				II 類		4・6
38			フリイデルマイマイ				準絶		4・6
39			オオヒュウガマイマイ				準絶		6
40			イロアセオトメマイマイ				準絶		4・6
41		タワラガイ	タワラガイ				準絶		6
計	3 目	13 科	41 種	0 種	1 種	10 種	41 種	0 種	

注) 1. 種の分類及び配列は原則として「日本産野生生物目録 無脊椎動物編Ⅲ」(環境庁、平成 10 年)に準拠した。
 2. 文献 No. は第 3.1-29 表、重要な種の選定根拠は第 3.1-31 表に対応する。

ロ．希少猛禽類の生息分布図

対象事業実施区域及びその周辺において、生息分布が確認された猛禽類はなかった。

ハ．鳥類の渡り経路

「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 27 年）によると、サシバ、ハチクマ、ノスリ、アカハラダカ及びツル類の渡りの経路に関する情報は、以下のとおりである。

サシバは、対象事業実施区域周辺において日中の渡りの経路として記録がある。（第 3.1-14 図）

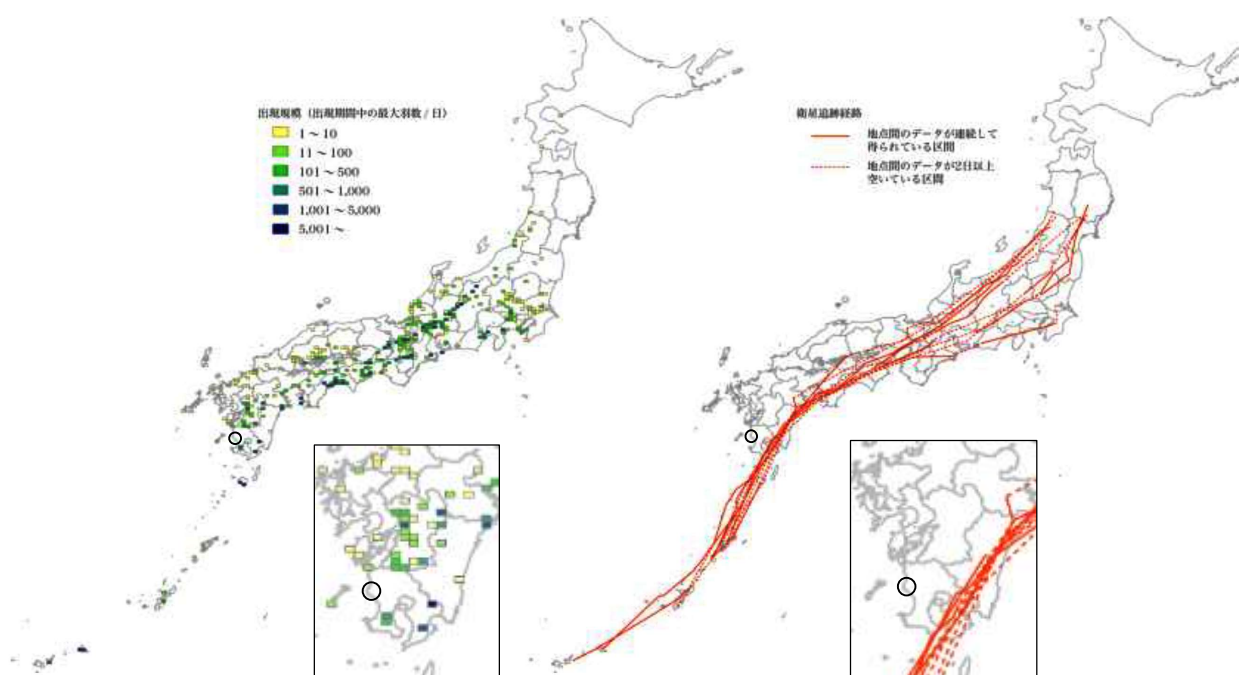
ハチクマ、ノスリは、対象事業実施区域を主要な渡りの経路としていない。（第 3.1-15、16 図）

アカハラダカは、秋季の出現ピークが 9 月中旬であり、対馬から九州北西部に入り、そのまま南下した後南西諸島に渡るため、対象事業実施区域を通過している可能性がある。春季の出現ピークは 5 月中旬から下旬であるが、秋季ほど大きな群れで渡らないことから、観察記録が少ない。（第 3.1-17 図）

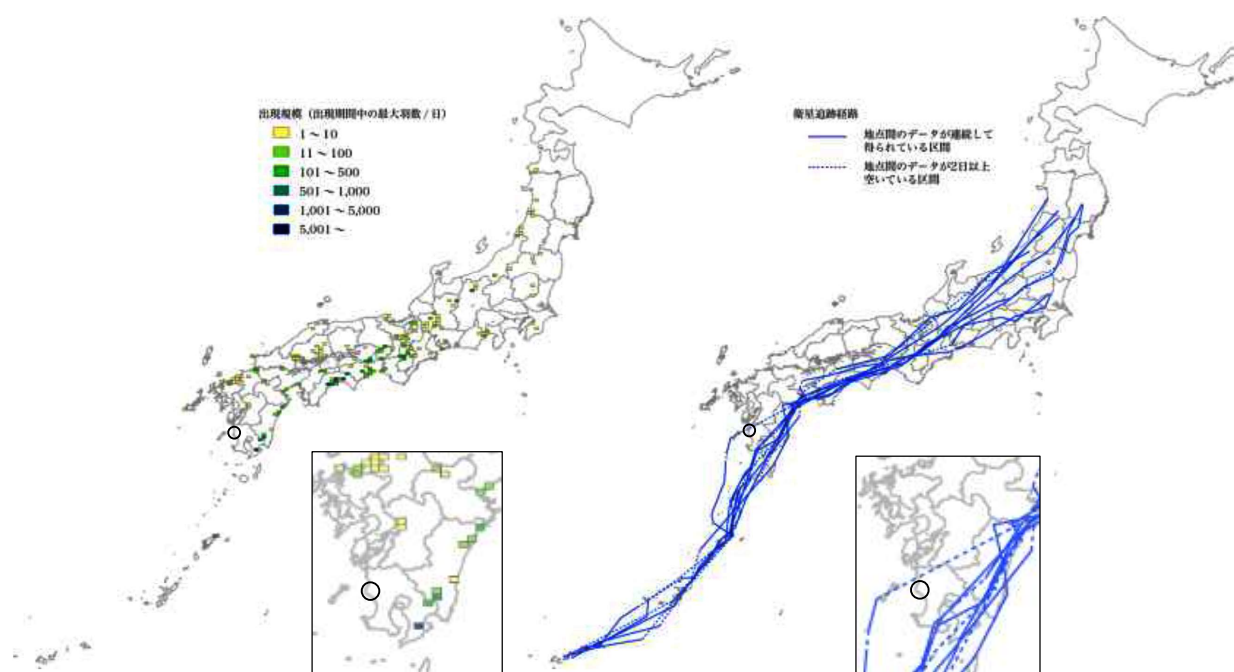
ツル類は、90%以上が鹿児島県の出水平野に飛来するとされており、天草、西彼杵半島、平戸を経て対馬に至るコースと、諫早、伊万里、壱岐を経て対馬に至る 2 コースが知られている。対象事業実施区域は、出水平野のツル飛来地の南側に位置しており、主要な渡りの経路から外れている。（第 3.1-18 図）

また、いちき串木野市の五反田川において、マガンの集結の記録（最大 18 羽/日）がある。

なお、「センシティブティマップ 日中の渡りルート」並びに「センシティブティマップ 夜間の渡りルート」（環境アセスメントデータベース E A D A S（イーダス）、令和 5 年 11 月閲覧）によると、対象事業実施区域及びその周辺ではサシバ、アカハラダカの渡りルート及び秋季の夜間の渡りルートが確認されている。（第 3.1-19、20 図）

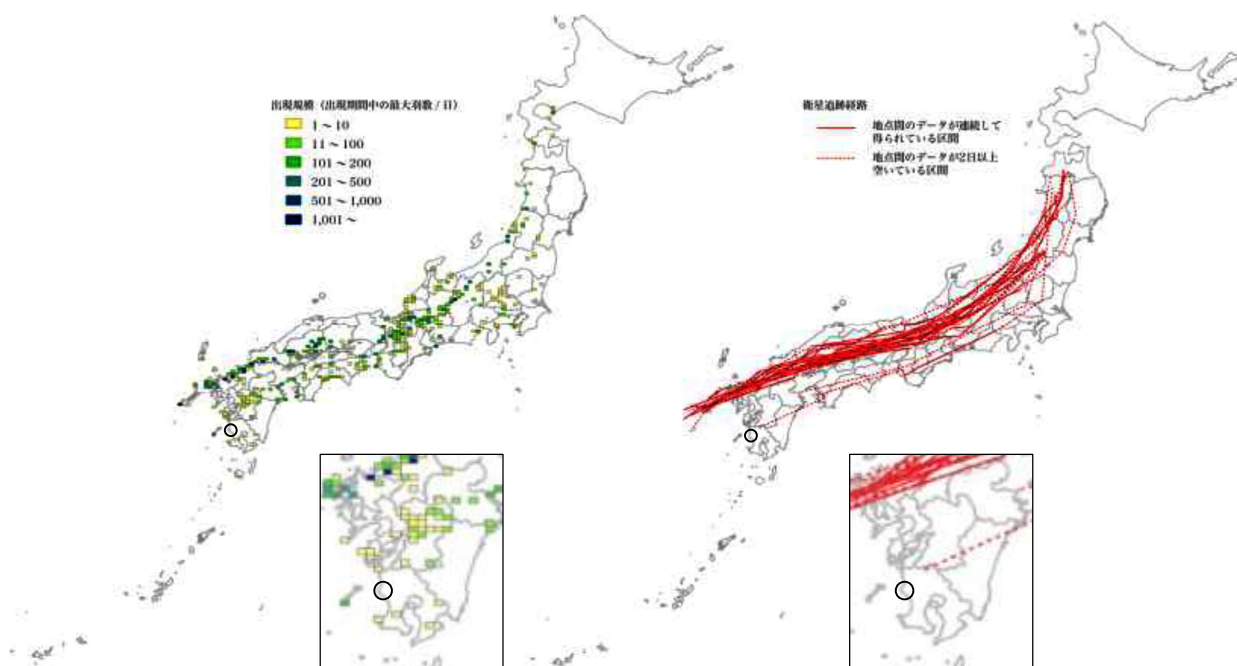


第 3.1-14 図(1) サシバの秋季の渡り経路 (○：対象事業実施区域)

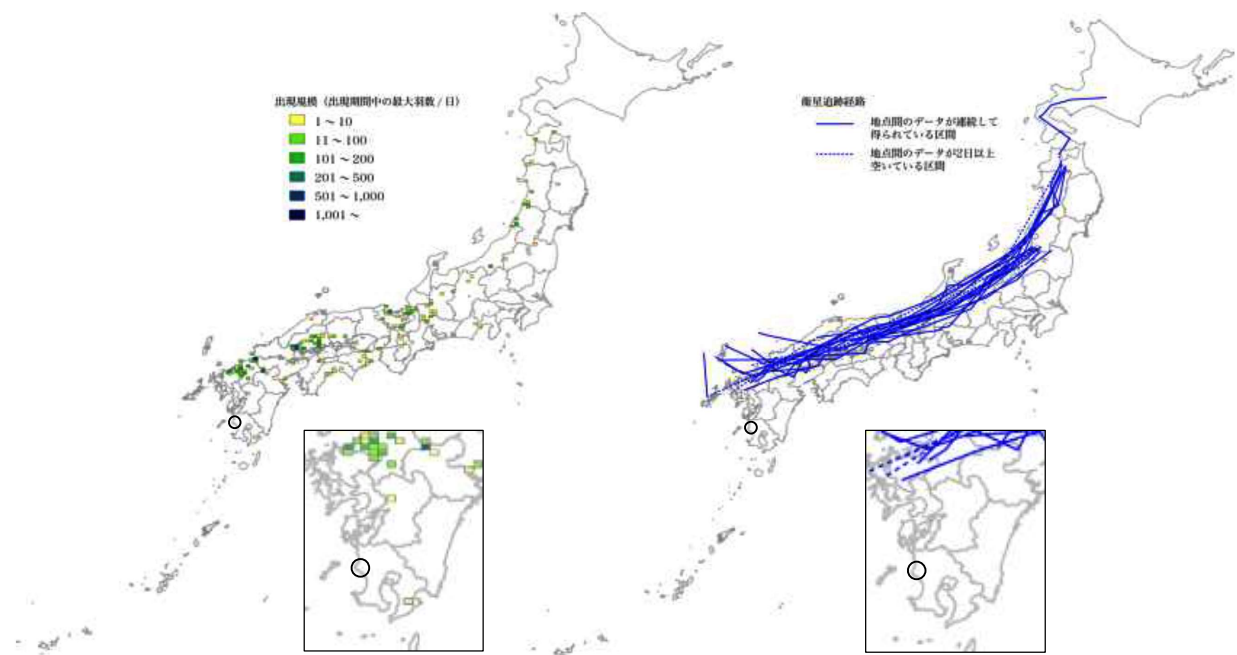


第 3.1-14 図(2) サシバの春季の渡り経路 (○：対象事業実施区域)

出典) 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成 27 年)

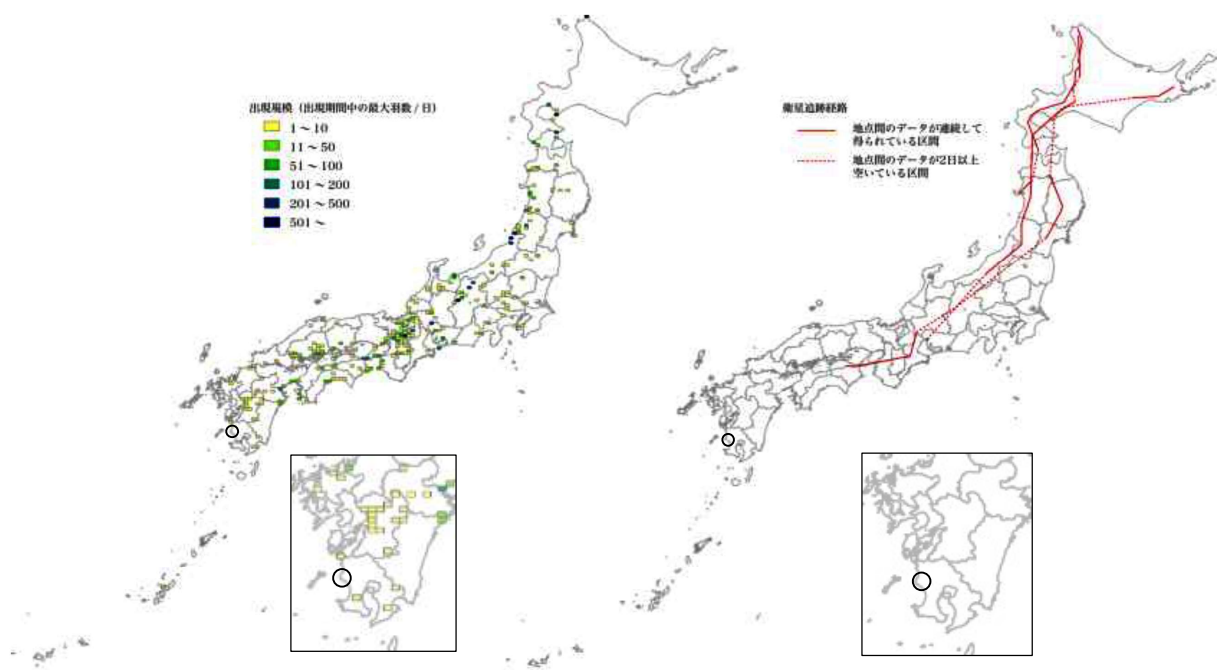


第 3.1-15 図(1) ハチクマの秋季の渡り経路（○：対象事業実施区域）

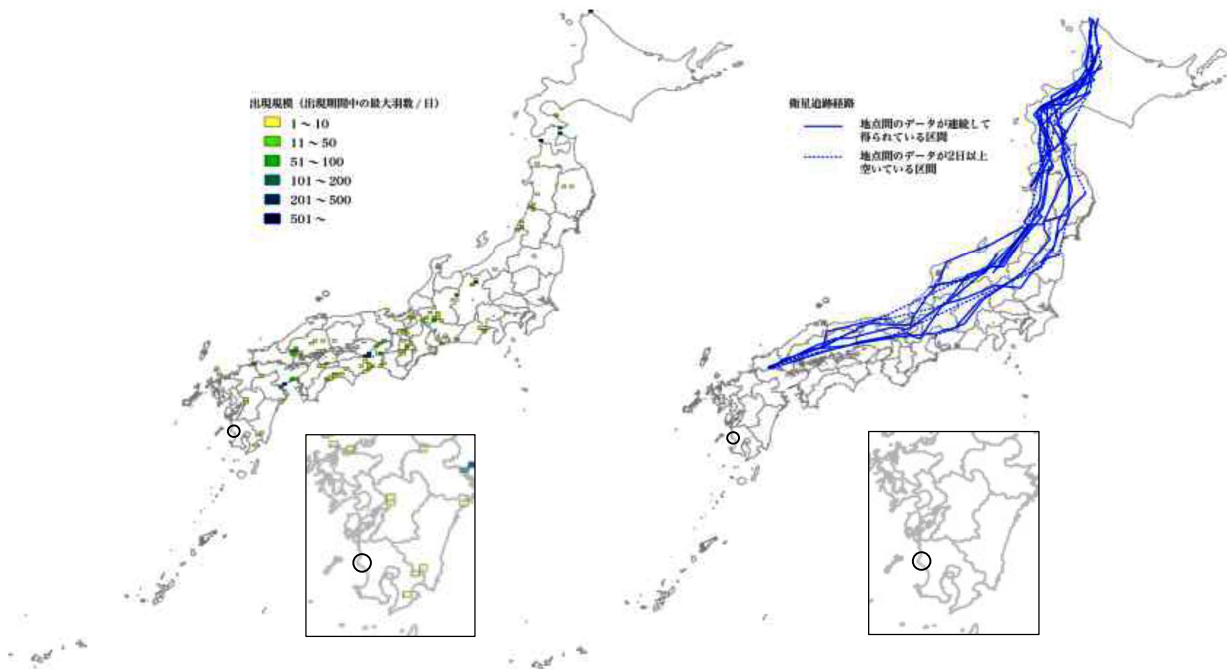


第 3.1-15 図(2) ハチクマの春季の渡り経路（○：対象事業実施区域）

出典）「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 27 年）

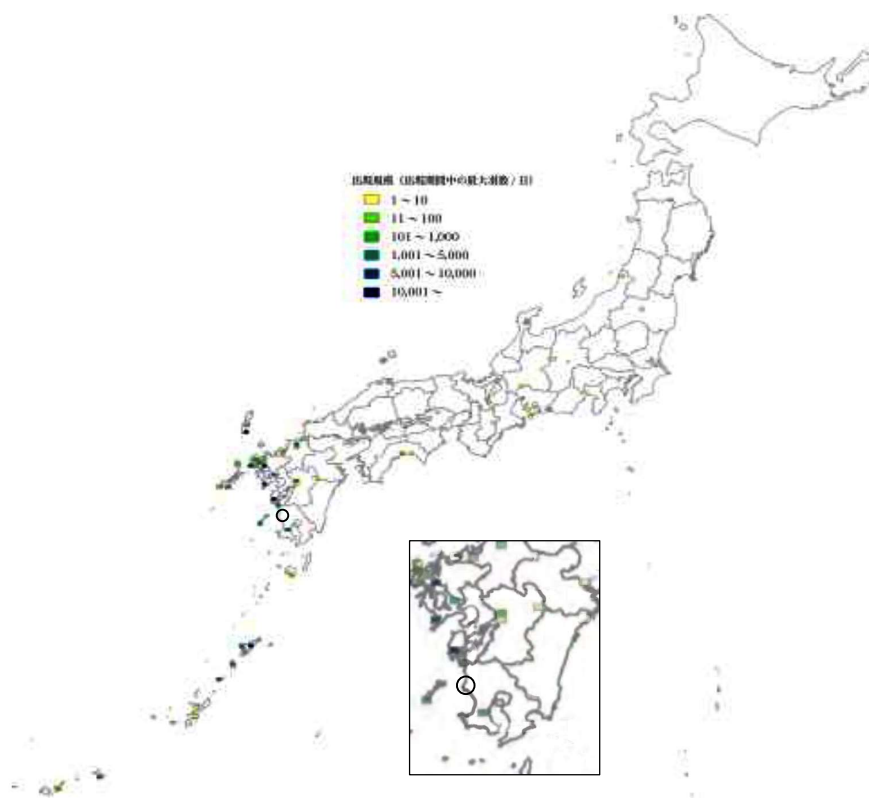


第 3.1-16 図(1) ノスリの秋季の渡り経路（○：対象事業実施区域）



第 3.1-16 図(2) ノスリの春季の渡り経路（○：対象事業実施区域）

出典) 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成 27 年)

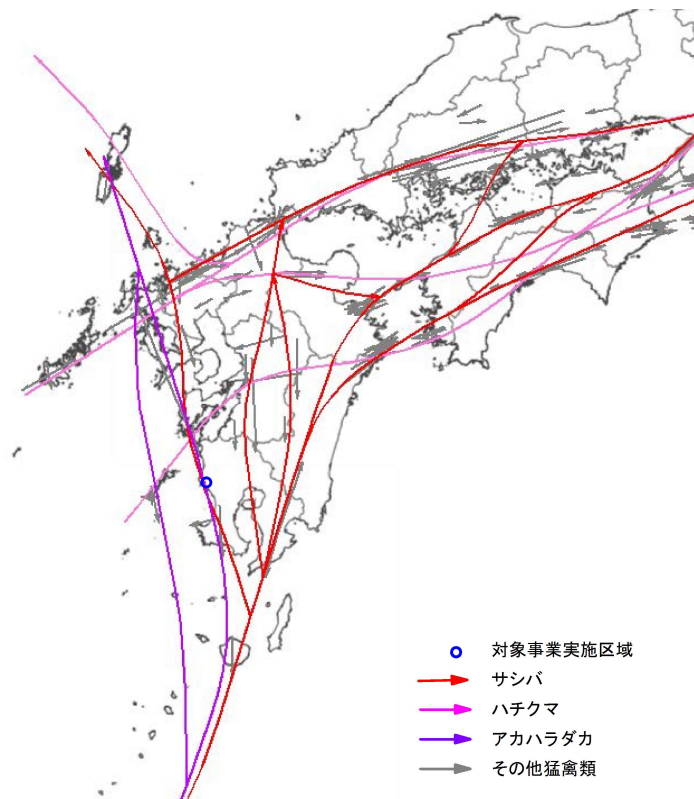


第 3.1-17 図 アカハラダカの秋季の観察記録（○：対象事業実施区域）

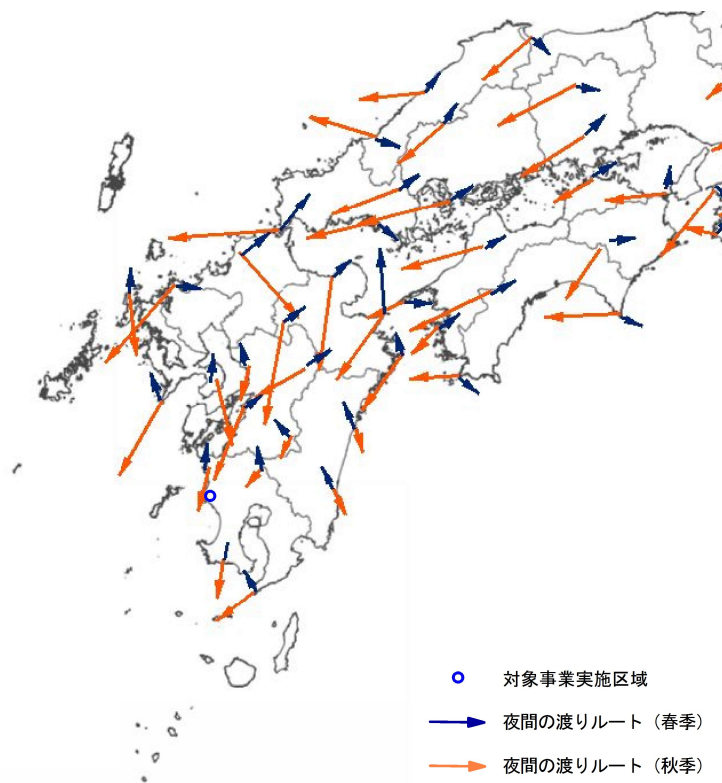


第 3.1-18 図 ツル類の渡り経路（○：対象事業実施区域）

出典）「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 27 年）



第 3.1-19 図 センシティブティマップ 日中の渡りルート（猛禽類）



第 3.1-20 図 センシティブティマップ 夜間の渡りルート

出典）「環境アセスメントデータベースEADAS（イーダス）」（環境省 HP、令和 5 年 11 月閲覧）

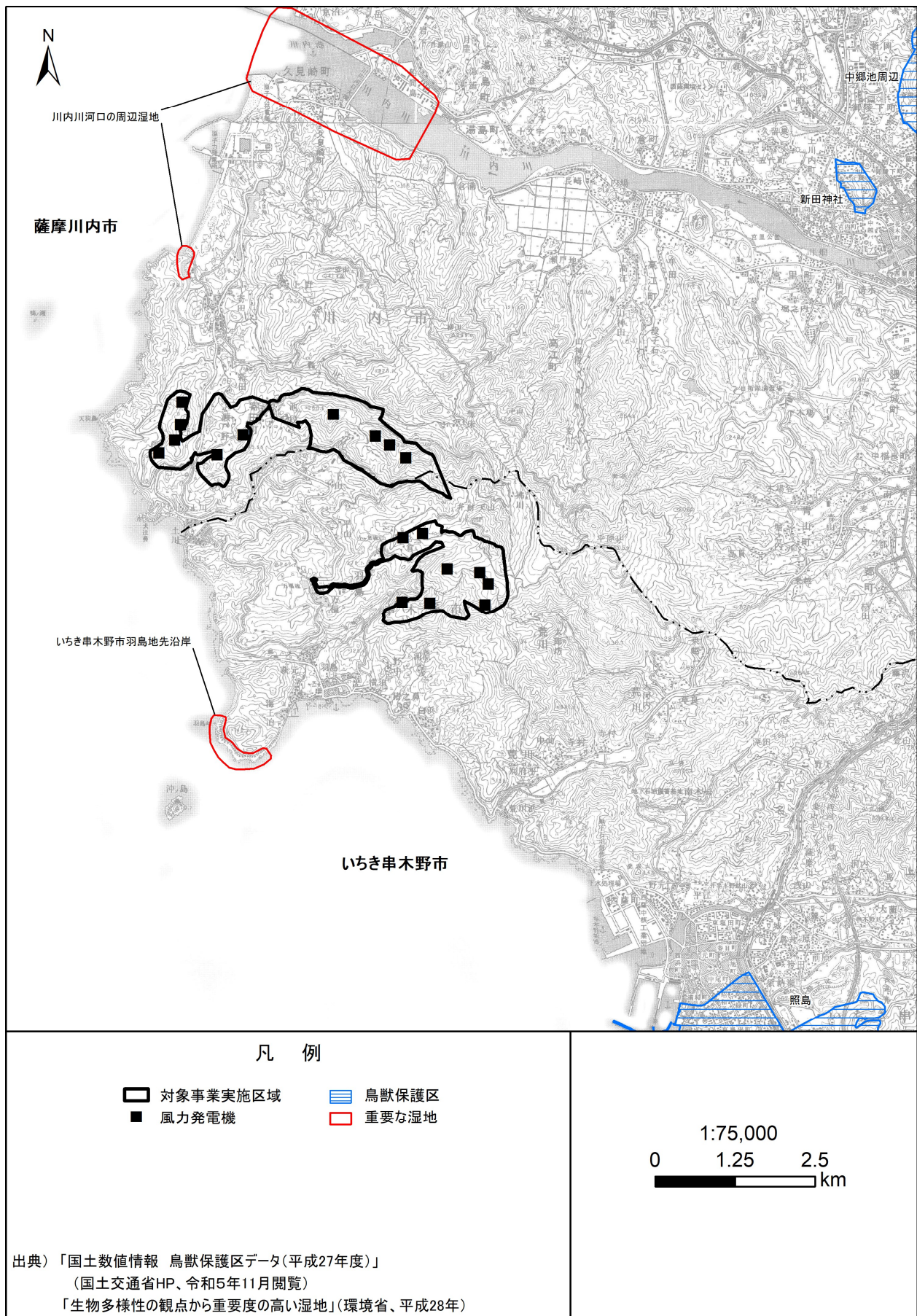
二．動物の注目すべき生息地

動物の注目すべき生息地の選定結果は第 3.1-40 表及び第 3.1-21 図のとおりであり、対象事業実施区域及びその周辺には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）において指定された鳥獣保護区及び「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省、平成 28 年）において指定された重要湿地がある。

第 3.1-40 表 動物の注目すべき生息地

名称	選定根拠							
	A	G	H	I	J	K	L	M
中郷池周辺鳥獣保護区			○					
新田神社鳥獣保護区			○					
照島鳥獣保護区			○					
川内川河口の周辺湿地							○	
いちき串木野市羽島地先沿岸							○	

注）注目すべき生息地の選定根拠は第 3.1-31 表に対応する。



第 3.1-21 図 動物の注目すべき生息地

(2) 植物の生育の状況

対象事業実施区域及びその周辺の植物の生育を把握するに当たり、収集した文献その他の資料は第 3.1-41 表のとおりである。

第 3.1-41 表 植物相に係る収集文献

No.	収集文献
1	「北薩の自然－鹿児島県の自然調査事業報告書Ⅱ」（鹿児島県立博物館、平成 7 年）
2	「鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物－鹿児島県レッドデータブック植物編」（鹿児島県環境生活部環境保護課、平成 15 年）
3	「改訂・鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物 植物編－鹿児島県レッドデータブック 2016－」（鹿児島県環境林務部自然保護課、平成 28 年）
4	「改訂 鹿児島県植物目録」（初島住彦（編）、昭和 61 年）

① 植物相の状況

対象事業実施区域及びその周辺における植物相の概要は、第 3.1-42 表のとおりであり、シダ植物 65 種及び種子植物 576 種、合計 641 種が確認されている。対象事業実施区域及びその周辺は、小起伏から中起伏の火山地であり、主にシイ・カシ二次林、タブノキ・ヤブニッケイ二次林等の広葉樹林及びスギ・ヒノキ・サワラ植林等の植生が分布しており、これらの環境を反映して、スダジイやヤブツバキ等の常緑広葉樹林を構成する種等が確認されている。また、対象事業実施区域及びその周辺には河川、水路等も分布しており、これらの環境を反映して、ヘラオモダカやホテイアオイ等も確認されている。

第 3.1-42 表 文献その他の資料による植物相の概要

分類群名			科数	種数	主な確認種
シダ植物			13 科	65 種	ミズニラ、リュウビンタイ、キクシノブ、サツマハチジョウシダ、オオタニワタリ、ホソバカナワラビ、オニヤブソテツ、キュウシュウイノデ、テツホシダ、ヒメハシゴシダ、オオイワヒトデ、アカウキクサ 等
種子植物	裸子植物		2 科	2 種	クロマツ、ラクウショウ
	被子植物	離弁花類	63 科	220 種	ジャヤナギ、ハンノキ、スダジイ、イヌビワ、ヤブマオ、ヤドリギ、ツチトリモチ、サクラタデ、オガタマノキ、ヤブニッケイ、ボタンツル、ナンテン、ジュンサイ、フウトウカズラ、センリョウ、ホソバウマノスズクサ、ヤッコソウ、ヤブツバキ、モウセンゴケ、ハタザオ、イスノキ、トベラ、ザイフリボク、コマツナギ、カワゴケソウ、ヤマヒハツ、マツカゼソウ、ヒナノカンザシ、チャンチンモドキ、ニシキギ、ボンテンカ、コショウノキ、アリアケスミレ、スズメウリ、ミソハギ、オニビシ、ミズユキノシタ、シラネセンキュウ、オオハチドメ 等
		合弁花類	26 科	136 種	リョウブ、ハヤトミツバツツジ、モクタチバナ、カンザブロウノキ、ネズミモチ、トキワカモメヅル、タニワタリノキ、ハマヒルガオ、イワダレソウ、ニガクサ、ヤマホオズキ、ゴマクサ、ハマウツボ、タヌキモ、キダチニンドウ、カノコソウ、サワギキョウ、マルバティショウソウ 等
		単子葉植物	21 科	218 種	ヘラオモダカ、スプタ、コバノヒルムシロ、ホウチャクソウ、ヒメナベワリ、ホテイアオイ、ヒメコウガイゼキショウ、クロホシクサ、ツルヨシ、マコモ、ビロウ、ショウブ、ミクリ、アゼナルコ、アンペライ、コマツカサススキ、ヒメホタルイ、マメヅタラン、エビネ、ダルマエビネ、キエビネ、キンラン、ツチアケビ、サギソウ、ムヨウラン、クモラン 等
合 計			125 科	641 種	

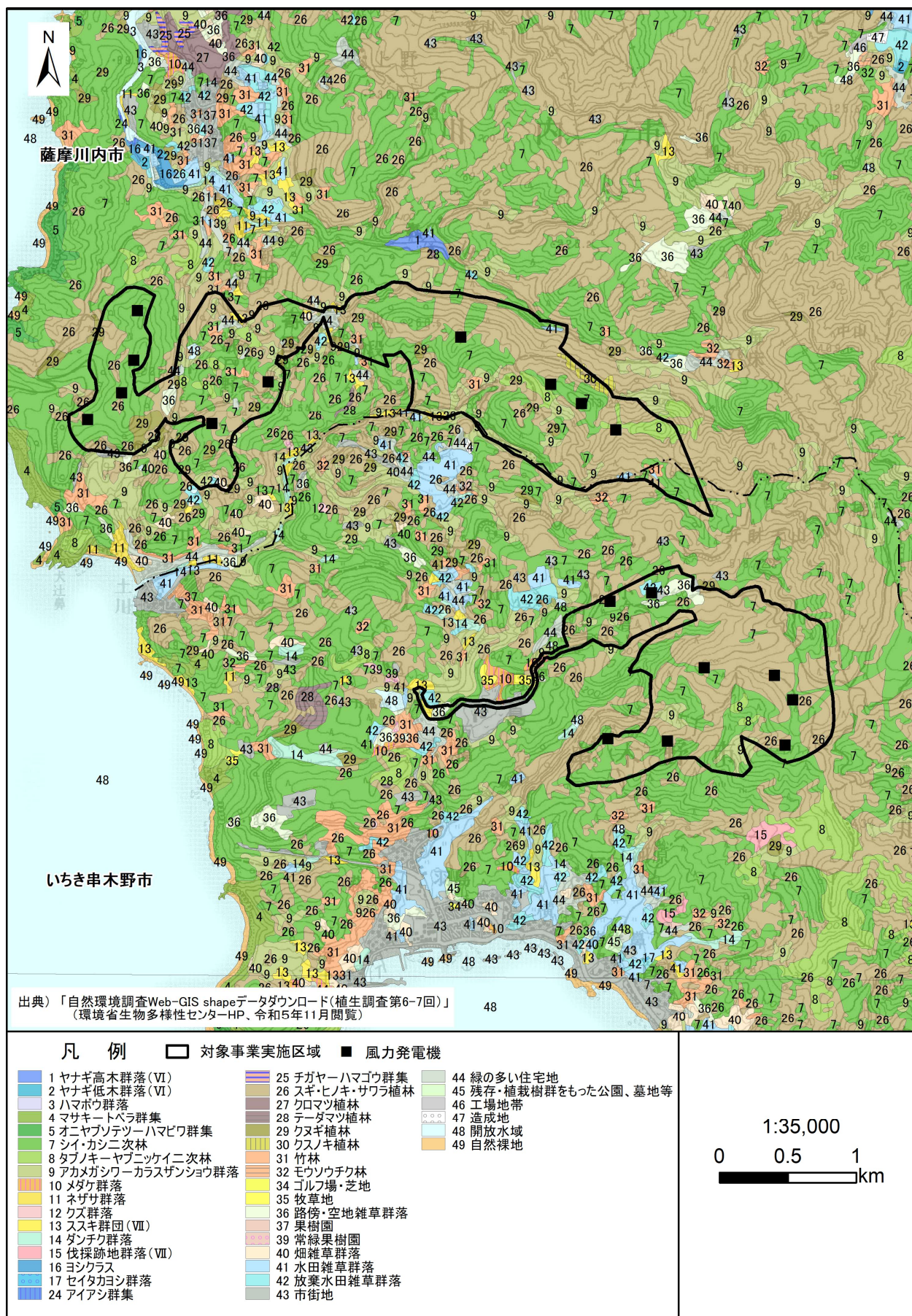
② 植生

「第 6 回・第 7 回自然環境保全基礎調査」によると、対象事業実施区域及びその周辺の植生の状況は、第 3.1-22～24 図のとおりである。

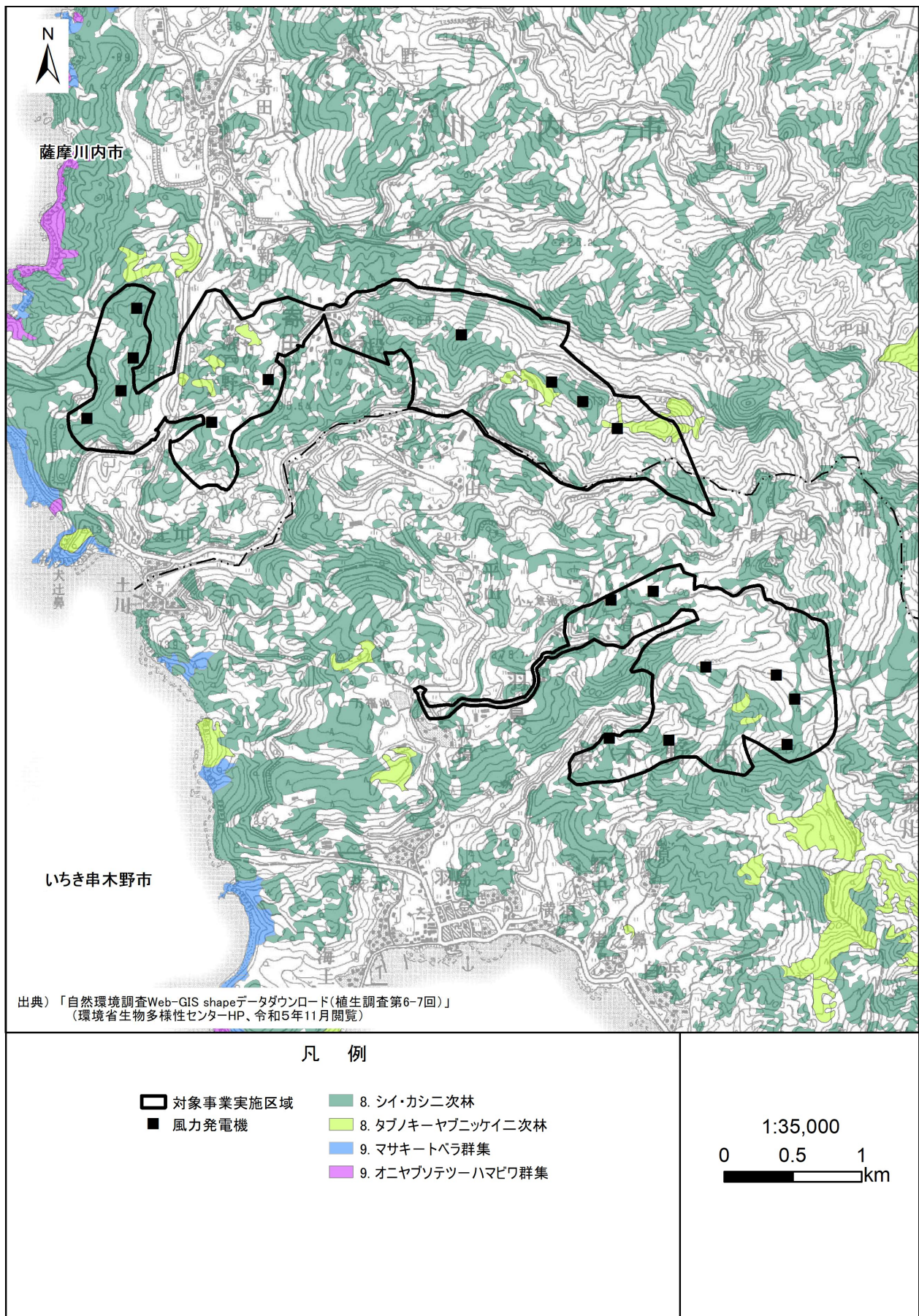
対象事業実施区域及びその周辺の植生は、大部分が平成 28 年度に調査されたものであり、主にスギ・ヒノキ・サワラ植林、シイ・カシ二次林、タブノキーヤブニッケイ二次林等の森林植生が分布し、一部にススキ群団(VII)、水田雑草群落等も分布する。また、対象事業実施区域に分布する植生自然度が 8 以上の植生は、シイ・カシ二次林（植生自然度 8）、タブノキーヤブニッケイ二次林（植生自然度 8）、マサキートベラ群集（植生自然度 9）及びオニヤブソテツーハマビワ群集（植生自然度 9）である（第 3.1-24 図）。



第 3.1-22 図 現存植生図



第 3.1-23 図 対象事業実施区域及びその周辺の現存植生図



第 3.1-24 図 対象事業実施区域及びその周辺に分布する植生自然度が 8 以上の植生の分布

③ 植物の重要な種及び重要な植物群落等の分布

対象事業実施区域及びその周辺における植物の重要な種及び重要な植物群落等は、第 3.1-43 表の法令や規則等の選定根拠に基づいて選定した。

第 3.1-43 表 植物の重要な種及び重要な植物群落等の選定根拠

選定根拠			ランク
重要な種	A	「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）	・国指定特別天然記念物（特天） ・国指定天然記念物（天） ・県指定天然記念物（県天） ・市指定天然記念物（市天）
	B	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号）	・国際希少野生動植物種（国際） ・国内希少野生動植物種（国内）
	C	「環境省レッドリスト 2020 の公表について」（環境省、令和 2 年）	・絶滅（EX） ・野生絶滅（EW） ・絶滅危惧ⅠA 類（CR） ・絶滅危惧ⅠB 類（EN） ・絶滅危惧Ⅱ類（VU） ・準絶滅危惧（NT） ・情報不足（DD） ・絶滅のおそれのある地域個体群（LP）
	D	「改訂・鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物 植物編―鹿児島県レッドデータブック 2016―」（鹿児島県、平成 28 年） ※注 1）分布特性上重要な種については、分布の境界ではあるが、現在のところ県内ではごく普通に見られる種であるため、選定基準から除外した。	〈種・亜種〉 〈地域個体群〉 ・絶滅（絶滅） ・消滅（地消） ・野生絶滅（野絶） ・野生消滅（地野消） ・絶滅危惧Ⅰ類（Ⅰ類） ・消滅危惧Ⅰ類（地Ⅰ類） ・絶滅危惧Ⅱ類（Ⅱ類） ・消滅危惧Ⅱ類（地Ⅱ類） ・準絶滅危惧（準絶） ・準消滅危惧（地準消） ・情報不足（不足） ・情報不足（地不足）
	E	「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」（平成 15 年鹿児島県条例第 11 号）	・指定希少野生動植物（指定）
重要な植物群落	A (再掲)	「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）	・国指定特別天然記念物（特天） ・国指定天然記念物（天） ・県指定天然記念物（県天） ・市指定天然記念物（市天）
	F	「植物群落レッドデータブック」（我が国における保護上重要な植物種及び群落研究委員会、平成 8 年）	・植物群落
	G	「第 2 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落報告書（鹿児島県版）」（環境庁、昭和 54 年）	・特定植物群落
		「第 3 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書（鹿児島県版）」（環境庁、昭和 63 年）	
巨樹・巨木	H	「第 5 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」（環境庁、平成 12 年）	・巨樹・巨木
		「第 4 回、第 6 回自然環境保全基礎調査 日本の巨樹・巨木林 九州・沖縄版」（環境省、平成 5 年、平成 17 年）	

イ. 植物の重要な種

植物の重要な種の選定結果は第 3. 1-44 表のとおりであり、シダ植物 41 種、種子植物 282 種が確認されている。対象事業実施区域及びその周辺には、主にシイ・カシ二次林やタブノキ・ヤブニッケイ二次林等の広葉樹林及びスギ・ヒノキ・サワラ植林等の森林植生が分布しており、これらの環境を反映して、エビネやオモト等の樹林内に生育する種が確認されている。また、対象事業実施区域及びその周辺には河川や水路等も分布しており、これらの環境を反映して、ヘラオモダカや、ミズニラ、ミソハギ等も確認されている。

第 3. 1-44 表(1) 植物の重要な種

No.	分類	科 名	種 名	選定根拠					文献 No.
				A	B	C	D	E	
1	シダ植物	ミズニラ	ミズニラ			NT	I 類		2・3・4
2		ハナヤスリ	ナツノハナワラビ				準絶		3・4
3			コハナヤスリ				準絶		3・4
4		リュウビンタイ	ヒノタニリュウビンタイ			CR	I 類		3・4
5		コバノイシカグマ	オドリコカグマ				準絶		4
6		シノブ	キクシノブ			VU	II 類		1・2・3・4
7		イノモトソウ	アイコハチジョウシダ				準絶		4
8			ヤワラハチジョウシダ			EN	準絶		4
9			サツマハチジョウシダ			VU	II 類		2・3・4
10			ヤクシマハチジョウシダ			VU	準絶		2・3・4
11		チャセンシダ	オオタニワタリ			VU	II 類		1・4
12			カミガモシダ				準絶		2・3・4
13		オンダ	オトコシダ				準絶		1・2・3
14			イズヤブソテツ				準絶		4
15			ミヤコヤブソテツ				準絶		2・3・4
16			ホソバヤブソテツ				準絶		1・4
17			ヒロハヤブソテツ				準絶		3・4
18			ツクシヤブソテツ				準絶		3
19			サイゴクベニシダ				準絶		2・3・4
20			ナンゴクベニシダ				不足		3
21			ミサキカグマ				準絶		4
22			オオクジャクシダ				準絶		2・3
23			タカサゴシダ			NT	準絶		4
24			ニセヨゴレイタチシダ			NT	I 類		2・3・4
25			イヌタマシダ				準絶		1
26			キノクニベニシダ				準絶		2・3・4
27			ハウノカワシダ				準絶		4
28			ナガサキシダモドキ				準絶		2・3・4
29			キュウシュウイノデ			CR	I 類		2・3・4
30		ヒメシダ	ヨコグラヒメワラビ				準絶		1・4
31			ツクシヤワラシダ				準絶		2・3・4
32			ヒメシダ				準絶		1・2・3・4
33		メシダ	イヌワラビ				II 類		4
34			ヒロハイヌワラビ				準絶		4
35			イワヤシダ				II 類		1・2・3
36			フクレギシダ		国内	CR	I 類		3・4
37		ウラボシ	ヒトツバイワヒトデ				準絶		1
38			ツクシノキシノブ				準絶		2・3・4
39			コウラボシ				II 類		1・4
40			ヤノネシダ				準絶		2・3・4
41		アカウキクサ	アカウキクサ			EN	I 類		2・3
42	種子植物	ツチトリモチ	ツチトリモチ				準絶		1
43			キイレツチトリモチ				準絶		1・4
44		ヤナギ	イヌコリヤナギ				準絶		1・4
45			タチヤナギ				準絶		1・2・3・4
46		カバノキ	ハンノキ				I 類		1・2・3・4
47		ブナ	ハナガシ			VU	II 類		1・3・4
48		イラクサ	ケナガバヤブマオ				準絶		4
49			ノコバメヤブマオ				準絶		4
50			ナガバヤブマオ				準絶		2・4

第 3.1-44 表(2) 植物の重要な種

No.	分類	科 名	種 名	選定根拠					文献 No.
				A	B	C	D	E	
51	種子植物	イラクサ	トウカテンソウ			CR	I 類		3
52		タデ	ナガバノヤノネグサ				準絶		3・4
53			サクラタデ				準絶		4
54			サイコクヌカボ			VU	I 類		2・3・4
55			ヤナギヌカボ			VU	不足		2・3・4
56			ナガバノウナギツカミ			NT	準絶		1・2・3・4
57			シマヒメタデ				II 類		2・4
58			ハナタデ				準絶		2・4
59			マダイオウ				I 類		1・2・3・4
60			コギシギシ			VU	II 類		2・3・4
61		ナデシコ	フシグロ				準絶		3・4
62	キンポウゲ	アカザ	オカヒジキ				準絶		1・4
63		モクレン	オガタマノキ	天					1
64		キンポウゲ	ヤマハンショウヅル				準絶		1・4
65			フジセンニンソウ				準絶		2・4
66		スイレン	ジュンサイ				II 類		1・2・3・4
67			オニバス			VU	I 類		1・2・3・4
68			コウホネ				II 類		1・2・3・4
69			オグラコウホネ			VU	II 類		2・3
70			ヒメコウホネ			VU			1・2・4
71			サイコクヒメコウホネ				I 類		3
72			ヒツジグサ				II 類		1・2・3・4
73		ウマノスズクサ	ホソバウマノスズクサ				不足		2・3・4
74			キンチャクアオイ			VU			4
75	アブラナ	オトギリソウ	ツキヌキオトギリ			EN	II 類		1・2・3・4
76		アブラナ	ハタザオ				準絶		2・3・4
77			ミズタガラシ				II 類		2・3・4
78		ペンケイソウ	ハママンネングサ			NT			1・2
79			ヒメレンゲ				準絶		3・4
80		ユキノシタ	タコノアシ			NT	II 類		1・2・3・4
81		バラ	ザイフリボク				I 類		1・2・3・4
82			オヘビイチゴ				準絶		4
83			マルバシャリンバイ				準絶		2・3
84			ヤマイバラ				準絶		4
85			コジキイチゴ				準絶		4
86			イワガサ				I 類		1・2・3・4
87	マメ		ヒメノハギ				II 類		4
88			フジカンゾウ				準絶		4
89			ミヤマトベラ				準絶		4
90			イヌハギ			VU	II 類		4
91			ハネミイヌエンジュ				準絶		4
92			シバネム			DD	準絶		4
93			フジ				準絶		3
94	カワゴケソウ	カワゴケソウ	カワゴケソウ			EN	II 類		1・2・3
95		ミカン	コクサギ				準絶		1・2・3・4
96			キハダ				準絶		1・4
97			フユザンショウ				準絶		2・3・4
98		ウルシ	チャンチンモドキ			EN	II 類		1・2・3
99		アワブキ	アオカズラ			EN	I 類		1・3・4
100		モチノキ	イヌウメモドキ				準絶		2・3・4
101		ニシキギ	イワウメヅル				不足		2・3・4
102			オオツルウメモドキ				準絶		4
103			ニシキギ				準絶		1・3・4
104			ツルオオバマサキ				準絶		4
105			リュウキュウマユミ				準絶		1・4
106	クロウメモドキ	ハマナツメ	ハマナツメ			VU	II 類		2・3・4
107		ブドウ	ケサンカクヅル				準絶		1・2・4
108		スミレ	アリアケスミレ				準絶		4
109			リュウキュウシロスミレ				準絶		1・4
110			ヒメスミレ				準絶		2・3・4
111		ウリ	ゴキヅル				準絶		4
112			モミジカラスウリ				準絶		1・4
113		ミソハギ	ミソハギ				準絶		2・3・4
114			エゾミソハギ				準絶		1・2・3・4
115			ミズキカシグサ			VU	準絶		2・3
116			ミズマツバ			VU	準絶		2・3
117	ヒシ	ヒメビシ	ヒメビシ			VU	不足		4

第 3.1-44 表 (3) 植物の重要な種

No.	分類	科 名	種 名	選定根拠					文献 No.
				A	B	C	D	E	
118	種子植物	ヒシ	オニビシ				準絶		2・3・4
119		ノボタン	ヒメノボタン			VU	Ⅱ類		2・3・4
120		セリ	ミシマサイコ			VU	Ⅰ類		1・4
121			カワラボウフウ				準絶		4
122		ツツジ	ハヤトミツバツツジ			CR	Ⅰ類	指定	2・3・4
123		サクラソウ	サワトラノオ			EN	Ⅱ類		2・3・4
124		モクセイ	オオバイボタ				不足		3
125			ウスギモクセイ			NT	Ⅱ類		1・4
126		マチン	ヒメナエ			VU	Ⅱ類		1・4
127		リンドウ	イヌセンブリ			VU	Ⅱ類		1・2・3・4
128		ミツガシワ	ヒメシロアサザ			VU	Ⅰ類		2・3・4
129		キョウチクトウ	チョウジカズラ				準絶		4
130		ガガイモ	ロクオンソウ			VU	準絶		1・2・3・4
131			イヨカズラ				準絶		4
132		アカネ	ヘツカニガキ				Ⅱ類		1・4
133			ジュズネノキ				Ⅰ類		4
134			コバノジュズネノキ				準絶		4
135			コリンクチナシ				準絶		4
136			ヒロハコンロンカ				準絶		1・4
137			イナモリソウ				準絶		2・4
138			ミサオノキ				準絶		1・4
139		ヒルガオ	ハマネナシカズラ			VU	不足		3・4
140		ムラサキ	タイワンルリソウ			CR	Ⅱ類		2・3・4
141			ムラサキ			EN	地絶		4
142		クマツヅラ	ビロードムラサキ			VU	Ⅱ類		1・3・4
143			ダンギク			VU	Ⅱ類		1・3・4
144		アワゴケ	ミズハコベ				準絶		1・4
145		シソ	ミズネコノオ			NT	Ⅱ類		2・3
146			ミズトラノオ			VU	Ⅰ類		2・3・4
147			キセウタ			VU	Ⅰ類		2・3・4
148			コシロネ				準絶		2・4
149			ヤマジソ			NT	Ⅱ類		1・2・3・4
150			ウツボグサ				準絶		2
151			ホソバアキノタムラソウ				準絶		2・3
152			ミゾコウジュ			NT	準絶		4
153			コナミキ			VU	Ⅱ類		4
154			ニガクサ				Ⅱ類		3・4
155		ナス	イガホオズキ				準絶		1・4
156			ヤマホオズキ			EN	Ⅱ類		1・4
157			メジロホオズキ				準絶		1・4
158			マルバハダカホウズキ				準絶		1・2・4
159		ゴマノハグサ	ゴマクサ			VU	Ⅱ類		2・3
160			マルバノサワトウガラシ			VU	Ⅱ類		1・2・3・4
161			スズメハコベ			VU	準絶		1・4
162			シオガマガク				準絶		1・4
163			ホソバヒメトラノオ			EN	Ⅱ類		4
164			トラノオスズカケ				準絶		1・3
165		キツネノマゴ	フチゲハグロソウ				準絶		4
166		ハマウツボ	ハマウツボ			VU	Ⅰ類		1・2・4
167			キョスミウツボ				Ⅱ類		4
168		タヌキモ	ホザキノミミカキグサ				Ⅱ類		4
169			ミカワタヌキモ			VU	Ⅰ類		1・2・3・4
170			タヌキモ			NT			1
171			ムラサキミミカキグサ			NT	Ⅰ類		4
172		スイカズラ	ケハマニンドウ				準絶		3・4
173			テリハコバノガマズミ				準絶		2
174		オミナエシ	カノコソウ				準絶		1・2・4
175		キキョウ	ホタルブクロ				Ⅱ類		1・2・3・4
176			ツルギキョウ			VU	Ⅱ類		4
177			サワギキョウ				Ⅱ類		1・4
178		キク	ノブキ				準絶		4
179			マルバテイショウソウ			VU	Ⅰ類		2・3・4
180			ホソバノヤマハハコ				準絶		2・3・4
181			ヒメヨモギ				準絶		2・3・4
182			ヒメシオン				地絶		1・2・3・4
183			ダルマガク				Ⅰ類		1・2・3・4
184			センダングサ				準絶		2

第 3.1-44 表 (4) 植物の重要な種

No.	分類	科 名	種 名	選定根拠					文献 No.
				A	B	C	D	E	
185	種子植物	キク	ヤナギアザミ				II 類		2・3・4
186			イズハハコ			VU	準絶		4
187			ヤナギノギク			VU	I 類		1・4
188			チョウセンスイラン			NT	I 類		3・4
189			オグルマ				II 類		2・3・4
190			タカサゴソウ			VU	I 類		4
191			ホソバニガナ			EN	I 類		2・3・4
192			ヒナヒゴタイ			EN	II 類		2・3・4
193			サワオグルマ				I 類		2・3・4
194			メナモミ				準絶		2・3・4
195		オモダカ	ヘラオモダカ				II 類		1
196			アギナシ			NT	II 類		2・3・4
197			ウリカワ				II 類		2・3
198			ヒトツバオモダカ				I 類		2・3・4
199		トチカガミ	スブタ			VU	II 類		2・3
200			ヤナギスブタ				I 類		3
201			クロモ				II 類		2・3
202			トチカガミ			NT	I 類		2・3・4
203			ミズオオバコ			VU	II 類		2
204			セキショウモ				II 類		4
205		ホロムイソウ	シバナ			NT	I 類		4
206		ヒルムシロ	イトモ			NT	II 類		1・2・3・4
207			コバノヒルムシロ			VU	不足		1・2・3・4
208			ササバモ				II 類		1・2・3
209			ホソバミズヒキモ				II 類		2・3
210			ミズヒキモ				II 類		4
211		イバラモ	イバラモ				II 類		2・3・4
212		ユリ	タマムラサキ				II 類		2・3
213			ホウチャクソウ				II 類		4
214			ツクシショウジョウバカマ				準絶		1
215			オオバギボウシ				II 類		2・3・4
216			コバギボウシ				準絶		2・3・4
217			ノヒメユリ			EN	I 類		3・4
218			カノコユリ			VU	準絶		1・2・3・4
219			ジャノヒゲ				準絶		1・4
220			ナガバジャノヒゲ				準絶		2・3・4
221			オモト				準絶		2・3
222			シオデ				準絶		1・3
223			サツマホトトギス			CR	不足		1・2・3・4
224		キンバイザサ	キンバイザサ				準絶		2・3・4
225		アヤメ	ヒオウギ				準絶		2・3
226		イグサ	ヒメコウガイゼキショウ				準絶		1・2・3・4
227			タチコウガイゼキショウ				II 類		2・3
228			ホソイ				準絶		2・3・4
229		ホシクサ	アマノホシクサ			CR	I 類		1・2・3・4
230			オオホシクサ				II 類		2・3・4
231			ニッポンイヌノヒゲ				I 類		3・4
232			イヌノヒゲ				I 類		2・3
233			クロホシクサ			VU	II 類		1・2・3・4
234			ヒロハイヌノヒゲ				準絶		1・4
235			イヌノヒゲモドキ				準絶		3・4
236			シロイヌノヒゲ				準絶		2・4
237		イネ	スズメノチャヒキ				準絶		2・4
238			ヤマアワ				I 類		1・2・3・4
239			チョウセンガリヤス				II 類		1・2・3・4
240			ウンヌケモドキ			NT	II 類		2・3・4
241			ウシノシッペイ				準絶		1・2・4
242			アシカキ				II 類		1・3
243			ヒロハサヤヌカグサ				準絶		2・3
244			ミヤマササガヤ				I 類		2
245			オオバチヂミザサ				準絶		4
246			クサヨシ				準絶		1・2・3
247			タマミヅイチゴツナギ				準絶		2・3・4
248			ウキシバ				II 類		1・2・3・4
249			ナリヒラダケ				準絶		2・3・4
250			イヌアワ				準絶		1・4
251			オオアブラスキ				II 類		3・4

第 3.1-44 表 (5) 植物の重要な種

No.	分類	科 名	種 名	選定根拠					文献 No.
				A	B	C	D	E	
252	種子植物	イネ	ナガミノオニシバ				準絶		1・2・4
253		ヤシ	ビロウ				準絶		1・4
254		サトイモ	ヤマコンニャク			VU	準絶		4
255		ミクリ	ミクリ			NT	I 類		3
256	カヤツリグサ		ヒメミクリ			VU	I 類		1・2・3・4
257			イトハナビテンツキ				準絶		4
258			イトテンツキ			NT	準絶		2・3・4
259			クロカワズスゲ				I 類		1・2・3・4
260			ベンケイヤワラスゲ				I 類		3
261			マツバスゲ				準絶		2・4
262			アワボスゲ				I 類		3・4
263			アゼナルコ				準絶		2・3・4
264			タニガワスゲ				II 類		1・4
265			タイワンスゲ			VU	II 類		1・2・3・4
266			ヤマアゼスゲ				準絶		2・3
267			ホソバヒカゲスゲ				準絶		2・3
268			ウマスゲ				I 類		3
269			カタスゲ				準絶		3
270			キノクニスゲ			NT	II 類		4
271			ゴウソ				準絶		2・3・4
272			フサスゲ				I 類		1・3
273			コジュズスゲ				II 類		3
274			ツクシナルコ			EN	II 類		3
275			モエギスゲ				II 類		3・4
276			ヤリハリイ				準絶		2・3・4
277			イヌシカクイ				準絶		4
278			オノエテンツキ			VU	準絶		4
279			ナガボテンツキ				準絶		2・3・4
280			ヤリテンツキ			NT	準絶		1・4
281			メアゼテンツキ				準絶		2・3・4
282			イヌノハナヒゲ				準絶		4
283			イトイヌノハナヒゲ				準絶		4
284			コイヌノハナヒゲ				準絶		4
285			ヒメカンガレイ			VU	I 類		4
286			コマツカサスキ				II 類		1・2・3・4
287			ツクシカンガレイ				II 類		2・3・4
288			ヒゲアブラガヤ				準絶		2・3・4
289			カガシラ			VU	II 類		2・3・4
290			ケシンジュガヤ				準絶		2・3・4
291	ラン		ヒナラン			EN	I 類	指定	1・3・4
292			オキナワチドリ			VU	準絶		1・4
293			マメツタラン			NT	II 類		3・4
294			ムギラン			NT	II 類		4
295			ミヤマムギラン			NT	II 類		4
296			キリシマエビネ			EN	I 類	指定	2・3・4
297			エビネ			NT	II 類		2・3
298			ツルラン			VU	II 類		3
299			ダルマエビネ			VU	I 類		1・2・3・4
300			サクラジマエビネ			CR	I 類	指定	3・4
301			ナツエビネ			VU	II 類		1・4
302			キエビネ			EN	II 類		2・3
303			ギンラン				I 類		2・3・4
304			ユウシュンラン			VU	I 類		2・3・4
305			キンラン			VU	II 類		2・3
306			ナギラン			VU	準絶		4
307			セッコク				準絶		4
308			キバナノセッコク			EN	II 類	指定	2・3・4
309			ツチアケビ				II 類		2・3
310			クロヤツシロラン				II 類		3
311			シュスラン				準絶		4
312			ムカゴトンボ			EN	準絶		2・3・4
313			サギソウ			NT	I 類	指定	1・2・3・4
314			ミズトンボ			VU	I 類		1・2・3・4
315			ムカゴソウ			EN	準絶		4
316			ヤクシマアカシュスラン			VU	準絶		4
317			ムヨウラン				II 類		3
318			フウラン			VU	I 類	指定	4

第 3.1-44 表(6) 植物の重要な種

No.	分類	科 名	種 名	選定根拠					文献 No.
				A	B	C	D	E	
319	種子植物	ラン	オオバヨウラクラン			CR	不足		2・3・4
320			ガンゼキラン			VU	Ⅱ類	指定	2・3・4
321			ツレサギソウ				Ⅰ類		1・2・3・4
322			ヤマトキソウ				Ⅱ類		2・3・4
323			クモラン				Ⅰ類		2・3・4
計		83 科	323 種	1 種	1 種	119 種	318 種	8 種	

- 注) 1. 種の分類及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(国土交通省、平成 30 年)に従った。
 2. 文献 No. は第 3.1-41 表、重要な種の選定根拠は第 3.1-43 表に対応する。

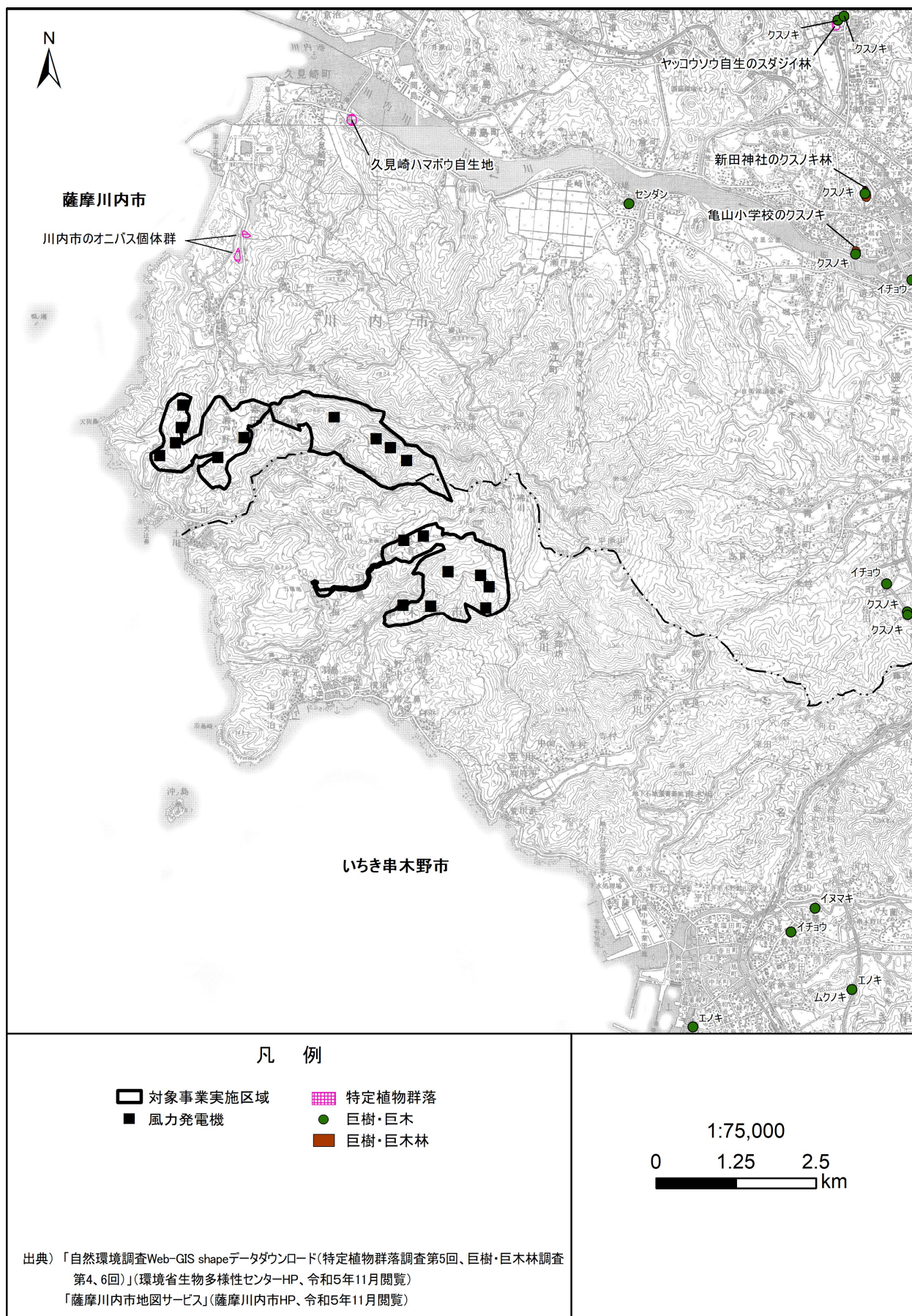
ロ. 重要な植物群落

「自然環境調査 Web-GIS shape データダウンロード(特定植物群落調査第 5 回)」及び「薩摩川内市地図サービス」によると、第 3.1-25 図のとおり、対象事業実施区域の北側に「久見崎ハマボウ自生地」、「川内市のオニバス個体群(2箇所)」及び「ヤッコソウ自生のスダジイ林」が分布する。

なお、対象事業実施区域においては重要な植物群落は確認されていない。

ハ. 巨樹・巨木

対象事業実施区域及びその周辺では、第 3.1-25 図のとおり、北東側に新田神社のクスノキ林が分布する。また、東側の南北にかけて、イチョウ、イヌマキ、クスノキ、ムクノキ、エノキ、センダンの巨木が分布する。



第 3. 1-25 図 特定植物群落及び巨樹・巨木

(3) 生態系の状況

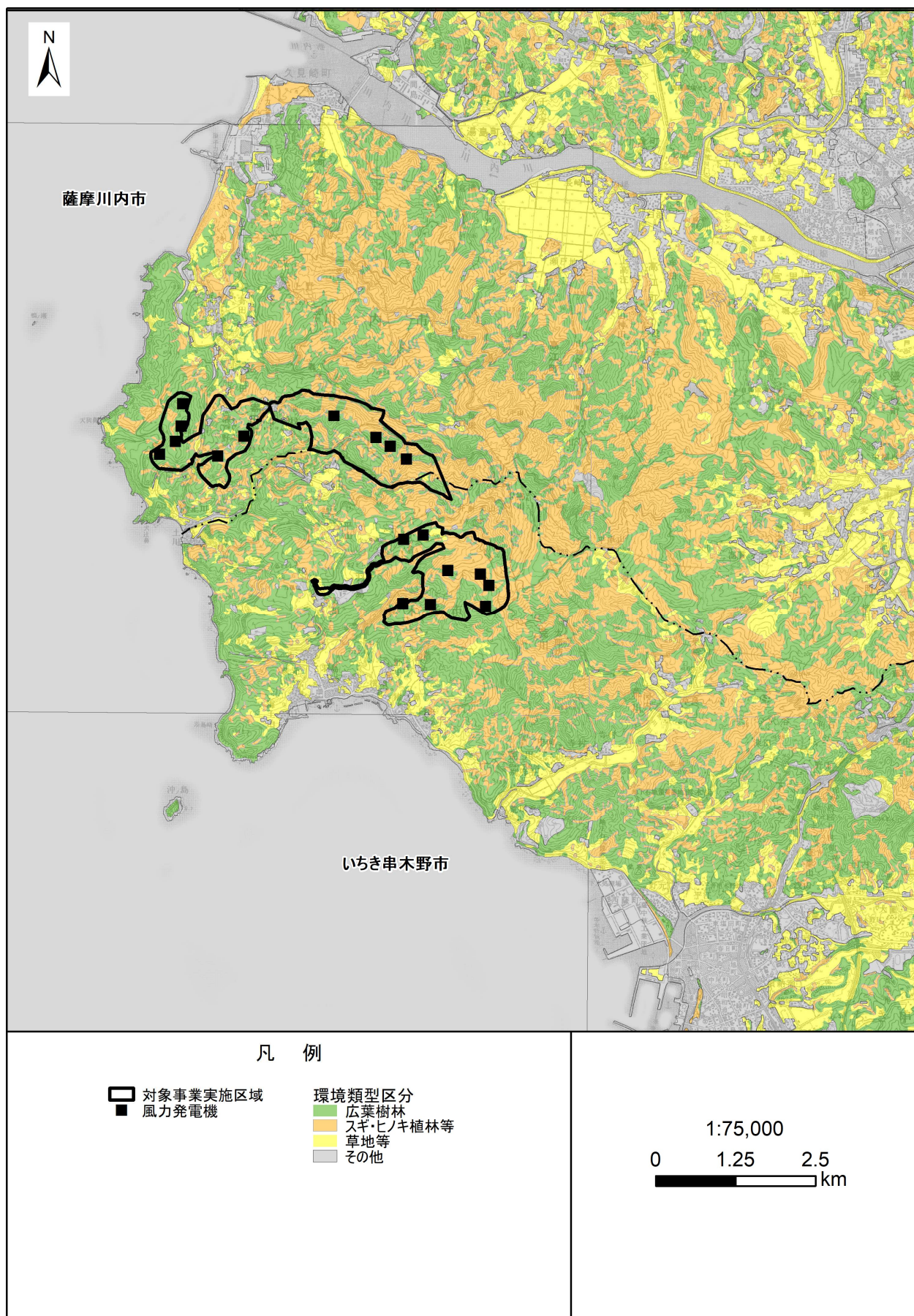
① 対象事業実施区域及びその周辺の自然環境の類型化

対象事業実施区域及びその周辺の自然環境について、植生等を踏まえ、第 3.1-45 表のとおり 4 つの環境類型に区分した。環境類型区分図は第 3.1-26 図のとおりである。

なお、対象事業実施区域及びその周辺は主に山地が広がっているため、環境類型区分に地形情報は反映していない。

第 3.1-45 表 環境類型区分一覧

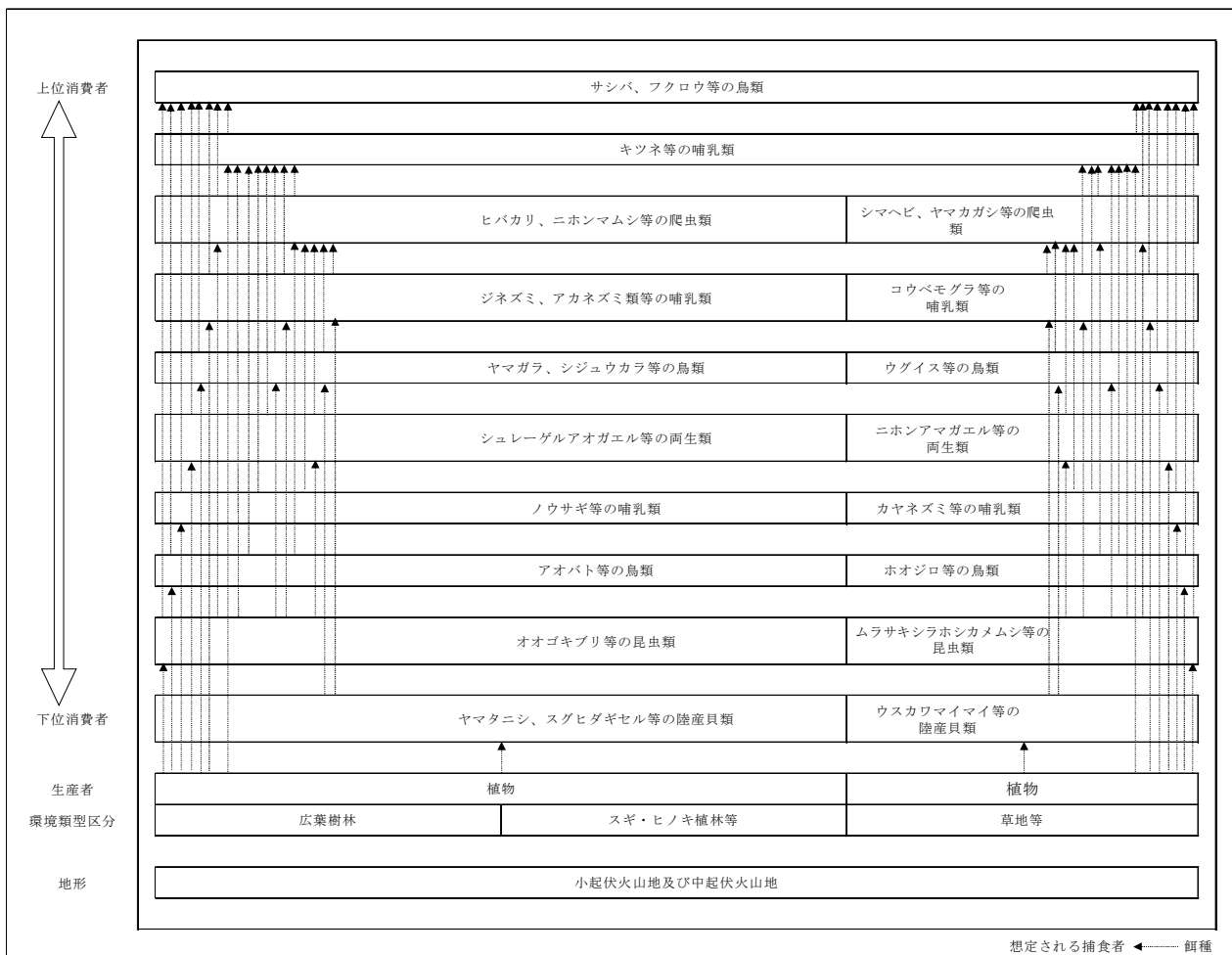
環境類型区分	植生等
広葉樹林	ヤナギ高木群落(VI)、ヤナギ低木群落(VI)、ハマボウ群落、マサキートベラ群集、オニヤブソテツ-ハマビワ群集、シイ・カシ二次林、タブノキ-ヤブニッケイ二次林、アカメガシワ-カラスザンショウ群落、クスギ植林、クスノキ植林
スギ・ヒノキ植林等	スギ・ヒノキ・サワラ植林、クロマツ植林、テーダマツ植林
草地等	メダケ群落、ネザサ群落、クズ群落、ススキ群団(VII)、ダンチク群落、伐採跡地群落(VII)、ヨシクラス、セイタカヨシ群落、アイアシ群集、チガヤ-ハマゴウ群集、竹林、モウソウチク林、ゴルフ場・芝地、牧草地、路傍・空地雑草群落、果樹園、常緑果樹園、畑雑草群落、水田雑草群落、放棄水田雑草群落
その他	市街地、緑の多い住宅地、残存・植栽樹群を持った公園・墓地等、工場地帯、造成地、開放水域、自然裸地



第 3.1-26 図 環境類型区分図

② 生態系の概要

対象事業実施区域及びその周辺は、主にシイ・カシ二次林、タブノキ・ヤブニッケイ二次林等の常緑広葉樹林及びスギ・ヒノキ・サワラ植林等の森林植生が分布し、一部に竹林やススキ群団(Ⅶ)等の草地、水田等の耕作地も分布する。これらの環境には、下位の消費者であるヤマタニシ、ウスカワマイマイ等の陸産貝類、オオゴキブリ、ムラサキシラホシカメムシ等の昆虫類、中位の消費者であるシュレーゲルアオガエル等の両生類、ヤマガラ、ウグイス、ホオジロ等の鳥類、ジネズミ、アカネズミ等の小型哺乳類、ヒバカリ、シマヘビ等の爬虫類、キツネ等の中型哺乳類、上位の消費者であるサシバ、フクロウ等の鳥類が生息し、食物連鎖を形成していると考えられる。対象事業実施区域及びその周辺の食物連鎖模式図は、第3.1-27図のとおりである。



「川の生きもの図鑑－鹿児島の水辺から」（鹿児島県の自然を記録する会、平成14年）等より作成

第3.1-27図 対象事業実施区域及びその周辺の食物連鎖模式図

③ 重要な自然環境のまよりの場

対象事業実施区域及びその周辺の自然環境から、第3.1-46表の選定根拠に基づき選定した重要な自然環境のまよりの場は、第3.1-47表及び第3.1-28図のとおりである。

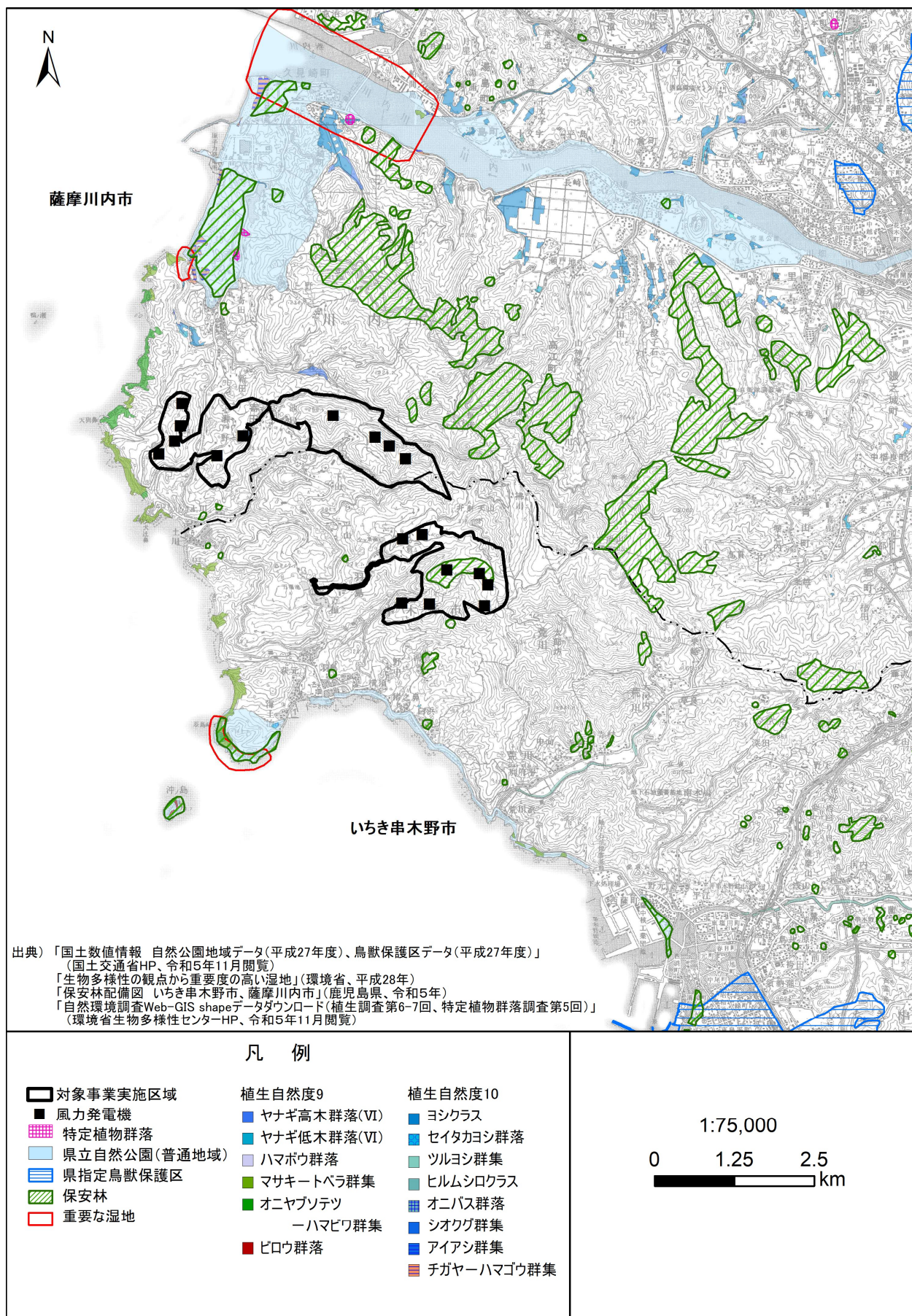
対象事業実施区域には、「川内川流域県立自然公園」及び「保安林」が分布する。

第 3.1-46 表 重要な自然環境のまよりの場の選定根拠

選定根拠		
A	特定植物群落	「自然環境保全基礎調査 第3回基礎調査 特定植物群落調査」（環境省自然環境局生物多様性センター 自然環境情報 GIS 提供システム）における特定植物群落
B	自然公園	「自然公園法」（昭和32年法律第161号）、「県立自然公園条例」（昭和33年鹿児島県条例第27号）における自然公園の区域
C	鳥獣保護区	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号）における国指定鳥獣保護区及び県指定鳥獣保護区
D	環境緑地保護地区等	「鹿児島県自然環境保全条例」（昭和48年鹿児島県条例第23号）に基づく保全地域、特別地区、野生動植物保護区
E	自然植生	「自然環境保全基礎調査 第2回～5回基礎調査」（環境省自然環境局生物多様性センター 自然環境情報 GIS 提供システム）において、自然植生のうち植生自然度が高いとされた植物群落等
F	保安林	「森林法」（昭和26年法律第249号）により指定された保安林
G	重要な湿地	「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省、平成28年）における重要湿地

第 3.1-47 表 重要な自然環境のまよりの場

重要な自然環境のまよりの場		
A	特定植物群落	久見崎ハマボウ自生地
		川内市のオニバス個体群
		ヤッコソウ自生のスダジイ林
B	自然公園	川内川流域県立自然公園
		吹上浜金峰山県立自然公園
C	鳥獣保護区	中郷池周辺鳥獣保護区
		新田神社鳥獣保護区
		照島鳥獣保護区
D	環境緑地保護地区等	該当無し
E	自然植生（植生自然度9）	ヤナギ高木群落(VI)
		ヤナギ低木群落(VI)
		ハマボウ群落
		マサキートベラ群集
		オニヤブソテツ－ハマビワ群集
		ビロウ群落
	自然植生（植生自然度10）	ヨシクラス
		セイタカヨシ群落
		ツルヨシ群集
		ヒルムシロクラス
		オニバス群落
		シオクグ群集
		アイアシ群集
		チガヤ－ハマゴウ群集
F	保安林	保安林
G	重要な湿地	川内川河口の周辺湿地
		いちき串木野市羽島地先沿岸



第 3.1-28 図 重要な自然環境のまとまりの場

3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

(1) 景観の状況

対象事業実施区域及びその周辺の景観資源の状況は第3.1-48表及び第3.1-29図のとおりであり、「下木場高原」、「冠岳」、「材木岩」、「斉連ヶ池」等が分布する。また、対象事業実施区域及びその周辺の眺望点の状況は第3.1-49表及び第3.1-30図のとおりであり、「長崎堤防」、「薩摩藩留学生渡欧の地」、「高江新田」、「冠岳」等が分布する。

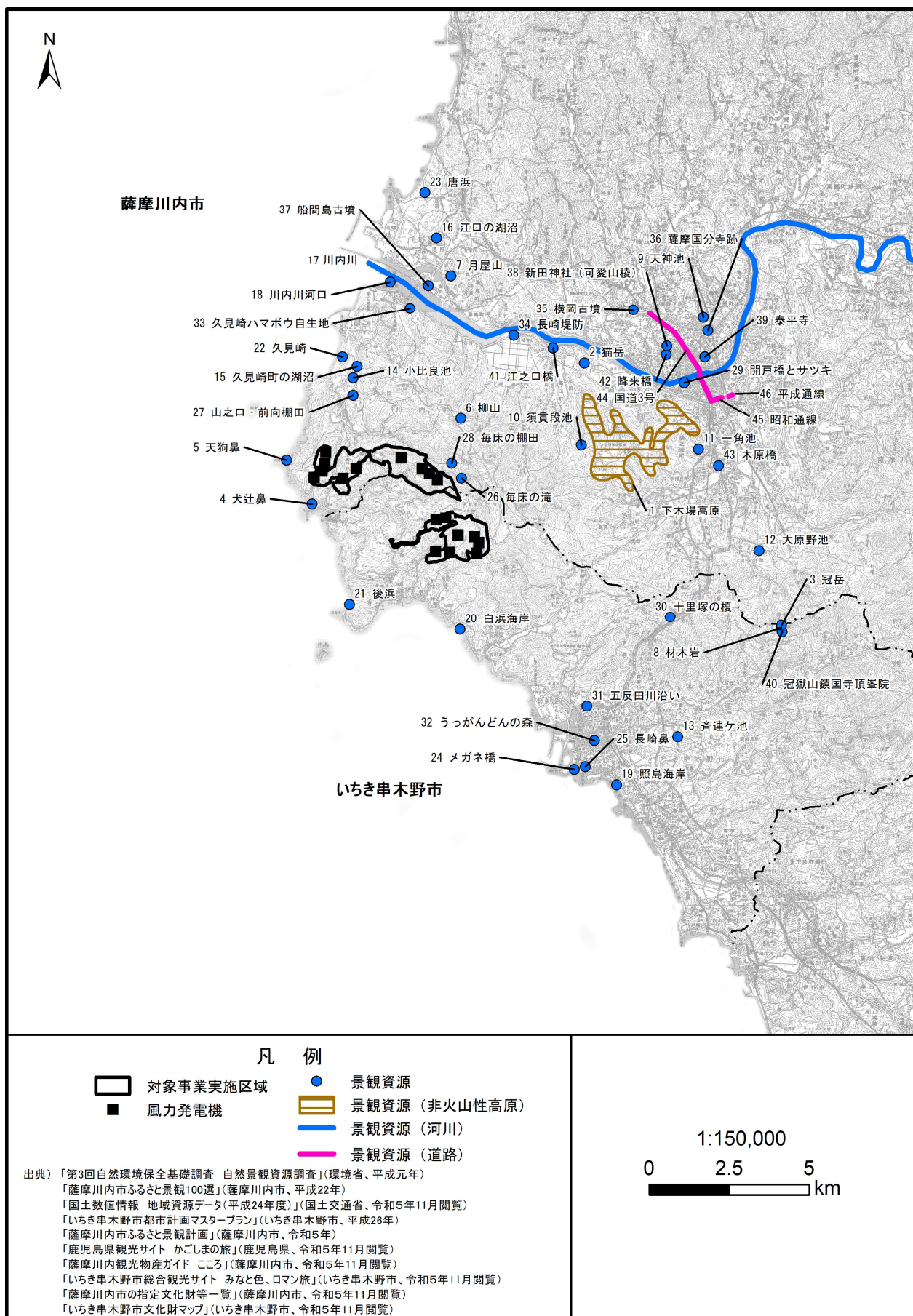
第3.1-48表(1) 対象事業実施区域及びその周辺の景観資源

No.	景観種別	景観資源分類	市町村	名 称	出典
1	自然	非火山性高原	薩摩川内市	下木場高原	2
2	自然	山地等	薩摩川内市	猫岳	4
3	自然	山地等	いちき串木野市	冠岳	4, 5, 7
4	自然	山地等	薩摩川内市	犬辻鼻	1
5	自然	山地等	薩摩川内市	天狗鼻	2
6	自然	山地等	薩摩川内市	柳山	4
7	自然	山地等	薩摩川内市	月屋山	1, 4, 5, 6
8	自然	陸景 節理	いちき串木野市	材木岩	2, 3
9	自然	湖沼	薩摩川内市	天神池	1, 4, 5
10	自然	湖沼	薩摩川内市	須貫段池	2
11	自然	湖沼	薩摩川内市	一角池	2
12	自然	湖沼	薩摩川内市	大原野池	1
13	自然	湖沼	いちき串木野市	斉連ヶ池	2, 3
14	自然	湖沼	薩摩川内市	小比良池	2, 9
15	自然	湖沼	薩摩川内市	久見崎町の湖沼	2
16	自然	湖沼	薩摩川内市	江口の湖沼	2
17	自然	河川	薩摩川内市	川内川	4
18	自然	砂州	薩摩川内市	川内川河口	2, 4
19	自然	砂丘	いちき串木野市	照島海岸	3, 5, 7
20	自然	砂丘	いちき串木野市	白浜海岸	3
21	自然	砂丘	いちき串木野市	後浜	3
22	自然	砂丘	薩摩川内市	久見崎	2
23	自然	砂丘	薩摩川内市	唐浜	2, 4
24	自然	岩門	いちき串木野市	メガネ橋	2
25	自然	水景 節理	いちき串木野市	長崎鼻	2, 3
26	自然	滝	薩摩川内市	毎床の滝	1
27	自然	里山景観	薩摩川内市	山之口・前向棚田	1, 4
28	自然	里山景観	薩摩川内市	毎床の棚田	1
29	自然	植物	薩摩川内市	開戸橋とサツキ	1
30	自然	植物	いちき串木野市	十里塚の榎	7, 9
31	自然	植物	いちき串木野市	五反田川沿い	5
32	自然	植物	いちき串木野市	うっがんだんの森	9
33	自然	植物	薩摩川内市	久見崎ハマボウ自生地	8
34	人文	史跡・古墳	薩摩川内市	長崎堤防	1, 4, 6
35	人文	史跡・古墳	薩摩川内市	横岡古墳	4, 8
36	人文	史跡・古墳	薩摩川内市	薩摩国分寺跡	4, 5, 6
37	人文	史跡・古墳	薩摩川内市	船間島古墳	8
38	人文	寺社仏閣	薩摩川内市	新田神社(可愛山稜)	1, 4, 5, 6, 8
39	人文	寺社仏閣	薩摩川内市	泰平寺	4, 5
40	人文	寺社仏閣	いちき串木野市	冠獄山鎮国寺頂峯院	5, 7
41	人文	橋梁	薩摩川内市	江之口橋	1, 4, 6

第 3.1-48 表(2) 対象事業実施区域及びその周辺の景観資源

No.	景観種別	景観資源分類	市町村	名 称	出典
42	人文	橋梁	薩摩川内市	降来橋	1
43	人文	橋梁	薩摩川内市	木原橋	1
44	人文	道路	薩摩川内市	国道 3 号	4
45	人文	道路	薩摩川内市	都市計画道路：昭和通線	4
46	人文	道路	薩摩川内市	都市計画道路：平成通線	4

- 出典) 1 「薩摩川内市ふるさと景観 100 選」(薩摩川内市、平成 22 年)
 2 「国土数値情報 地域資源データ(平成 24 年度)」(国土交通省、令和 5 年 11 月閲覧)
 3 「いちき串木野市都市計画マスタープラン」(いちき串木野市、平成 26 年)
 4 「薩摩川内市ふるさと景観計画」(薩摩川内市、令和 5 年)
 5 「鹿児島県観光サイト かのしまの旅」(鹿児島県、令和 5 年 11 月閲覧)
 6 「薩摩川内観光物産ガイド ころろ」(薩摩川内市、令和 5 年 11 月閲覧)
 7 「いちき串木野市総合観光サイト みなと色、ロマン旅」(いちき串木野市、令和 5 年 11 月閲覧)
 8 「薩摩川内市の指定文化財等一覧」(薩摩川内市、令和 5 年 11 月閲覧)
 9 「いちき串木野市文化財マップ」(いちき串木野市、令和 5 年 11 月閲覧)



第 3.1-29 図 景観資源の状況

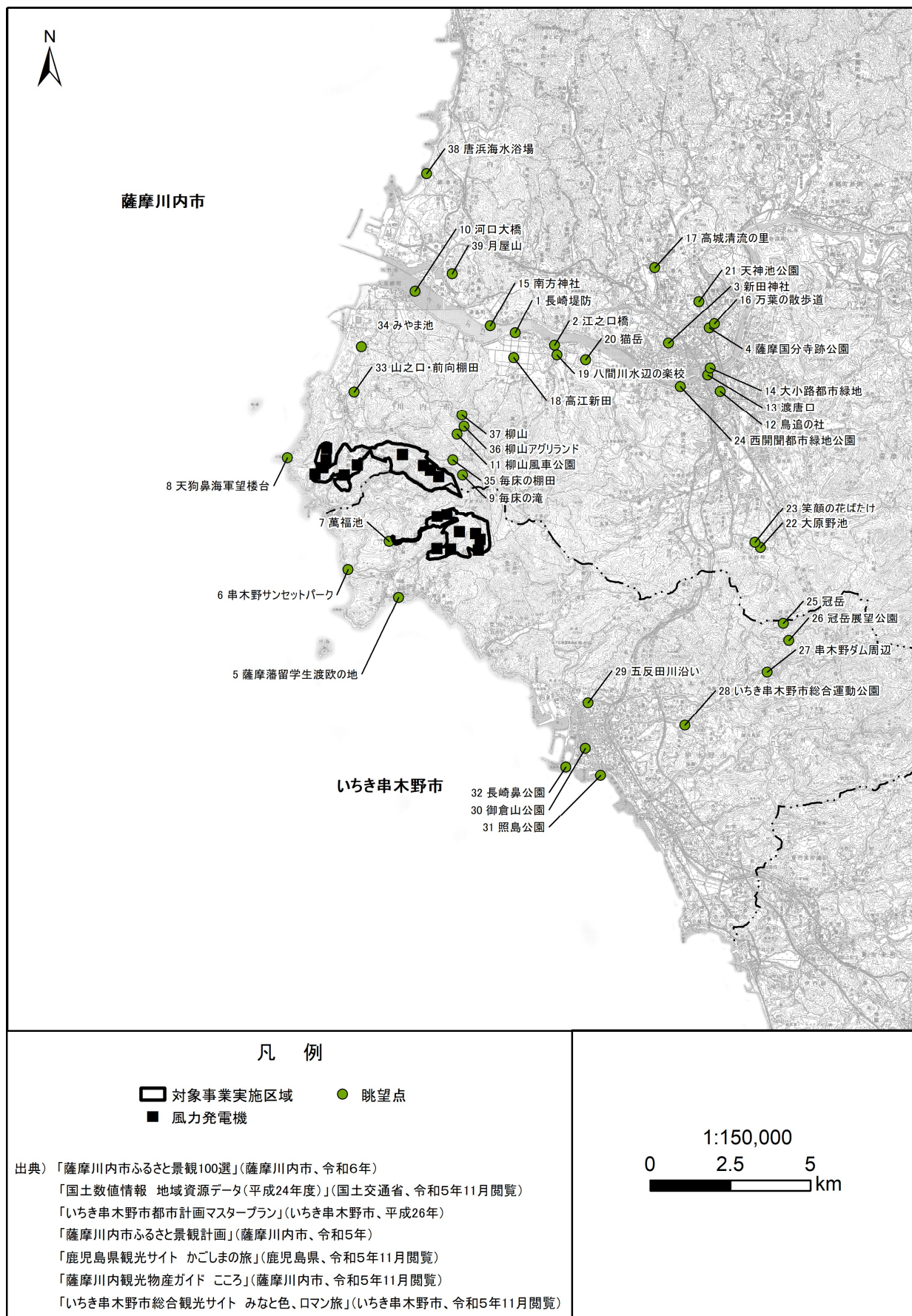
第 3.1-49 表(1) 対象事業実施区域及びその周辺の眺望点

No.	区分	市町村	名称	出典	概要（眺望など）
1	観光	薩摩川内市	長崎堤防	1, 4, 6	薩摩藩内での最大規模の干拓工事により貞享四年(1687)に完成した。「袈裟姫伝説」という悲話が語り継がれている。
2	観光	薩摩川内市	江之口橋	1, 4, 6	肥後の名工・岩永三五郎が薩摩藩で手掛けた最後の石造眼鏡橋。1849 年完成。有形文化財(薩摩川内市)及び景観重要施設(薩摩川内市)に指定される。
3	観光	薩摩川内市	新田神社	1, 4, 5, 6	神亀山(標高 70m)の山頂にあり、ニニギノミコトをまつる神社。桜の名所であり、クスノキの大木も見られる。
4	観光	薩摩川内市	薩摩国分寺跡史跡公園	4, 5, 6	8 世紀の国分寺の跡が復元される面積約 1.6ha の公園。ニニギノミコトとその子どもの御霊がこの丘陵地帯にまつられているとも伝えられている。
5	観光	いちき串木野市	薩摩藩留学生渡欧の地	7	慶応元年に薩摩藩の命により日本初の海外留学生がイギリスへ旅立った地。薩摩藩英国留学生記念館が併設される。
6	観光	いちき串木野市	串木野サンセットパーク	3, 5	東シナ海が一望でき、好天時には甌島を見ることができる。夕暮れ時には夕日の絶景スポットとなる。
7	観光	いちき串木野市	萬福池	7	弘化 4 年(1847 年)に薩摩藩直営の工事として作られたため池。当時 20 歳の西郷隆盛は、薩摩藩の河川土木方の書役助として工事に加わったと伝承されている。
8	観光	薩摩川内市	天狗鼻海軍望楼台	6	日清戦争後に沿岸防備のために設けられた望楼台。天草の島々や薩摩半島を見渡すことができる。薩摩川内市指定の史跡。
9	観光	薩摩川内市	毎床の滝	1	轟川上流にある滝。
10	観光	薩摩川内市	河口大橋	1	川内川河口に位置し、東シナ海と川内市街地を見渡せる。
11	レク	薩摩川内市	高江新田	1	川内川下流左岸に広がる水田。見晴らしが良く、野鳥観察の好適地。
12	レク	薩摩川内市	八間川水辺の楽校	1	八間川下流部に整備された親水公園。付近には、有形文化財に指定されている石造眼鏡橋の江之口橋がある。
13	レク	薩摩川内市	猫岳	2, 4	川内川左岸に位置し、薩摩川内市内が一望できる標高 120m の山。豊臣秀吉が一夜にして城を作ったと言われる。
14	レク	薩摩川内市	天神池公園	1, 4, 5	高台から市街地を見渡せる展望所。自然豊かな市街地の眺望を楽しめる。
15	レク	薩摩川内市	大原野池	1	湖畔に咲く桜は花見のスポットである。周囲の山並みが見渡せる。
16	レク	いちき串木野市	冠岳	4, 5, 7	標高 516m、桜島や霧島連峰が見渡せる。
17	レク	いちき串木野市	冠岳展望公園	7	いちき串木野市市街地や東シナ海、冠岳が眺望でき絶景である。
18	レク	いちき串木野市	串木野ダム周辺	5	五反田川の上流にある串木野ダム周辺では、桜のほか小水林間広場やウォーキングトレイルもあり老若男女楽しめる。
19	レク	いちき串木野市	いちき串木野市総合運動公園	3	2 階建ての総合体育館のほか、多目的グラウンド、テニス場、パークゴルフ場も備える。
20	レク	いちき串木野市	五反田川沿い	5	いちき串木野市内を流れる五反田川沿い約 500m の遊歩道には、約 200 本のソメイヨシノが咲き誇る。
21	レク	いちき串木野市	御倉山公園	3	いちき串木野市市街地においてまとまった緑地として残る公園。
22	レク	いちき串木野市	照島公園	3	松に囲まれた公園で、東シナ海を望むことができる。薩摩焼発祥の地である。

第 3.1-49 表(2) 対象事業実施区域及びその周辺の眺望点

No.	区分	市町村	名称	出典	概要（眺望など）
23	レク	いちき串木野市	長崎鼻公園	3, 7	東シナ海に突き出した松の緑と海の青が美しい公園。海水プール、流水スライダー、遊具等が整備されている。
24	レク	薩摩川内市	山之口・前向棚田	1, 4	寄田町山之口・前向地区に残る石積みの棚田。棚田より東シナ海や背後の山並みが見渡せる。
25	レク	薩摩川内市	みやま池	1, 2	川内原子力発電所横にある池。周囲の山並みが見渡せる。
26	レク	薩摩川内市	毎床の棚田	1	寄田町毎床地区に残る石積みの棚田。棚田より周囲の山並みが見渡せる。
27	レク	薩摩川内市	柳山アグリランド	1, 5, 6	牧場跡地を整備した観光公園。季節毎の花々が楽しめるほか、標高 389m の柳山への登山道も整備される。
28	レク	薩摩川内市	柳山	1, 2, 4	柳山の山頂は標高 389m の位置にあり、山頂にある霧島神社周辺からの眺望は 360 度の絶景が見渡せる。
29	レク	薩摩川内市	唐浜海水浴場	5, 6	白砂浜が約 2 km に渡って広がる。海上のかなたに甌島を望む海水浴場は遠浅で、シーズン中は家族連れでにぎわう。
30	レク	薩摩川内市	月屋山	1, 2, 4, 5, 6	川内川河口と東シナ海を一望できる標高 160 m の小高い山。

- 出典) 1 「薩摩川内市ふるさと景観 100 選」(薩摩川内市、平成 22 年)
2 「国土数値情報 地域資源データ(平成 24 年度)」(国土交通省、令和 5 年 11 月閲覧)
3 「いちき串木野市都市計画マスタープラン」(いちき串木野市、平成 26 年)
4 「薩摩川内市ふるさと景観計画」(薩摩川内市、令和 5 年)
5 「鹿児島県観光サイト かのしまの旅」(鹿児島県、令和 5 年 11 月閲覧)
6 「薩摩川内観光物産ガイド ころろ」(薩摩川内市、令和 5 年 11 月閲覧)
7 「いちき串木野市総合観光サイト みなと色、ロマン旅」(いちき串木野市、令和 5 年 11 月閲覧)



第 3.1-30 図 眺望点の状況

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

対象事業実施区域及びその周辺の人と自然との触れ合いの活動の場の状況は、第 3.1-50 表及び第 3.1-31 図のとおりであり、「中郷池」、「冠岳花川砂防公園」、「八間川水辺の楽校」、「白浜海岸」等が分布する。

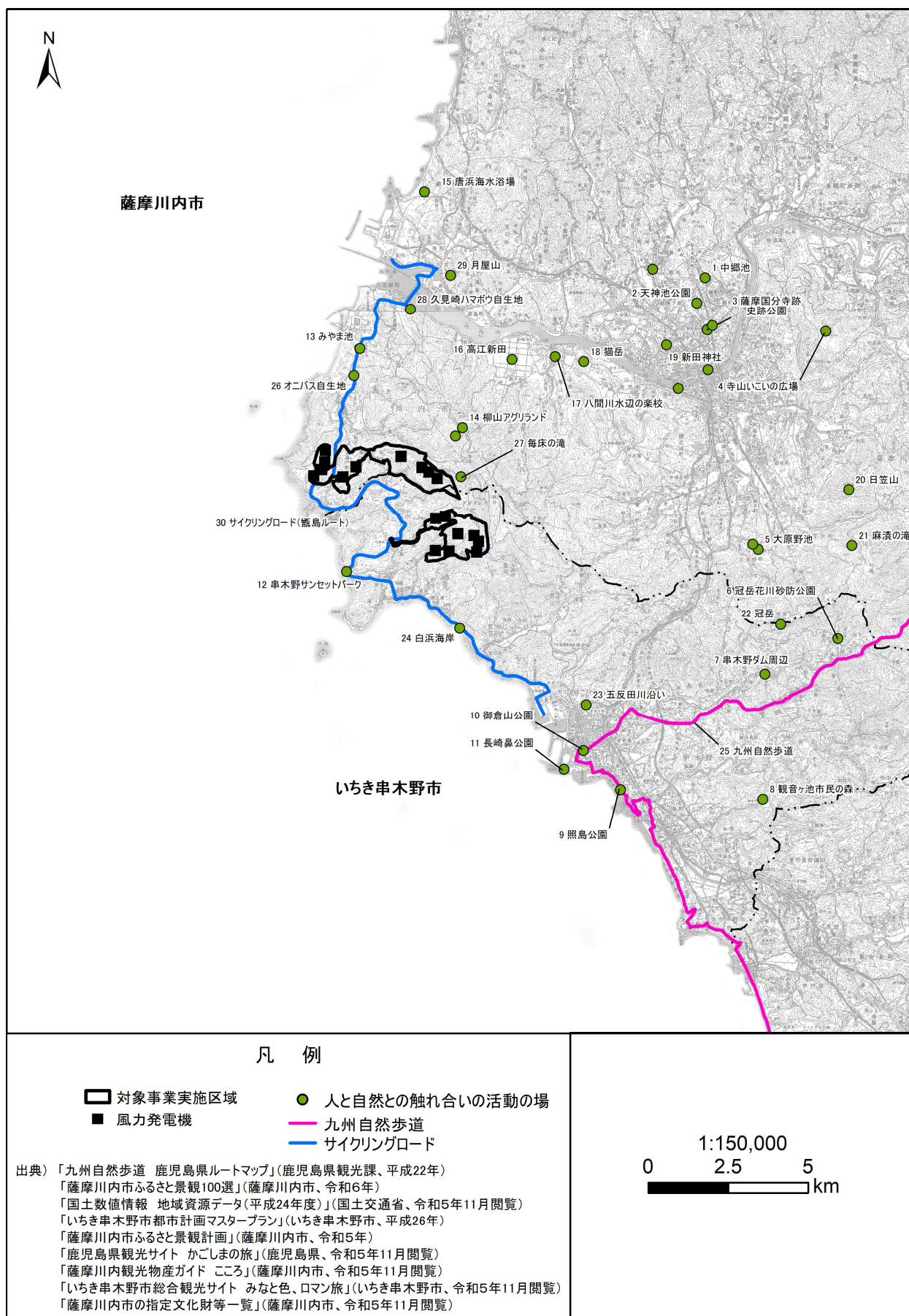
第 3.1-50 表(1) 対象事業実施区域及びその周辺の人と自然との触れ合いの活動の場

No.	区 分	市町村	名 称	出典	概 要
1	公園・レジャー	薩摩川内市	中郷池	2, 3, 5, 6	池の周囲 2 km には、広場、遊歩道などがあり散歩やジョギングに最適。桜並木や季節の花々が池に彩りを添える。
2	公園・レジャー	薩摩川内市	天神池公園	2, 5, 6	高台から市街地を見渡せる展望所。自然豊かな市街地の眺望を楽しめる。
3	公園・レジャー	薩摩川内市	薩摩国分寺跡史跡公園	5, 6, 7	8 世紀の国分寺の跡が復元される面積約 1.6ha の公園。ニニギノミコトとその子どもの御霊がこの丘陵地帯にまつられているとも伝えられている。
4	公園・レジャー	薩摩川内市	寺山いこいの広場	2, 5, 6, 7	薩摩川内市街地を見渡せる標高 247m の高台に位置し、ゴーカートコースなどがある。せんだい宇宙館が隣接しており、家族で憩いのひと時が過ごせる公園。
5	公園・レジャー	薩摩川内市	大原野池	2, 7	湖畔に咲く桜は花見のスポットである。周囲の山並みが見渡せる。
6	公園・レジャー	いちき串木野市	冠岳花川砂防公園	6, 8	10 本の年代橋や多目的広場、水鏡、展望桜などがあり、四季を通じて様々な彩りを楽しめる中国風公園。
7	公園・レジャー	いちき串木野市	串木野ダム周辺	6	五反田川の上流にある串木野ダム周辺では、桜のほか小水林間広場やウォーキングトレイルもあり老若男女楽しめる。
8	公園・レジャー	いちき串木野市	観音ヶ池市民の森	4, 6, 8	県推奨の「森林浴の森」70 選のひとつで、千本桜、ツツジ、アジサイ等四季を通じて憩いの場となっている。
9	公園・レジャー	いちき串木野市	照島公園	4, 6, 8	松に囲まれた公園で、東シナ海を望むことができる。薩摩焼発祥の地である。
10	公園・レジャー	いちき串木野市	御倉山公園	4	いちき串木野市市街地においてまとまった緑地として残る公園。
11	公園・レジャー	いちき串木野市	長崎鼻公園	4, 8	東シナ海に突き出した松の緑と海の青が美しい公園。海水プール、流水スライダー、遊具等が整備されている。
12	公園・レジャー	いちき串木野市	串木野サンセットパーク	4, 6	東シナ海が一望でき、好天時には甌島を見ることができる。夕暮れ時には夕日の絶景スポットとなる。
13	公園・レジャー	薩摩川内市	みやま池	2, 3	川内原子力発電所横にある池。周囲の山並みが見渡せる。
14	公園・レジャー	薩摩川内市	柳山アグリランド	2, 5, 6, 7	コスモス 3ha、菜の花 2ha、桜 250 本、ヤギ・ウサギ牧場、特産品直売所、山頂までのハイキングコースが整備されている。
15	公園・レジャー	薩摩川内市	唐浜海水浴場	2, 5, 6, 7	白砂浜が約 2 km に渡って広がる。海上のかなたに甌島を望む海水浴場は遠浅で、シーズン中は家族連れでにぎわう。
16	自然探勝	薩摩川内市	高江新田	2	川内川下流左岸に広がる水田。見晴らしが良く、野鳥観察の好適地。
17	自然探勝	薩摩川内市	八間川水辺の楽校	2	八間川下流部に整備された親水公園。付近には、有形文化財に指定されている石造眼鏡橋の江之口橋がある。

第 3.1-50 表(2) 対象事業実施区域及びその周辺の人と自然との触れ合いの活動の場

No.	区 分	市町村	名 称	出典	概 要
18	自然探勝	薩摩川内市	猫岳	3, 5	川内川左岸に位置し、薩摩川内市内が一望できる標高 120m の山。豊臣秀吉が一夜にして城を作ったと言われる。
19	自然探勝	薩摩川内市	新田神社	2, 5, 6, 7	神亀山(標高 70m)の山頂にあり、ニニギノミコトをまつる神社。桜の名所であり、クスノキの大木も見られる。
20	自然探勝	薩摩川内市	日笠山	3, 5	薩摩川内市の南東に位置し、山頂からは薩摩川内市街が見渡せる。日笠山観音が祀られている。
21	自然探勝	薩摩川内市	麻漬の滝	2, 7	百次川上流にある落差約 16m、幅 1 m の滝。
22	自然探勝	いちき串木野市	冠岳	4, 5, 6, 8	標高 516m、桜島や霧島連峰が見渡せる。
23	自然探勝	いちき串木野市	五反田川沿い	6	いちき串木野市内を流れる五反田川沿い約 500m の遊歩道には、約 200 本のソメイヨシノが咲き誇る。
24	自然探勝	いちき串木野市	白浜海岸	3, 4	羽島地域から荒川地域を繋ぐ、白い砂浜がきれいな海岸である。
25	自然探勝	いちき串木野市	九州自然歩道	1	山、川、海岸、砂丘と歴史が融合された自然歩道。
26	自然探勝	薩摩川内市	オニバス自生地	9	環境省 RDB: 絶滅危惧Ⅱ類(VU)、鹿児島県 RDB: 絶滅危惧Ⅰ類、国内の南限とされている。7 月末～8 月発芽・開葉、9～10 月開花する。
27	自然探勝	薩摩川内市	毎床の滝	2	轟川上流にある滝。
28	自然探勝	薩摩川内市	久見崎ハマボウ自生地	9	準絶滅危惧種。全国でも最大級の群落とされている。
29	自然探勝	薩摩川内市	月屋山	2, 3, 5, 6, 7	川内川河口と東シナ海を一望できる標高 160 m の小高い山。
30	自然探勝	いちき串木野市	サイクリングロード(甕島ルート)	6	上甕島・中甕島・下甕島といちき串木野市を周遊するルート。サイクリングの醍醐味である、橋を渡る爽快感を存分に味わうことができる。

- 出典) 1 「九州自然歩道 鹿児島県ルートマップ」(鹿児島県観光課、平成 22 年)
2 「薩摩川内市ふるさと景観 100 選」(薩摩川内市、平成 22 年)
3 「国土数値情報 地域資源データ(平成 24 年度)」(国土交通省、令和 5 年 11 月閲覧)
4 「いちき串木野市都市計画マスタープラン」(いちき串木野市、平成 26 年)
5 「薩摩川内市ふるさと景観計画」(薩摩川内市、令和 5 年)
6 「鹿児島県観光サイト かのしまの旅」(鹿児島県、令和 5 年 11 月閲覧)
7 「薩摩川内観光物産ガイド ころろ」(薩摩川内市、令和 5 年 11 月閲覧)
8 「いちき串木野市総合観光サイト みなと色、ロマン旅」(いちき串木野市、令和 5 年 11 月閲覧)
9 「薩摩川内市の指定文化財等一覧」(薩摩川内市、令和 5 年 11 月閲覧)



第 3.1-31 図 人と自然との触れ合いの活動の場

3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況

(1) 空間放射線量率の状況

鹿児島県環境放射線監視センターは、川内原子力発電所から概ね 30km 圏内及び甕島に設置されたモニタリングポスト 67 局で空間放射線量率を連続的に測定している。

対象事業実施区域及びその周辺には、第 3.1-32 図のとおり、21 局の測定地点がある。

令和 4 年度の月別空間放射線量率は第 3.1-51 表のとおりであり、月別空間放射線量率の月平均値は 59～92 nGy/h の範囲である。この値は「汚染状況重点調査地域」として環境大臣の指定を受ける値である $0.23 \mu\text{Sv/h}$ を下回っている。

注) nGy/h から $\mu\text{Sv/h}$ への変換は、 0.8×0.001 を乗じると $\mu\text{Sv/h}$ に変換できる。例えば、最高値の 92 nGy/h は $92 \times 0.8 \times 0.001 = 0.0736 \mu\text{Sv/h}$ となる。

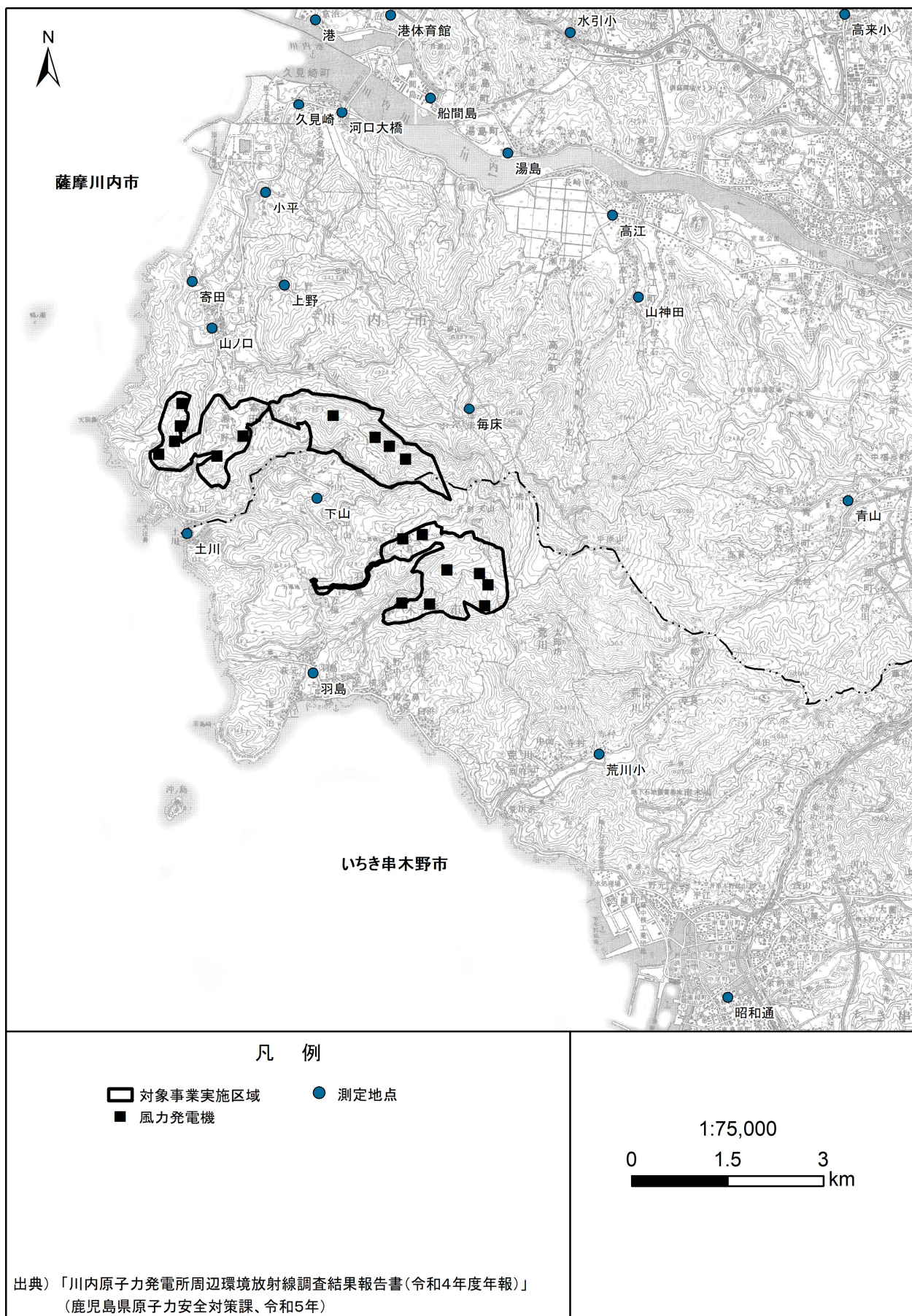
第 3.1-51 表 月別空間放射線量率（令和 4 年度）

単位：nGy/h

市町	測定地点	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
薩摩川内市	港	71	71	71	70	70	71	70	71	72	71	71	71
	久見崎	60	60	60	59	59	60	60	61	61	60	60	60
	小平	68	68	68	67	67	68	67	68	68	68	68	68
	上野	69	69	69	68	68	69	68	69	69	69	69	69
	寄田	64	64	64	63	63	64	64	64	64	64	64	64
	高江	70	70	71	70	69	70	70	71	71	70	70	70
	水引小	84	84	84	84	84	85	85	85	85	85	85	85
	港体育館	80	80	80	79	78	80	80	81	81	80	80	80
	船間島	92	92	92	91	91	91	91	92	92	91	92	91
	湯島	68	68	68	67	67	68	68	69	68	67	68	67
	河口大橋	82	82	82	82	82	83	82	82	82	81	81	81
	山神田	76	76	75	75	75	75	75	76	76	75	75	75
	毎床	79	79	79	78	78	79	79	80	80	79	80	79
	山ノ口	85	85	85	84	84	85	85	86	86	85	85	85
	高来小	60	60	61	60	60	61	60	61	62	61	61	61
	青山	59	60	59	59	59	60	60	61	60	60	60	60
いちき 串木野市	下山	73	74	73	73	72	73	73	74	74	73	73	73
	土川	87	87	87	86	86	87	87	87	87	87	87	87
	羽島	77	77	76	76	75	76	77	77	77	77	77	77
	荒川小	60	61	60	60	59	60	60	61	61	60	60	60
	昭和通	66	67	67	66	66	67	66	67	67	67	67	67

注) 表中の数値は、その月の 1 時間値の平均値を示す。

出典) 「川内原子力発電所周辺環境放射線調査結果報告書（令和 4 年度年報）」（鹿児島県、令和 5 年）



第 3.1-32 図 空間放射線量率測定局の位置

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

(1) 人口の状況

いちき串木野市及び薩摩川内市の令和元年～令和5年の人口及び世帯数の推移は、第3.2-1表のとおり、過去5年間の人口推移を見ると、いちき串木野市及び薩摩川内市いずれも減少傾向にあり、令和5年10月1日現在でいちき串木野市が26,323人、薩摩川内市が90,380人となっている。

第3.2-1表 人口及び世帯数の推移

各年10月1日現在

市 町	項 目	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
いちき串木野市	世 帯 数	11,965	11,974	11,887	11,863	11,866
	人 口	総数	27,644	27,490	26,992	26,636
		男	12,826	12,742	12,503	12,385
		女	14,818	14,748	14,489	14,251
	1世帯当りの人員	2.3	2.3	2.3	2.2	2.2
薩摩川内市	世 帯 数	40,927	40,995	41,162	41,196	41,388
	人 口	総数	93,009	92,403	91,873	91,075
		男	44,735	44,570	44,449	44,204
		女	48,274	47,833	47,424	46,871
	1世帯当りの人員	2.3	2.3	2.2	2.2	2.2

出典) 「鹿児島県統計情報(人口・世帯)」(鹿児島県HP、令和6年3月閲覧)

(2) 産業の状況

① 産業構造及び産業配置

いちき串木野市及び薩摩川内市の令和2年における産業別就業者数は、第3.2-2表のとおり、いずれの市も第3次産業の就業者数が多く、大分類別ではいちき串木野市では第3次産業の医療、福祉の就業者数が、薩摩川内市では第2次産業の製造業が多い。

第3.2-2表 産業別就業者数（令和2年）

部門	大分類	いちき串木野市		薩摩川内市	
		(人)	(%)	(人)	(%)
第1次産業	農業、林業	628	4.9	2,188	4.9
	漁業	116	0.9	292	0.6
第2次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	13	0.1	30	0.1
	建設業	1,217	9.4	4,717	10.5
	製造業	2,385	18.5	8,381	18.7
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	58	0.5	870	1.9
	情報通信業	62	0.5	184	0.4
	運輸業、郵便業	577	4.5	1,671	3.7
	卸売業、小売業	1,777	13.8	5,898	13.1
	金融業、保険業	161	1.2	626	1.4
	不動産業、物品賃貸業	107	0.8	484	1.1
	学術研究、専門・技術サービス業	171	1.3	836	1.9
	宿泊業、飲食サービス業	679	5.3	2,229	5.0
	生活関連サービス業、娯楽業	533	4.1	1,408	3.1
	教育、学習支援業	581	4.5	1,993	4.4
	医療、福祉	2,388	18.5	7,861	17.5
	複合サービス事業	175	1.4	508	1.1
	サービス業（他に分類不能）	636	4.9	2,506	5.6
	公務（他に分類されるものを除く）	621	4.8	2,256	5.0
分類不能の産業		—	—	—	—
総 数		12,885	100.0	44,938	100.0

注）総数は、四捨五入の関係で内訳の合計と一致しないこともある。

出典）「都道府県・市町村別統計表（男女別人口、年齢3区分・割合、就業者、昼間人口など）」
（総務省、令和2年）

② 生産量及び生産額

イ. 農業

いちき串木野市及び薩摩川内市における令和４年の農業産出額は、第３.２-３表のとおり、いずれの市も肉用牛の産出額が多い。

第３.２-３表 農業産出額（令和４年）

単位：１,０００万円

種別		いちき串木野市	薩摩川内市
耕 種	米	22	154
	麦類	0	0
	雑穀	0	0
	豆類	0	0
	いも類	3	5
	野菜	24	96
	果実	35	55
	花き	×	×
	工芸農作物	1	17
	その他作物	×	×
	小計（ア）	88	333
畜 産	肉用牛	255	223
	乳用牛	—	6
	生乳	—	5
	豚	×	×
	鶏	28	165
	鶏卵	3	6
	ブロイラー	25	159
	その他畜産物	×	×
小計（イ）		285	426
加工農産物（ウ）		0	8
農業産出額 合計（ア＋イ＋ウ）		374	767

注）１ 数値については表示単位未満を四捨五入したため合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

２ 「０」は単位に満たないもの、「—」は事実のないもの、「×」は非公表を示す。

出典）「令和４年 市町村別農業産出額（推計）」（農林水産省、令和６年）

ロ. 林業

いちき串木野市及び薩摩川内市における令和５年度の所有形態別林野面積は、第３.２-４表のとおり、いずれの市も私有林が多い。

第３.２-４表 所有形態別林野面積（令和５年度）

単位：ha

区分		いちき串木野市	薩摩川内市
森林面積		6,897	47,029
国有林		1,260	3,992
民有林		5,636	43,037
	県有林	4	413
	市町村林	186	8,171
	私有林	5,446	34,453

出典）「令和５年度森林・林業統計」（鹿児島県、令和５年）

ハ. 水産業

いちき串木野市及び薩摩川内市における平成 30 年の海面漁業の種類別漁獲量は、第 3.2-5 表のとおり、いちき串木野市が船びき網漁、薩摩川内市が刺網漁の漁獲量が多い。
なお、いちき串木野市の串木野漁港は、遠洋マグロ漁業基地でもある。

第 3.2-5 表 海面漁業の種類別漁獲量（平成 30 年）

単位：t

単位：ト

漁業種類			いちき串木野市	薩摩川内市
底びき網	遠洋底びき網		—	—
	以西底びき網		—	—
	沖合底びき網		—	—
	小型底びき網		3	52
船びき網			686	314
まき網	大中型まき網		—	—
	中・小型まき網		—	—
刺網			16	550
敷網			—	—
定置網			—	178
その他の網漁業			—	×
はえ縄	まぐろはえ縄	遠洋まぐろはえ縄	×	—
		近海まぐろはえ縄	—	—
		沿岸まぐろはえ縄	—	—
	その他のはえ縄		11	—
はえ縄以外の釣	かつお 1 本釣		—	—
	いか釣		×	1
	ひき縄釣		—	38
	その他の釣		36	69
採貝・採藻			—	1
その他の漁業			×	54
漁獲量総計			14,599	1,332

注) 表中の「—」は事実のないもの、「×」は非公表を示す。

出典) 「海面漁業生産統計調査 平成 30 年産市町村別データ」(農林水産省、令和 2 年)

川内川における令和 3 年度の内水面漁業の種別水揚げ高及び金額は、第 3.2-6 表のとおり、水揚げ高はかにが、金額はしらすうなぎが多い。

第 3.2-6 表 内水面漁業の種別水揚げ高及び金額（令和 3 年度）

単位：kg、千円

種別	水揚げ高	金額	種別	水揚げ高	金額
しらすうなぎ	33	31,493	このしろ	50	5
こい	118	56	せいご	0	0
ぼら	106	24	あゆ	1,063	2,285
ちぬ	45	3	かに	3,561	4,362
ふな	79	32	えび	201	603
うなぎ	602	2,348	しじみ	100	20
いのこ	50	8	その他	336	295
すずき	39	31	計	6,383	41,565

出典) 「統計さつませんだい 令和 4 年度版」(薩摩川内市、令和 5 年)

二．商業

いちき串木野市及び薩摩川内市における令和３年の年間商品販売額は、第３.２-７表のとおり、いちき串木野市が２３６億円、薩摩川内市が１,５３４億円となっている。

第３.２-７表 年間商品販売額（令和３年）

産業分類	内 容	いちき串木野市	薩摩川内市
卸売業	事業所数	４８	１５４
	従業者数（人）	２２１	１,１２６
	年間商品販売額（百万円）	６,６８０	７３,４８０
小売業	事業所数	２３６	７１７
	従業者数（人）	１,１５０	４,４１０
	年間商品販売額（百万円）	１６,９４３	８０,００２
合計	事業所数	２８４	８７１
	従業者数（人）	１,３７１	５,５３６
	年間商品販売額（百万円）	２３,６２３	１５３,４８１

注）合計は、四捨五入の関係で内訳の合計と一致しないことがある。

出典）「令和３年経済センサス-活動調査 産業別集計（市区町村表）」（経済産業省、令和５年）

ホ．工業

いちき串木野市及び薩摩川内市における令和３年の年間製造業品出荷額は、第３.２-８表のとおり、いちき串木野市が７７３億円、薩摩川内市が２,０７６億円となっている。

第３.２-８表 年間製造品出荷額（令和３年）

単位：万円

産 業 分 類	いちき串木野市	薩摩川内市
食料品製造業	３,８６８,６３９	１,６３６,４２７
飲料・たばこ・飼料製造業	１,４２１,８２８	３５５,６００
繊維工業	×	—
木材・木製品製造業（家具を除く）	×	２５２,０２０
家具・装備品製造業	×	×
パルプ・紙・紙加工品製造業	×	３,１７９,３５３
印刷・同関連業	—	４５,７６１
化学工業	—	×
石油製品・石炭製品製造業	×	×
ゴム製品製造業	—	—
プラスチック製品製造業（別掲を除く）	—	１１５,７４９
窯業・土石製品製造業	１０６,６２２	１２,６９９,７２６
鉄鋼業	×	×
非鉄金属製造業	×	×
金属製品製造業	３５,６９２	１,１２４,００４
はん用機械器具製造業	—	２３１,８４０
生産用機械器具製造業	×	４２５,８４６
業務用機械器具製造業	—	×
電子部品・デバイス・電子回路製造業	×	３０８,３５５
電気機械器具製造業	×	×
輸送用機械器具製造業	×	—
その他の製造業	—	６６,５６２
製造業 計	７,７３７,１１７	２０,７６６,６３５

注）表中の「—」は事実のないもの、「×」は非公表を示す。

出典）「令和３年経済センサス-活動調査 産業別集計（市区町村表）」（経済産業省、令和５年）

3.2.2 土地利用の状況

対象事業実施区域及びその周辺における土地利用の状況は、第 3.2-9 表のとおり、いずれの市も山林の比率が最も多く、次いでその他となっている。また、「国土数値情報土地利用細分メッシュ」に基づく土地利用図は第 3.2-1 図、「国土利用計画法」（昭和 46 年法律第 100 号）に基づく用途地域は第 3.2-2 図のとおりである。

なお、対象事業実施区域及びその周辺には、国有林、農用地区域等がある。

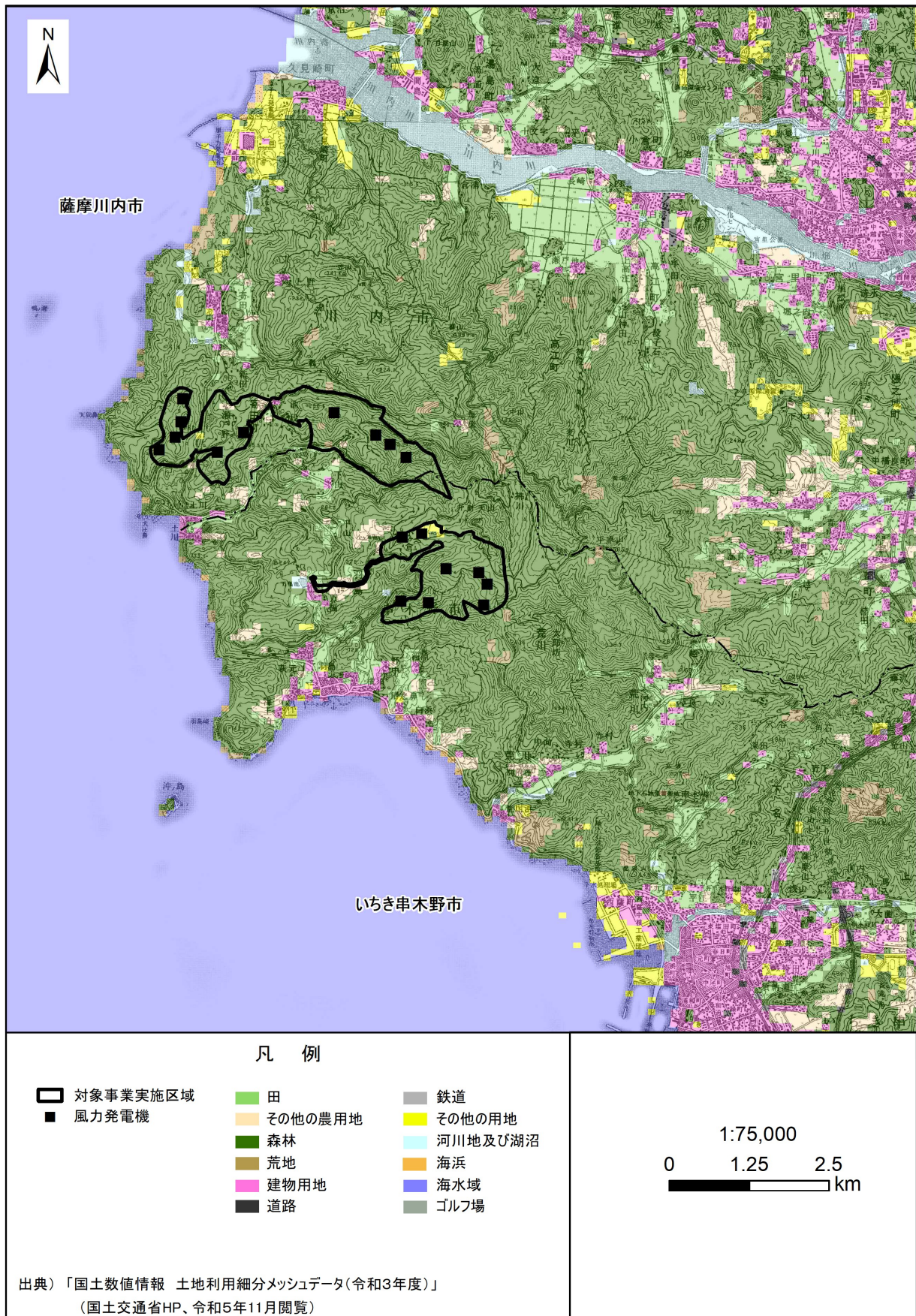
第 3.2-9 表 土地利用の状況

市 町			いちき串木野市 (令和 4 年)	薩摩川内市 (令和 4 年)
総面積 (km ²)			112.300	682.920
土地の 地目	田	面積 (km ²)	6.240	44.367
		比率 (%)	5.56	6.50
	畑	面積 (km ²)	7.630	33.944
		比率 (%)	6.79	4.97
	宅地	面積 (km ²)	5.710	26.547
		比率 (%)	5.08	3.89
	山林	面積 (km ²)	51.340	324.799
		比率 (%)	45.72	47.56
	原野	面積 (km ²)	—	61.670
		比率 (%)	—	9.03
	雑種地	面積 (km ²)	—	15.690
		比率 (%)	—	2.30
	その他	面積 (km ²)	41.380	175.903
		比率 (%)	36.85	25.76

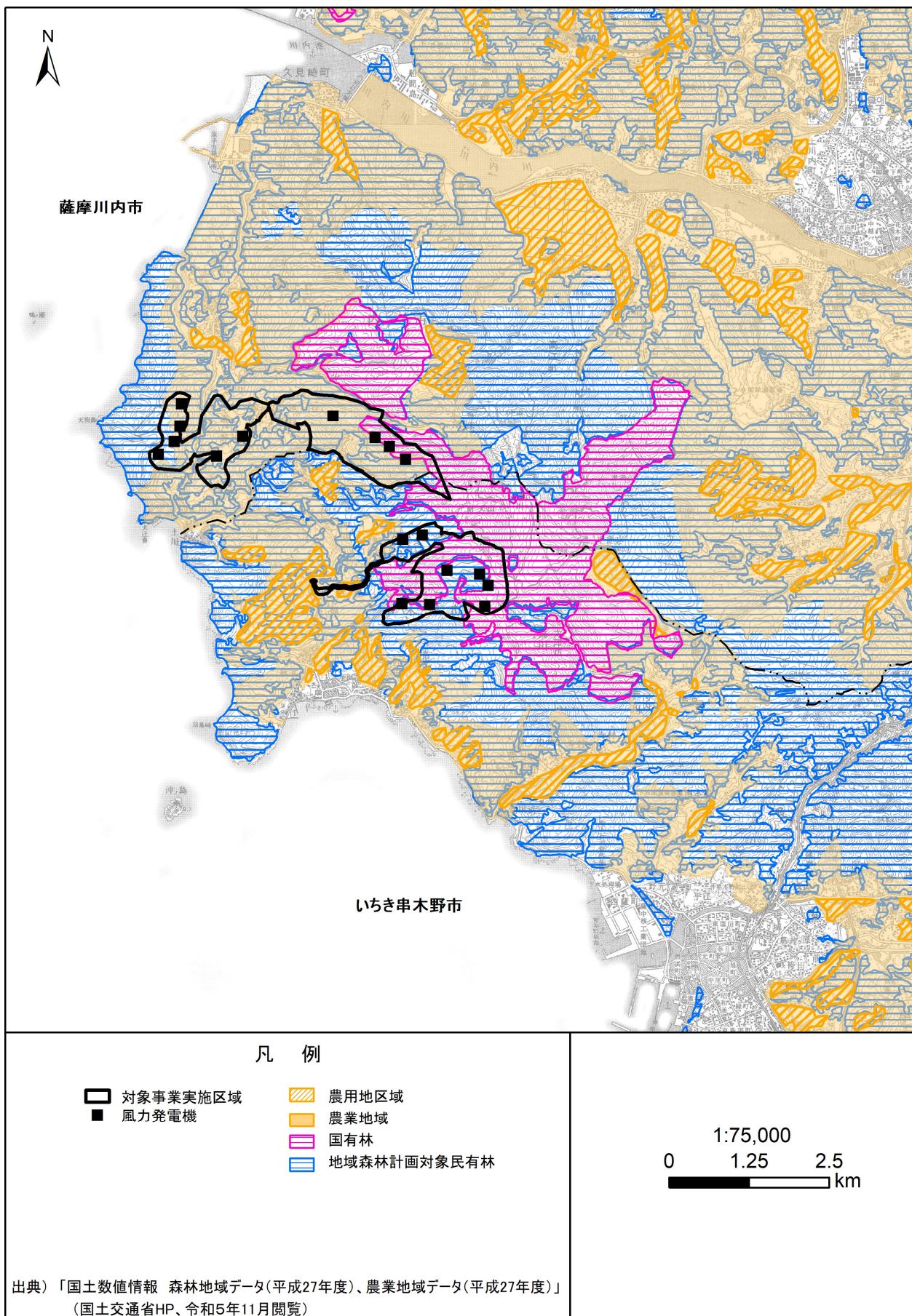
注) 各市の面積は 1 月 1 日現在、「—」は該当数字がないものである。

出典) 「統計いちき串木野—令和 5 年度版—」(いちき串木野市、令和 6 年)

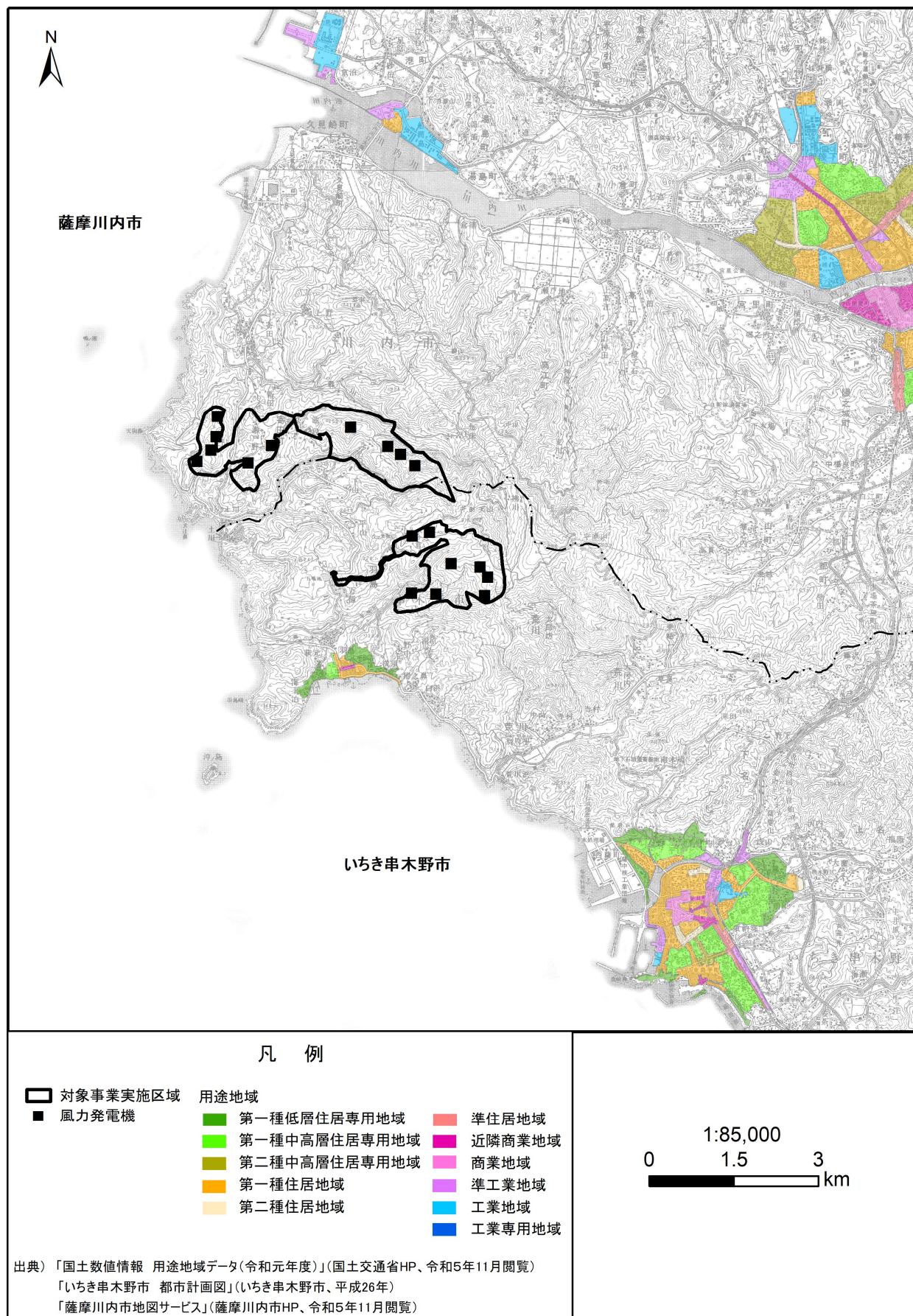
「統計さつまぜんだい 令和 4 年度版」(薩摩川内市、令和 5 年)



第 3.2-1 図(1) 土地利用図



第 3.2-1 図(2) 土地利用図



第 3.2-2 図 用途地域

3.2.3 河川及び地下水の利用の状況

(1) 河川の利用状況

対象事業実施区域及びその周辺における主な河川は、いちき串木野市に二級河川の土川水系土川川、平身川水系平身川、荒川水系荒川及び五反田川水系五反田川、薩摩川内市に一級河川の川内川水系川内川とその支川及び二級河川の轟川水系轟川がある。

いちき串木野市及び薩摩川内市における水道の整備状況は第 3.2-10 表のとおりである。

第 3.2-10 表 水道の整備状況

市町	区分		箇所数	計画給水人口 (人)	現在給水人口 (人)	普及率 (%)
いちき 串木野市	合計		5	30,850	26,398	97.8
	上水道		3	28,200	25,976	
	簡易水道		0	0	0	
	専用水道	自己水源	2	2,650	422	
		その他	0	0	0	
薩摩川内市	合計	合計	14	90,940	90,490	97.5
	上水道	上水道	1	86,000	86,630	
	簡易水道	簡易水道	2	4,940	3,860	
	専用水道	自己水源	9	0	0	
		その他	2	0	0	

出典) 「令和 4 年度版鹿児島県の水道(令和 3 年度水道統計調査)」(鹿児島県、令和 5 年)

対象事業実施区域及びその周辺における漁業権は、第 3.2-11 表、第 3.2-12 表及び第 3.2-3 図のとおり、川内川の本川及び支川に設定されている。

第 3.2-11 表 河川における漁業権の設定状況

河川名	漁業権者の名称	漁業権の免許番号
川内川	川内川漁業協同組合	鹿内共第 4 号、鹿内共第 5 号
	川内市内水面漁業協同組合	鹿内共第 4 号、鹿内共第 5 号、鹿内共第 7 号

注) 漁業権の免許番号の「鹿内共第 5 号」は、川内川の上流地域での漁業権である。

出典) 「鹿児島県商工労働水産部水産振興課資料」(鹿児島県、令和 5 年)

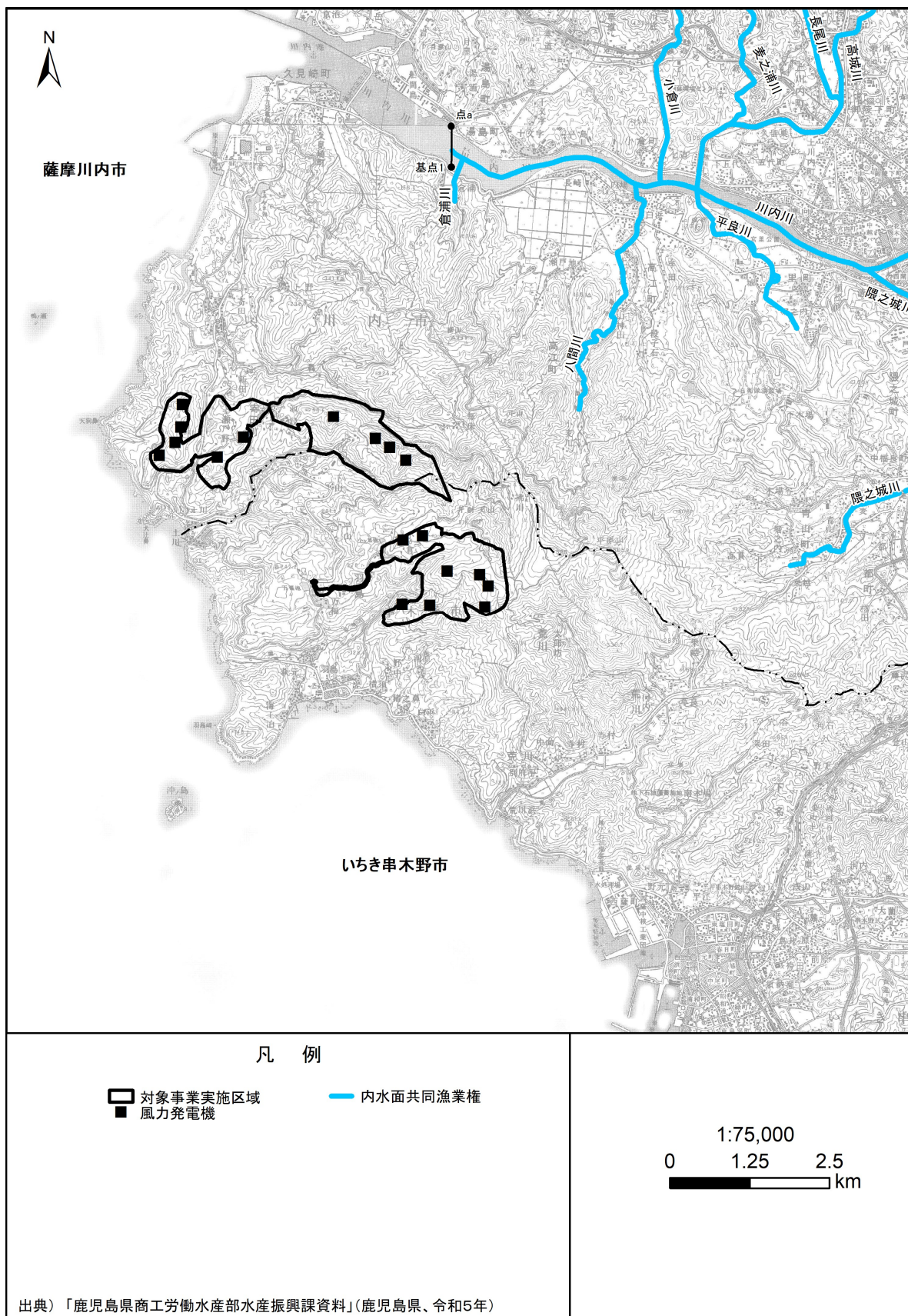
第 3.2-12 表 内水面共同漁業権の設定状況

漁場 番号	漁業権 類	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限 又は 条件	関係区域
鹿内協 第 4 号	第 5 種 共同漁 業	あゆ漁業 こい漁業 うなぎ漁業 ふな漁業 もくずがに 漁業 てながえび 漁業	1 月 1 日～ 12 月 31 日	薩摩川内 市、薩摩 郡さつま 町の川内 川本流及 び支流	基点 1 と点 a を結んだ線から 基点 2 と基点 3 を結んだ線ま での川内川本流及び支流のう ち高城川、麦之浦川、長尾 川、平良川、隈之城川、平佐 川、倉浦川、八間川、八倉 川、田海川、樋渡川、岩切 川、山田川、樋脇川、市比野 川、後川内川、倉野川、久富 木川、大山口川、五反田川、 泊野川、海老川、夜星川、大 薄川、中間川、穴川、大王 川、南方川、南川、前川、浦 川内川、柳野川の区域。ただ し、各河川において次の点か ら河川と垂直に交わる線より 上流の区域を除く。	なし	薩摩川内 市の旧川 内市、旧 薩摩郡東 郷町、旧 薩摩郡樋 脇町、旧 薩摩郡入 来町、旧 薩摩郡祁 答院町及 び薩摩郡 さつま町 の区域
鹿内協 第 7 号	第 1 種 共同漁 業	しじみ漁業 はまぐり 漁業	1 月 1 日～ 12 月 31 日	薩摩川内 市の川内 川本流及 び支流	基点 1 と点 a を結んだ線から 基点 2 と基点 3 を結んだ線ま での川内川本流及び支流のう ち高城川、平良川、隈之城川 の区域。ただし、各河川にお いて次の点から河川と垂直に 交わる線より上流の区域を除 く。	なし	薩摩川内 市の旧川 内市の区 域

注) 第 1 種：藻類、貝類等定着性のものを目的とする漁業。

第 5 種：内水面（河川・湖沼）で営む漁業。

出典) 「鹿児島県商工労働水産部水産振興課資料」（鹿児島県、令和 5 年）



注) 基点1と点aを結んだ線は、第3.2-12表における鹿内協第4号及び鹿内協第7号とも共通である。
基点2と基点3を結んだ線は、鹿内協第4号及び鹿内協第7号ともに、本図面の範囲より上流に位置する。

第3.2-3図 内水面共同漁業権の設定河川

(2) 地下水の利用状況

いちき串木野市及び薩摩川内市における地下水の利用状況は、第 3.2-13 表のとおり、地下水はいずれの市も主に上水道及び簡易水道に利用されている。

第 3.2-13 表 地下水の利用状況（令和 3 年度）

単位：千 m³

水源		いちき串木野市		薩摩川内市	
		上水道	簡易水道	上水道	簡易水道
地表水		33	—	3,885	464
地下水	伏流水	1,018	—	0	184
	浅井戸	256		194	
	深井戸	2,384		5,045	
湧水		692	—	1,772	—
合計		4,383	—	10,896	649

注) 1. 表中の「—」は事実のないものを示す。

2. 合計は、四捨五入の関係で内訳の合計と一致しないことがある。

出典) 「令和 4 年度版鹿児島県の水道（令和 3 年度水道統計調査）」（鹿児島県、令和 5 年）

対象事業実施区域及びその周辺における水道水源等の状況は、第 3.2-14～16 表及び第 3.2-4 図のとおりである。

第 3.2-14 表 水源の状況

地区名	名称	水源種別
いちき串木野市	土川水源地	地下水
	小ヶ倉水源地	湧水
	萩元水源地	表流水
	白浜水源地	湧水 2 箇所
	太郎坊浄水場	表流水
	野下口	湧水
	五反田川	伏流水
	下小屋原	浅井戸
	鍋田水源地	深井戸
	七曲	深井戸
	田之神元	深井戸
	たたら元	深井戸
	早馬	深井戸
	中高畑	深井戸
	前床	深井戸
薩摩川内市	土川水源	深井戸
	寄田第 1 水源	深井戸
	寄田第 2 水源	深井戸
	高江第 2 水源地	深井戸
	青山水源地	深井戸
	木場谷上水源地	深井戸
	堀之内水源地	深井戸
	乗越水源地	深井戸
	高貫水源地	湧水

出典) 「いちき串木野市資料」（いちき串木野市、令和 5 年）

「薩摩川内市資料」（薩摩川内市、令和 5 年）

第 3.2-15 表 配水池の状況

地区名	名称	
いちき串木野市	土川配水池	荒川第 4 配水池
	下山配水池	旭第 1 配水池
	平山配水池	旭第 2 配水池
	万福配水池	深田配水池（2 施設）
	羽島第 6 配水池	第 3 配水池
	萩元配水池	第 8 配水池
	白浜配水池	山之神第 1 配水池
	荒川第 1 配水池	大菌配水池
	荒川第 2 配水池	唐船塚配水池
	荒川第 3 配水池	
薩摩川内市	港配水池	池之段配水池
	久見崎配水池	高江配水池
	上野配水池	冷水高区配水池
	寄田配水池（中継ポンプ場）	永野配水池
	丸羽山配水池（中継ポンプ場）	土川配水池
	木場谷上配水池	堀之内配水池
	高貫配水池	乗越配水池

出典）「いちき串木野市資料」（いちき串木野市、令和 5 年）

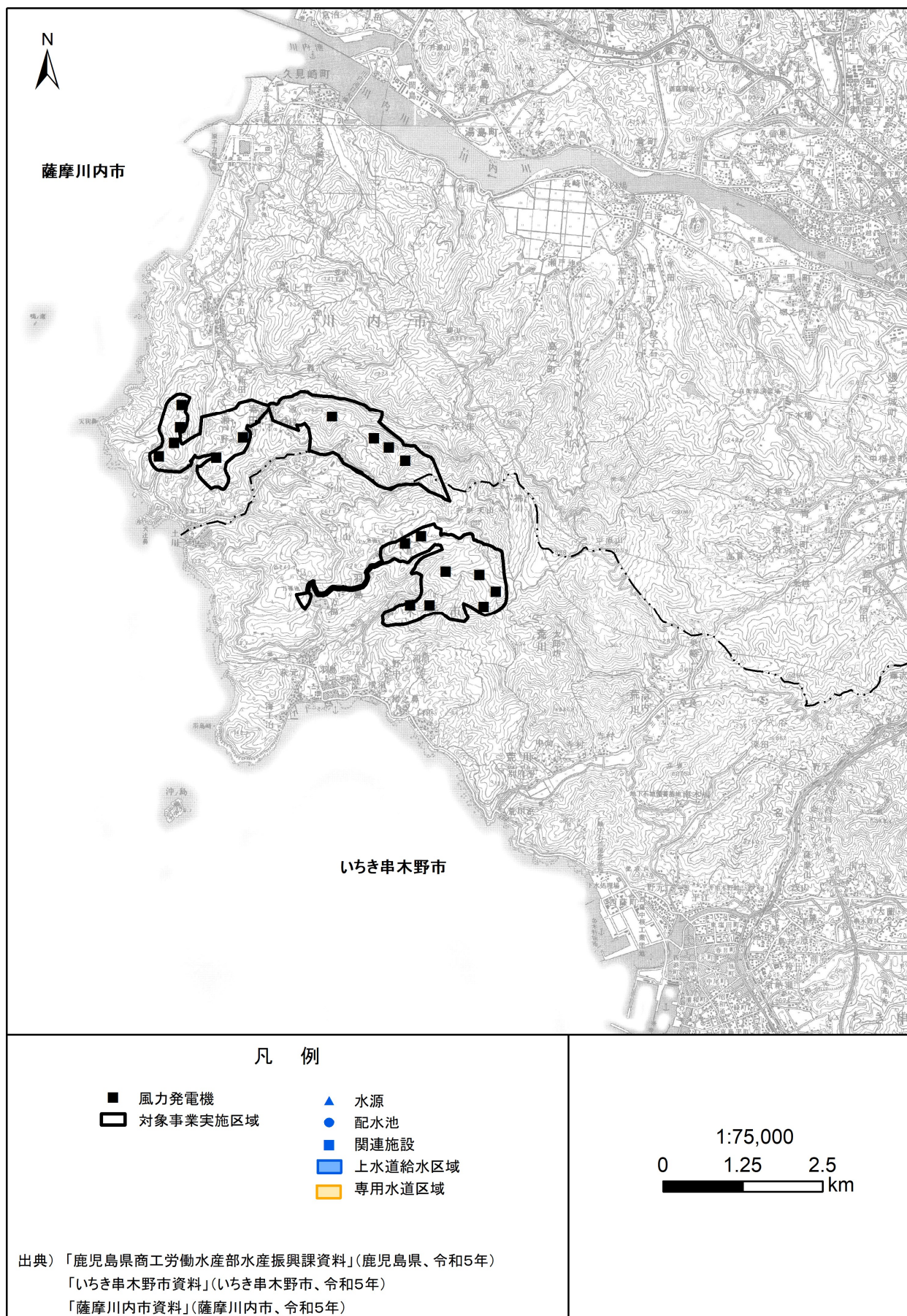
「薩摩川内市資料」（薩摩川内市、令和 5 年）

第 3.2-16 表 関連施設の状況

地区名	名称	
いちき串木野市	第 3 圧力調整槽	旭ポンプ場
	萩元調整槽	深田ポンプ場
	白浜減圧槽	山之神浄水場
薩摩川内市	小倉給水ポンプ施設	清水第 3 増圧ポンプ場
	清水第 1 増圧ポンプ場	中福良中継ポンプ場
	清水第 2 増圧ポンプ場	柿田中継ポンプ場
	高貫中継ポンプ場	高貫加圧ポンプ施設

出典）「いちき串木野市資料」（いちき串木野市、令和 5 年）

「薩摩川内市資料」（薩摩川内市、令和 5 年）



注) 本図面は、水源等の位置を示すことにより保安上の問題があるため公開できない。

第 3.2-4 図 水源利用状況

3.2.4 交通の状況

(1) 陸上交通

① 道路

対象事業実施区域及びその周辺における主要な道路及び交通量の状況は、第 3.2-17 表及び第 3.2-5 図のとおりである。

主要な道路としては、国道 3 号、川内串木野線（県道 43 号）、荒川川内線（県道 313 号）、京泊草道線（県道 338 号）等がある。

第 3.2-17 表 対象事業実施区域及びその周辺の主要な交通の状況

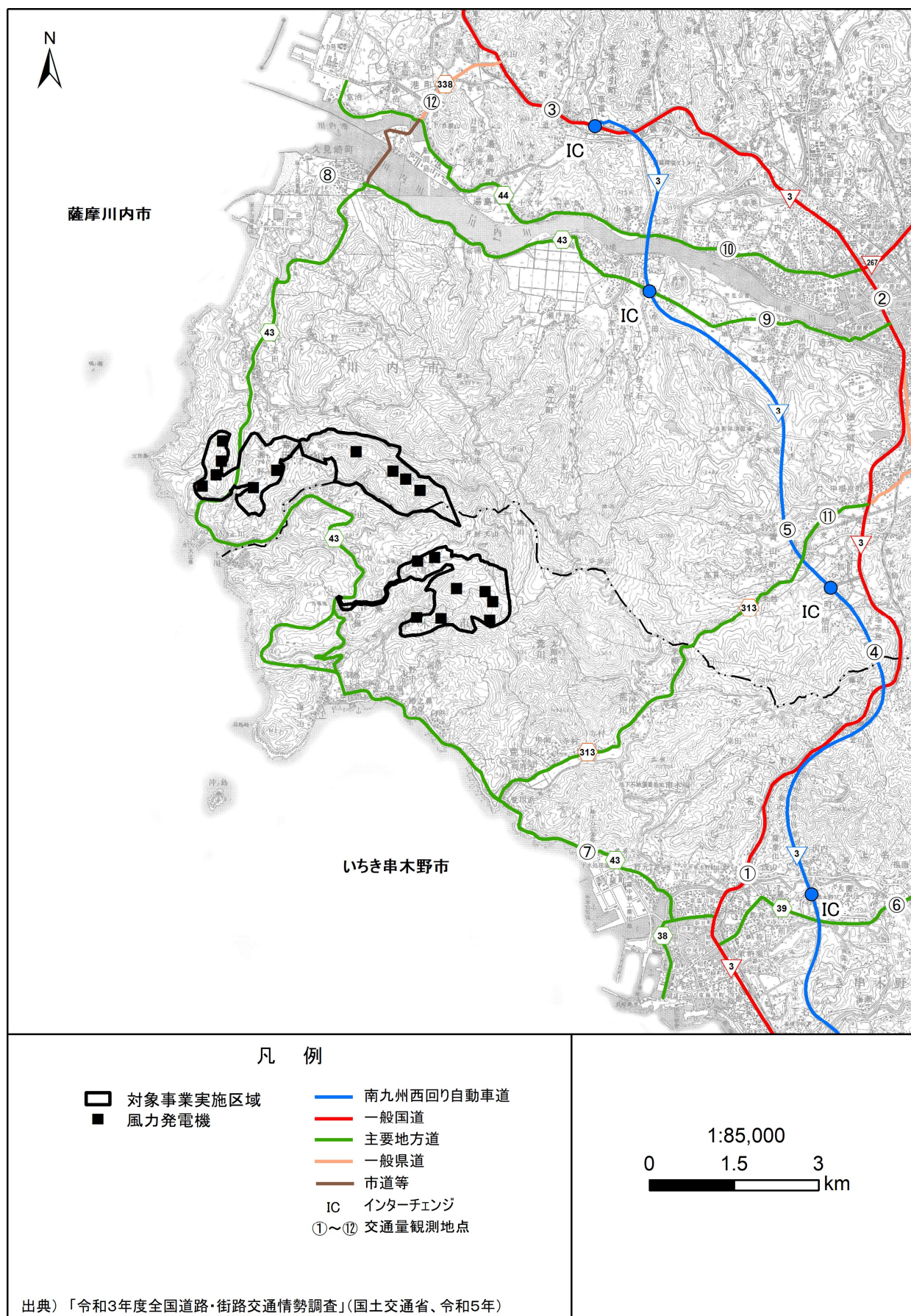
図中 番号	道路種別	路線名	観測地点地名	昼間 12 時間 自動車類 交通量（台）	昼間 12 時間 大型車混入率 （％）
①	一般国道	国道 3 号	いちき串木野市下 名	7,734	8.6
②	一般国道	国道 3 号	薩摩川内市大小路 町	22,224	5.8
③	一般国道	国道 3 号	薩摩川内市水引町	11,847	22.8
④	一般国道 (南九州自動車道)	国道 3 号	薩摩川内市都町	4,451	15.3
⑤	一般国道 (南九州自動車道)	国道 3 号	薩摩川内市青山	5,378	24.5
⑥	主要地方道	串木野樋脇線 (県道 39 号)	いちき串木野市上 名字生野	4,074	1.7
⑦	主要地方道	川内串木野線 (県道 43 号)	いちき串木野市野 元	2,839	8.1
⑧	主要地方道	川内串木野線 (県道 43 号)	—	6,394	4.0
⑨	主要地方道	川内串木野線 (県道 43 号)	薩摩川内市宮里町	6,394	4.0
⑩	主要地方道	京泊大小路線 (県道 44 号)	薩摩川内市五代町	4,411	8.2
⑪	一般県道	荒川川内線 (県道 313 号)	—	3,930	1.6
⑫	一般県道	京泊草道線 (県道 338 号)	薩摩川内市港町	3,186	37.9

注) 1. 12 時間交通量は、平日の 7～19 時に測定した往復交通量である。

2. 図中番号は、第 3.2-5 図に対応する。

3. 「②国道 3 号」及び「⑪荒川川内線」は、交通量の観測は行われておらず、斜体で示したデータは推定値である。

出典) 「令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査」(国土交通省、令和 5 年)



第 3.2-5 図 主要な道路及び交通量観測地点

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

(1) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況

対象事業実施区域及びその周辺 2 km 範囲の学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況は、第 3.2-18 表及び第 3.2-6 図のとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺 2 km 範囲における学校、病院及び福祉施設は、学校が 2 校、病院が 3 院、福祉施設等が 1 件あり、対象事業実施区域から最も近い施設は、いちき串木野土川診療所で約 0.8km（最寄りの風力発電機からの距離は約 1.3km）となっている。

第 3.2-18 表 環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況

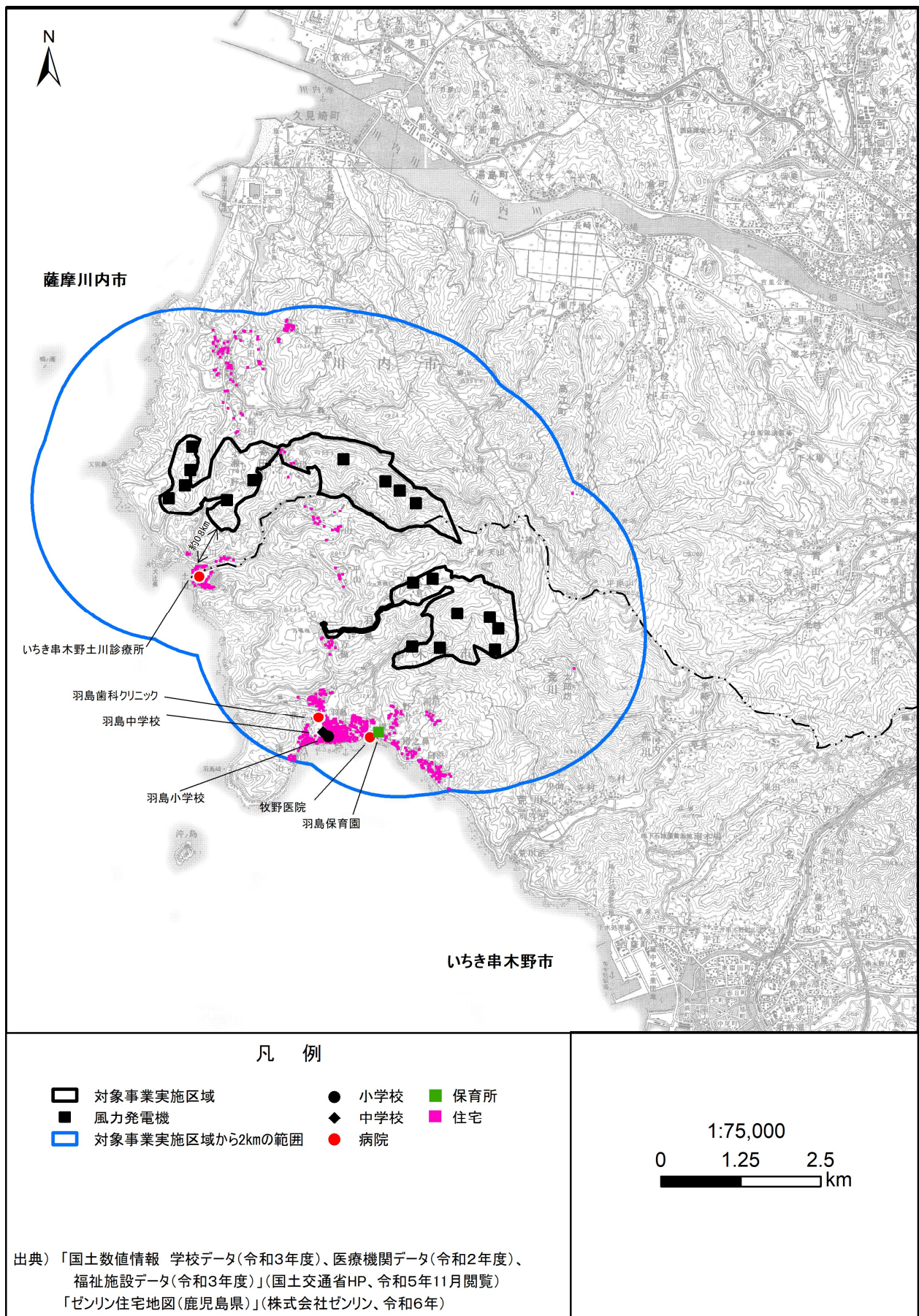
分類	施設名	所在地	最寄りの風力発電機からの距離
小学校	羽島小学校	いちき串木野市羽島 5359	約 1.9 km
中学校	羽島中学校	いちき串木野市羽島 5355	約 1.9 km
病院	牧野医院	いちき串木野市羽島 3554	約 1.6 km
	羽島歯科クリニック	いちき串木野市羽島 5195-12	約 1.8 km
	いちき串木野土川診療所	いちき串木野市昭和通 133-1	約 1.3 km
福祉施設等	羽島保育園	いちき串木野市羽島 3595-3	約 1.4 km

出典) 「国土数値情報 学校データ (令和 3 年度)、医療機関データ (令和 2 年度)、福祉施設データ (令和 3 年度)」 (国土交通省 HP、令和 5 年 11 月閲覧)

(2) 住宅の配置の状況

対象事業実施区域及びその周辺 2 km 範囲の住宅分布状況は、第 3.2-6 図のとおりである。

対象事業実施区域に位置する住宅は 5 戸あり、このうち 3 戸は搬出入道路沿いである。風力発電機から最も近い住宅の風力発電機からの距離は、約 0.5km となっている。



第3.2-6図 対象事業実施区域から2kmの範囲の配慮が必要な施設及び住宅の分布状況

3.2.6 下水道の整備状況

いちき串木野市及び薩摩川内市における汚水処理施設の整備状況は、第 3.2-19 表のとおりである。人口普及率はいちき串木野市が 82.4%、薩摩川内市が 78.9%となっている。

第 3.2-19 表 汚水処理施設の整備状況（令和 4 年度末）

項 目		いちき串木野市	薩摩川内市
住民基本台帳人口（千人）		26.2	91.9
汚水処理人口（千人）		21.6	72.5
人口普及率（%）		82.4	78.9
下水道	普及人口（千人）	9.8	10.1
	普及率（%）	37.2	11.0
農業集落排水施設等 （漁業集落排水施設を含む）	普及人口（千人）	0.3	3.7
	普及率（%）	1.1	4.0
浄化槽	普及人口（千人）	11.6	57.6
	普及率（%）	44.2	62.7
コミュニティプラント	普及人口（千人）	—	1.2
	普及率（%）	—	1.3

注）表中の「—」は事実のないものを示す。

出典）「市町村別汚水処理人口普及率（令和 4 年度末）」（鹿児島県、令和 5 年）

3.2.7 廃棄物の状況

（1）一般廃棄物の状況

いちき串木野市、薩摩川内市及び鹿児島県における一般廃棄物の処理状況は第 3.2-20 表のとおりである。

令和 3 年度の総排出量はいちき串木野市が 9,549t、薩摩川内市が 28,174t となっている。

第 3.2-20 表 一般廃棄物の処理状況（令和 3 年度）

区分	いちき串木野市	薩摩川内市	鹿児島県
総排出量(t)	9,549	28,174	527,643
処理量(t)	9,471	27,866	524,892
中間処理後再生利用量(t)	802	1,317	55,827
リサイクル率(%)	9.2	9.4	16.0
最終処分量(t)	1,023	3,748	61,672

注）リサイクル率は、本表に記載のない直接資源化量等により算出されている。

出典）「一般廃棄物処理実態調査結果（令和 3 年度調査結果）」（環境省、令和 5 年）

(2) 産業廃棄物の状況

鹿児島県における令和2年度の産業廃棄物の排出状況は、第3.2-21表のとおりであり、令和2年度の1年間の排出量は8,170千tである。

また、対象事業実施区域から半径約50kmの範囲における産業廃棄物の中間処理施設及び最終処分施設の施設数は第3.2-22表、立地状況は第3.2-7図のとおりである。

第3.2-21表 産業廃棄物の排出状況（令和2年度）

（単位：千t）

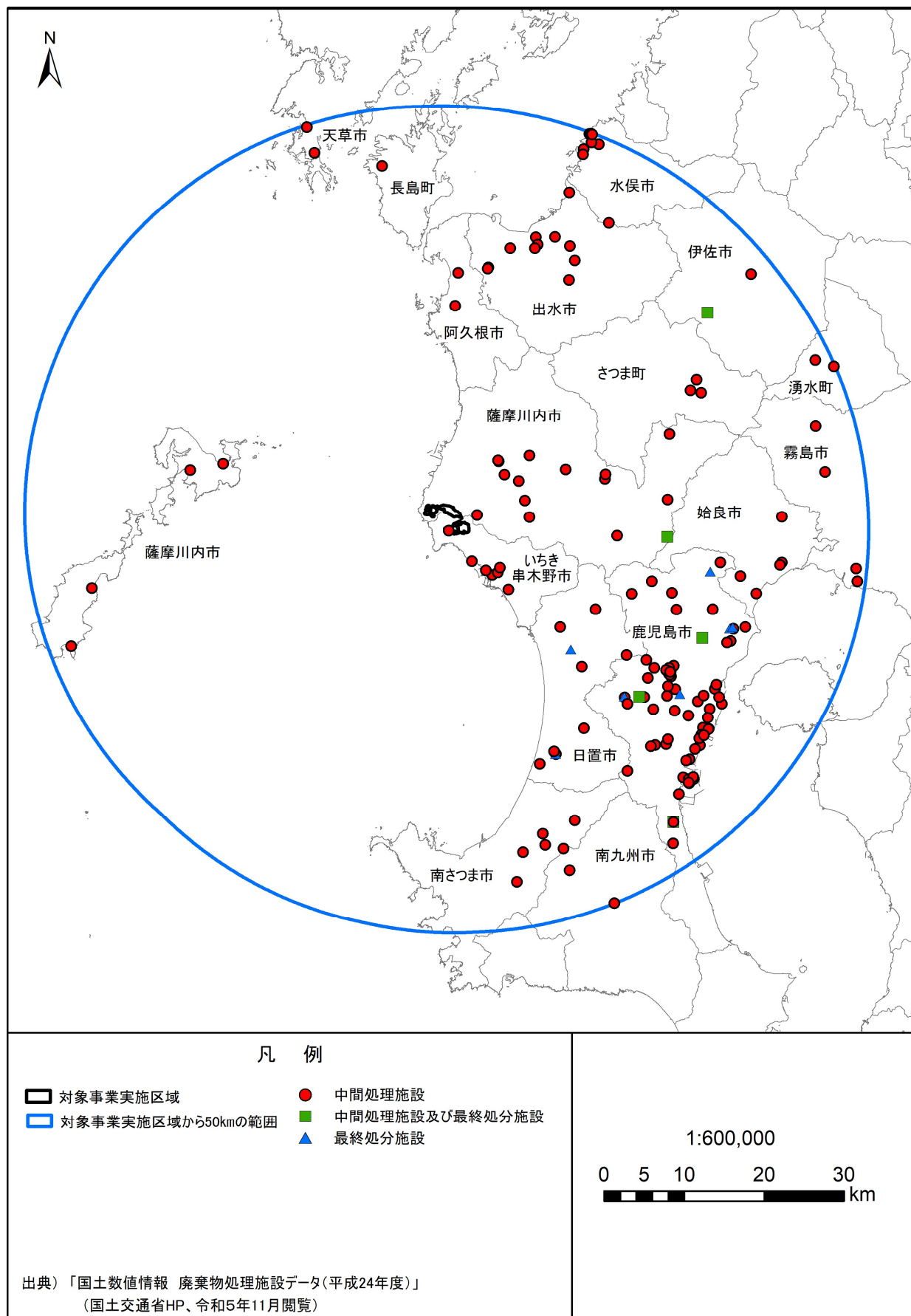
県	総排出量	有効利用量	減量化量	最終処分量
鹿児島県	8,170	5,733	2,350	86

出典）「鹿児島県廃棄物処理計画」（鹿児島県、令和3年）

第3.2-22表 産業廃棄物処理施設数（平成24年度）

県	市町村	中間処理施設	中間処理施設 及び最終処分施設	最終処分施設
鹿児島県	鹿児島市	66	3	5
	阿久根市	2	0	0
	出水市	11	0	0
	薩摩川内市	19	1	0
	いちき串木野市	9	0	0
	日置市	9	0	2
	霧島市	5	0	0
	南さつま市	5	0	0
	南九州市	3	0	0
	伊佐市	1	1	0
	姶良市	4	0	0
	さつま町	3	0	0
	長島町	1	0	0
	湧水町	2	0	0
熊本県	水俣市	10	0	0
	天草市	2	0	0

出典）「国土数値情報 廃棄物処理施設データ（平成24年度）」（国土交通省HP、令和5年11月閲覧）



第 3.2-7 図 廃棄物処理施設等位置図

3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

(1) 公害関係法令等

① 環境基準

イ. 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号）に基づく「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号）、「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号）、「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第4号）及び「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号）により、第3.2-23表のとおり定められている。

なお、第3.2-23表の環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用されない。

第 3.2-23 表 大気汚染に係る環境基準

物 質	環 境 上 の 条 件	評 価 方 法	
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 (昭和48年環境庁告示第25号)	長期的 評 価	1日平均値の年間2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。 (昭和48年環大企第143号)
		短期的 評 価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 (昭和48年環大企第143号)
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 (昭和53年環境庁告示第38号)	1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。 (昭和53年環大企第262号)	
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 (昭和48年環境庁告示第25号)	長期的 評 価	1日平均値の年間2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。 (昭和48年環大企第143号)
		短期的 評 価	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 (昭和48年環大企第143号)
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 (昭和48年環境庁告示第25号)	長期的 評 価	1日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。 (昭和48年環大企第143号)
		短期的 評 価	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 (昭和48年環大企第143号)
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。 (平成21年環境省告示第33号)	長期基準（1年平均値が15μg/m ³ 以下であること）及び短期基準（1日平均値の年間98パーセントイル値が35μg/m ³ 以下であること）の両者の基準を達成すること。 (平成21年環水大総発第090909001号)	
光化学 オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。 (昭和48年環境庁告示第25号)	昼間の1時間値が0.06ppm以下であること。 (昭和48年環大企第143号)	
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。 (平成9年環境庁告示第4号)		
トリクロロ エチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。 (平成9年環境庁告示第4号)		
テトラクロロ エチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。 (平成9年環境庁告示第4号)		
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。 (平成9年環境庁告示第4号)		
備考：1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。 3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。			

出典) 「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日環告第25号、最終改正：平成8年10月25日)
「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日環告第38号、最終改正：平成8年10月25日)
「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日環告第4号、最終改正：平成30年11月19日)
「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日環告示第33号)

ロ．騒音

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）により、第3.2-24表のとおり定められている。

なお、第3.2-24表の環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音については適用されない。

第 3.2-24 表 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- 注： 1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
2. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考：車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

注）「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）等をいい、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は道路端から 15m までの範囲、また 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路は道路端から 20m までの範囲をいう。

出典）「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日環告第 64 号、最終改正：平成 24 年 3 月 30 日）

対象事業実施区域及びその周辺の環境基準の類型指定状況は、第 3.2-25 表及び第 3.2-8 図のとおりであり、いずれの市も市街地を中心に地域の類型指定が行われている。

第 3.2-25 表 騒音に係る環境基準の類型指定地域

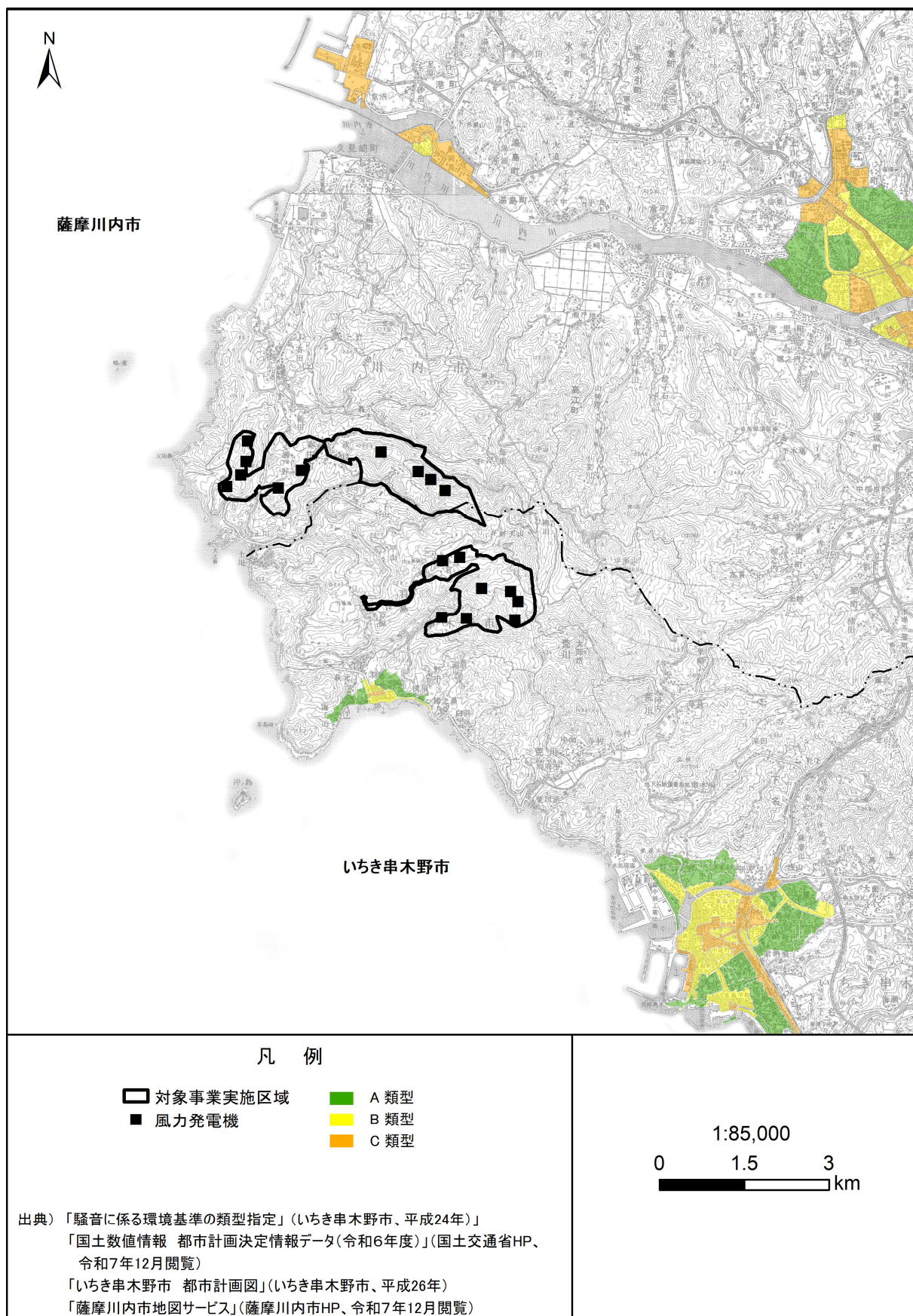
平成 24 年 3 月 30 日 鹿児島県告示第 421 号
 平成 24 年 3 月 30 日 いちき串木野市告示第 60 号
 平成 24 年 3 月 30 日 薩摩川内市告示第 216 号

類型指定地域		地域の類型	該当地域
鹿児島市 鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 指宿市 西之表市 垂水市 <u>薩摩川内市</u> 日置市 曾於市 霧島市 <u>いちき串木野市</u> 南さつま市	志布志市 奄美市 南九州市 伊佐市 姦良市 さつま町 湧水町 錦江町 肝付町 中種子町 瀬戸内町 和泊町 知名町	A	都市計画法に基づく 第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 田園住居地域
		B	都市計画法に基づく 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域
		C	都市計画法に基づく 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

注) 1. 鹿児島県では AA 類型に指定されている地域はない。

2. 市の区域については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成 24 年 4 月 1 日施行)により、市長が独自に指定している。

出典) 「令和 7 年版環境白書(資料編)」(鹿児島県、令和 7 年)



第 3. 2-8 図 騒音に係る環境基準の類型指定状況

ハ. 水質汚濁

水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」に基づく「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）により定められている。

「人の健康の保護に関する環境基準」は第 3.2-26 表のとおりであり、公共用水域及び地下水に適用される。また、「生活環境の保全に関する環境基準」は第 3.2-27 表のとおりであり、公共用水域に適用される。

第 3.2-26 表 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
備考：	
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本産業規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	

出典）「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環告第 59 号、最終改正：令和 7 年 2 月 14 日）

第 3.2-27 表 生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く））

ア

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	—

備考：

- 基準値は日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90% 水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- 水道 1 級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。
- いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道 1 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100ml 以下とする
- 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

- 注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 “ 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 “ 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 “ 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 “ 3 級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 “ 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 “ 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
6. 「—」は、基準値が設定されていないことを示す。

出典）「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環告第 59 号、最終改正：令和 7 年 2 月 14 日）

イ

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考： 1. 基準値は年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。 出典）「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環告第 59 号、最終改正：令和 7 年 2 月 14 日）				

対象事業実施区域及びその周辺における公共用水域に係る環境基準の水域類型指定状況は、第 3.2-28 表及び第 3.2-9 図のとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺では、川内川下流及び五反田川上流に A 類型、五反田川下流に B 類型が指定されている。

第 3.2-28 表 公共用水域に係る環境基準の水域類型指定状況

ア BOD 等に係る環境基準

水域名	範囲	該当類型	達成期間	基準点	類型指定年月日	備考
川内川下流	鶴田ダムから河口まで	A	イ	中郷、小倉	S46.5.25	H20.3.28 見直し
五反田川上流	上水道取水口から上流	A	イ	上水道取水口	S50.4.21	H8.6.5 見直し
五反田川下流	上水道取水口から下流	B	イ	五反田橋	S50.4.21	

イ 水生生物に係る環境基準

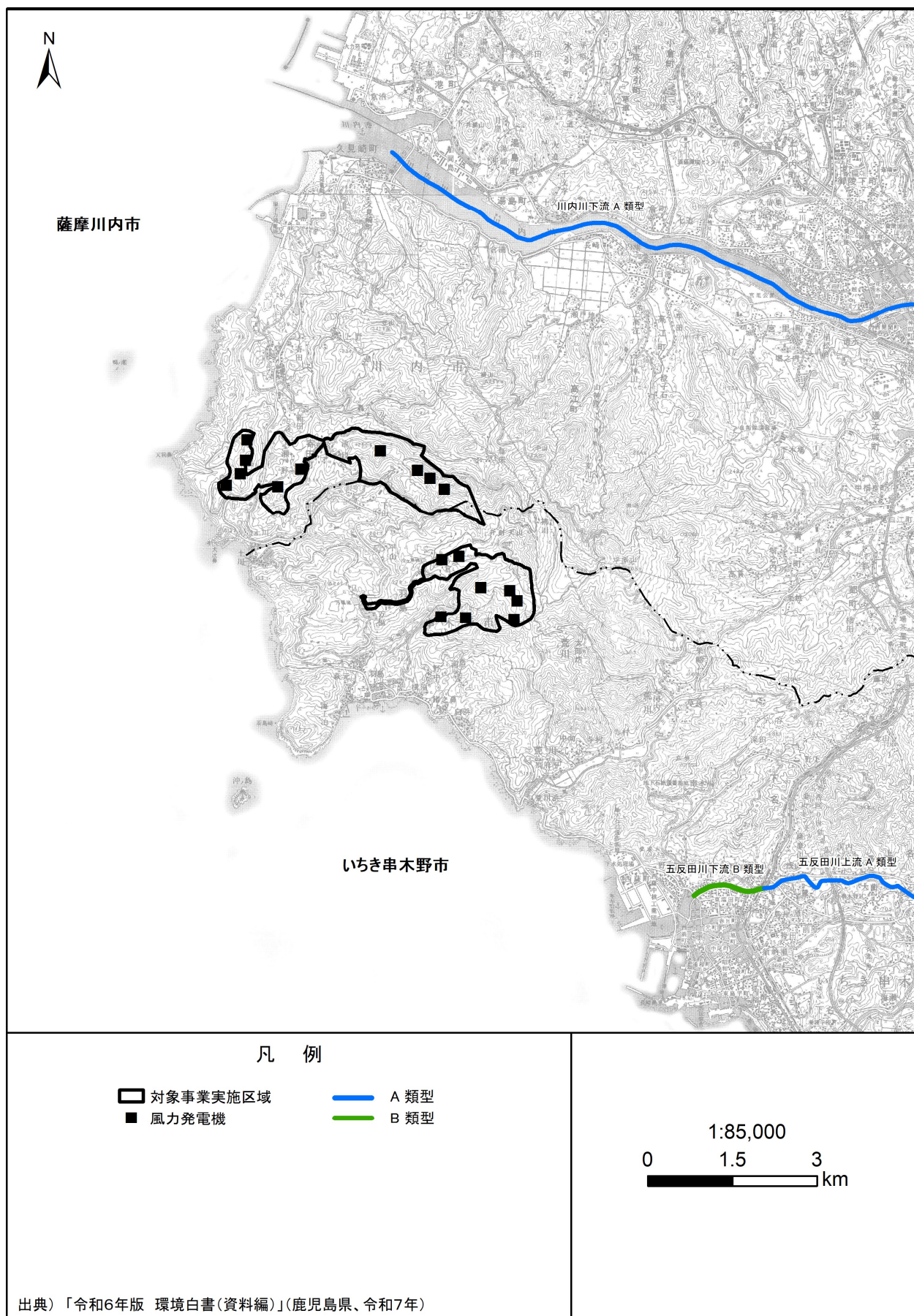
水域名	範囲	該当類型	達成期間	基準点数	類型指定年月日
川内川	全域	生物 B	イ	3	H24.3.30
五反田川	全域	生物 B	イ	2	H23.3.29

注）達成期間：「イ」とは、ただちに達成

「ロ」とは、5 年以内で可及的すみやかに達成

「ハ」とは、5 年を超える期間で可及的すみやかに達成

出典）「令和 7 年版 環境白書（資料編）」（鹿児島県、令和 7 年）



第 3.2-9 図 公共用水域に係る環境基準の類型指定状況

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、第 3.2-29 表のとおりである。

第 3.2-29 表 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考：	
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、告示の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと日本産業規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

出典) 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日環告第10号、
最終改正：令和7年3月31日）

二．土壌汚染

土壌の汚染に係る環境基準は、第 3.2-30 表のとおりである。

なお、環境基準は、汚染が専ら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の第3.2-30表の項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用されない。

第 3.2-30 表 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4 mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05 mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1kg につき 15 mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る）において、土壌 1kg につき 125 mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004 mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04 mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8 mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考：	
- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 - カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3 mg とする。 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 - 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

出典）「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号、最終改正：令和 2 年 4 月 2 日）

ホ. ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号）に基づく「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年環境庁告示第68号）により、第3.2-31表のとおり定められている。

第 3.2-31 表 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大 気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水 質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下
土 壌	1,000 pg-TEQ/g 以下
備考：	
1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質(水底の底質を除く)の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。	

出典) 「ダイオキシン類に係る環境基準について」（平成11年12月27日環境庁告示第68号、最終改正：令和4年11月25日）

② 規制基準等

イ. 大気汚染

大気汚染については、「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号）により、ばい煙発生施設の種類、規模毎にばい煙に係る排出基準、一般粉じん発生施設の種類毎に構造等に関する基準等が定められている。また、いちき串木野市では「鹿児島県公害防止条例」（昭和46年鹿児島県条例第41号）、薩摩川内市では「薩摩川内市環境保全条例」（平成24年条例第38号）に基づく、大気汚染（ばい煙、粉じん）に係る規制が行われている。

なお、本事業では、これらが適用されるばい煙発生施設及び一般粉じん発生施設は設置しない。

ロ. 騒 音

騒音については、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）等に基づき、特定工場に関する規制並びに特定建設作業に関する規制、自動車騒音の要請限度の規制が行われている。

「騒音規制法」及び「薩摩川内市環境保全条例」（平成 24 年条例第 38 号）に基づく特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準は第 3.2-32 表、「鹿児島県公害防止条例」（昭和 46 年条例第 41 号）に基づく特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準は第 3.2-33 表のとおりである。また、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は第 3.2-34 表、自動車騒音の要請限度は第 3.2-35 表のとおりであり、対象事業実施区域及びその周辺における区域の指定状況は、第 3.2-10～12 図のとおりである。

対象事業実施区域は、「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」の第 2 種区域、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」の第 1 号区域、「自動車騒音の要請限度」の b 区域に指定されている。

第 3.2-32 表 騒音規制法及び薩摩川内市環境保全条例に基づく
特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

時間の区分 区域の区分	昼間 (8～19 時)	朝・夕 (6～8 時) (19～22 時)	夜間 22 時～翌 6 時
第 1 種区域	50 デシベル以下	45 デシベル以下	40 デシベル以下
第 2 種区域	60 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下
第 3 種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下	50 デシベル以下
第 4 種区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下	55 デシベル以下
備考： 1. 基準値は、工場等の敷地境界線上での大きさ。 2. 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ次のとおりである。 (1) 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域 (2) 第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域 (3) 第3種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域 (4) 第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域			

出典) 「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年 11 月 27 日 厚生・農林・通産・運輸省告示第 1 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日）
「薩摩川内市環境保全条例施行規則」（平成 24 年規則第 57 号）
「令和 7 年版 環境白書（資料編）」（鹿児島県、令和 7 年）
「薩摩川内市の環境 令和 6 年度版」（薩摩川内市、令和 7 年）

第 3.2-33 表 鹿児島県公害防止条例に基づく
特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

時間の区分	基準
昼間(午前 8 時から午後 7 時まで)	65 デシベル以下
朝(午前 6 時から午後 8 時まで) 夕(午後 7 時から午後 10 時まで)	55 デシベル以下
夜間(午後 10 時から翌日の午前 6 時まで)	45 デシベル以下

出典)「鹿児島県公害防止条例施行規則」(昭和 47 年規則第 14 号)

第 3.2-34 表 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

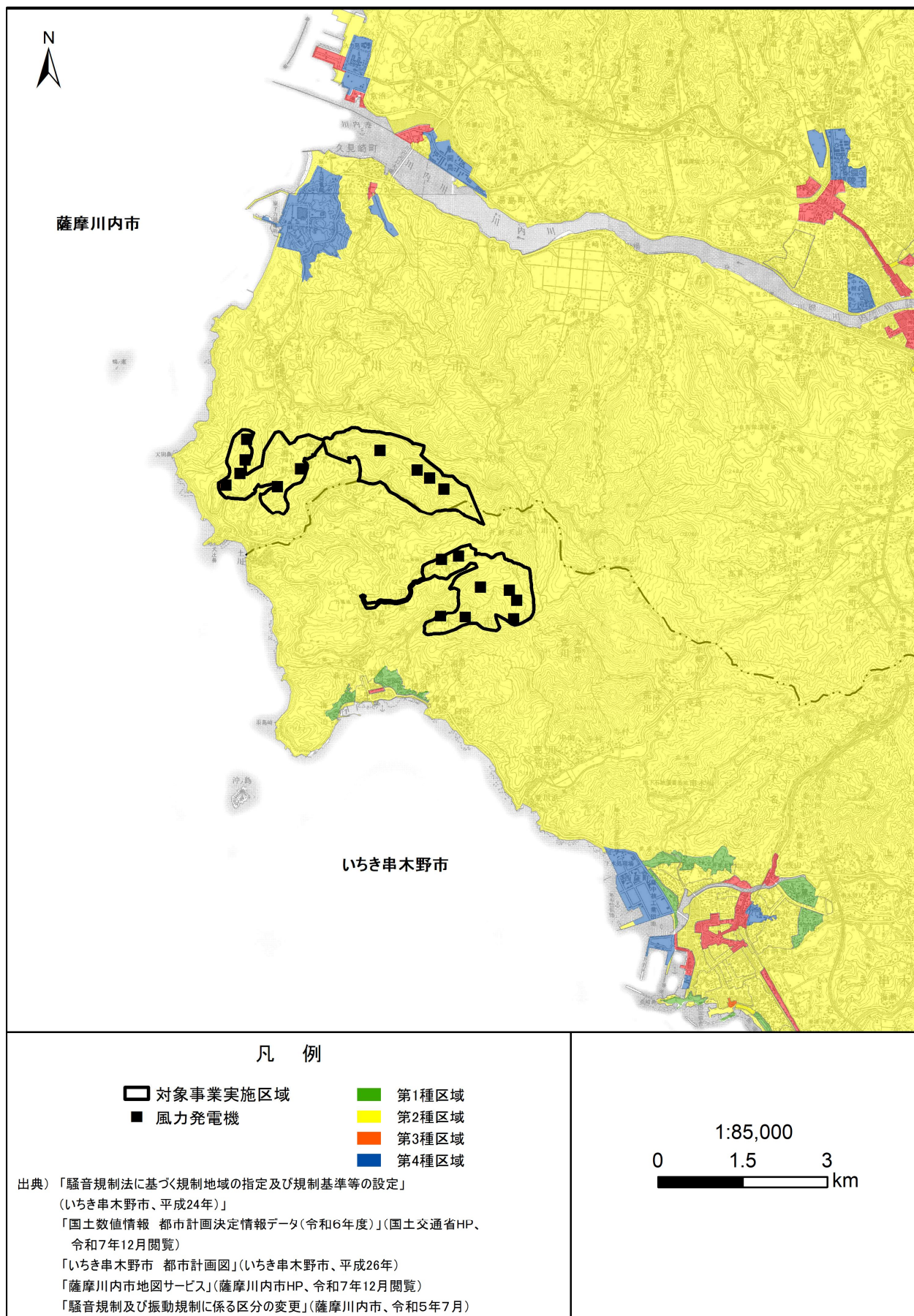
規制種別		地域区分	特定建設作業	くい打機	くい抜機	くい打くい抜機	びょう打機	さく岩機	空気圧縮機	コンクリートプラント	アスファルトプラント	ブルドーザ トラクター ショベル バックホウ
基準値	①②		85 デシベル									
作業時間	①		午後 7 時～午前 7 時の時間内でないこと。									
	②		午後 10 時～午前 6 時の時間内でないこと。									
1 日あたりの作業時間	①		10 時間／日を超えないこと。									
	②		14 時間／日を超えないこと。									
作業期間	①②		連続して 6 日を超えないこと。									
作業日	①②		日曜日その他休日でないこと。									
備考：												
1. 地域の区分欄の①は第1号区域、②は第2号区域を表す。												
①第1号区域： ア 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域												
イ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域												
ウ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域												
エ 学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートル以内の区域												
②第2号区域：第1号区域以外の騒音規制法に基づく指定区域												
2. 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。												
3. 基準を超える大きさの騒音を発生する特定建設作業について勧告、命令を行うに当たり、特定建設作業の作業時間（1日あたりの作業時間を4時間まで短縮）を変更することができる。												
4. 当該作業がその作業を開始した日に終わるものは除く。												

出典)「令和 7 年版 環境白書(資料編)」(鹿児島県、令和 7 年)

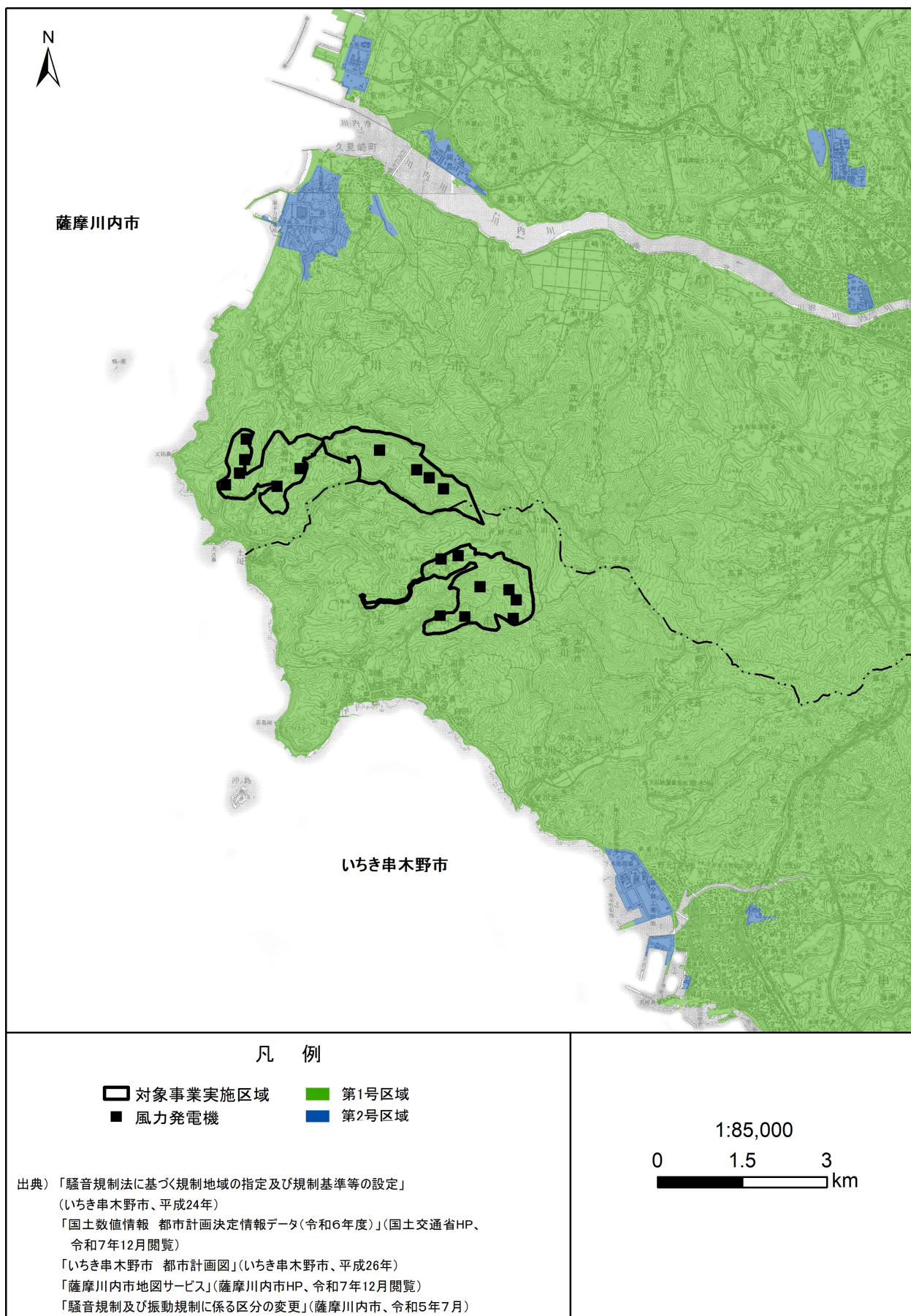
第 3.2-35 表 自動車騒音の限度（要請限度）

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (6～22 時)	夜間 (22 時～翌 6 時)
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
備考：			
a 区域、b 区域、c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。			
a 区域：専ら住居の用に供される区域。			
b 区域：主として住居の用に供される区域。			
c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域。			
(特例) 幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の道路の敷地境界線から15mまで、2車線を 超える道路の敷地境界線から20mまで）に係る限度は、次表を用いる。			
時間の区分			
昼間		夜間	
75 デシベル		70 デシベル	

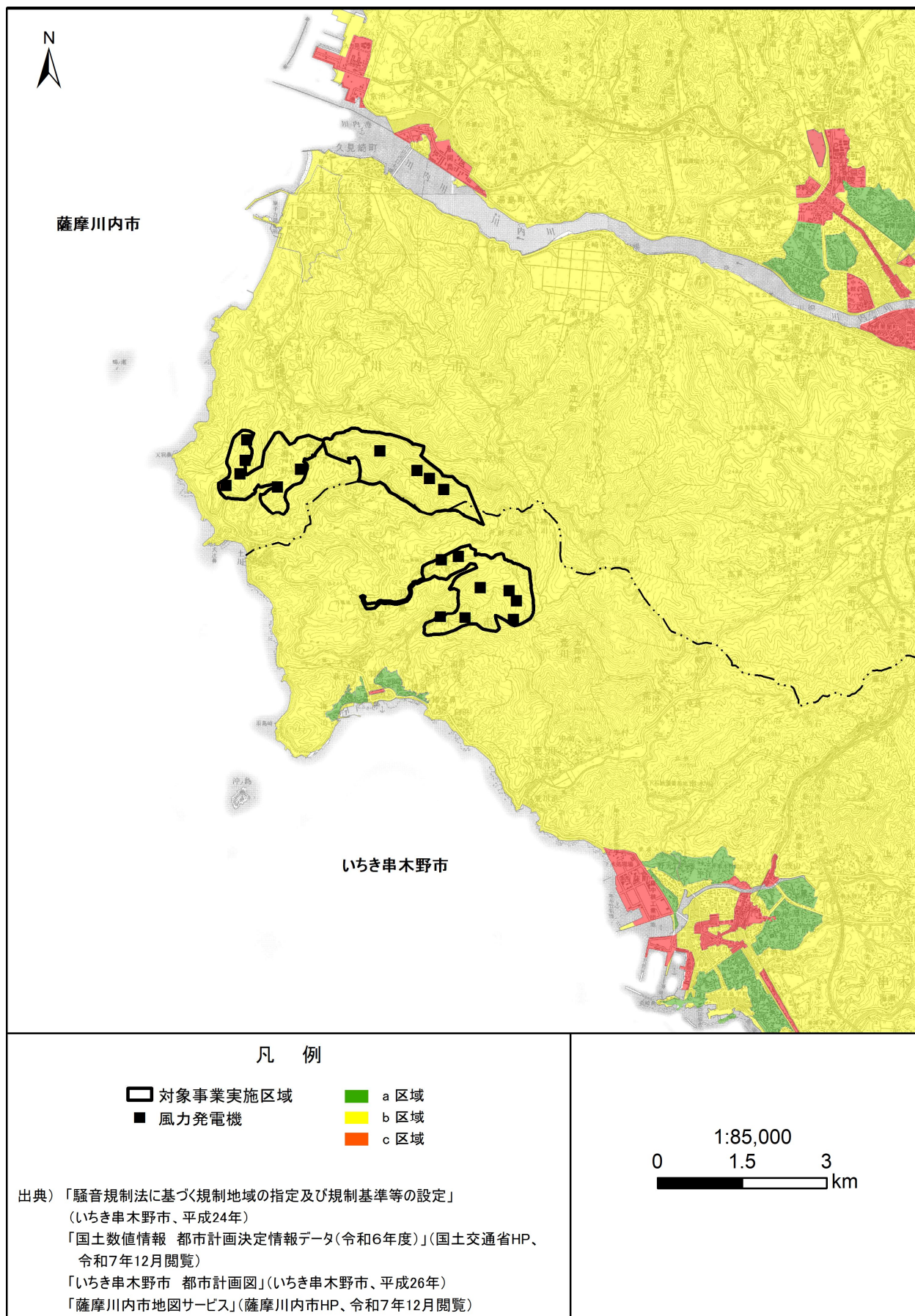
出典) 「令和 7 年版 環境白書(資料編)」(鹿児島県、令和 7 年)
「薩摩川内市の環境 令和 6 年度版」(薩摩川内市、令和 7 年)



第 3.2-10 図 特定工場等に関する騒音規制区域



第 3.2-11 図 特定建設作業に関する騒音規制区域



第 3.2-12 図 自動車騒音の要請限度の適用区域

ハ．振 動

振動については、「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）に基づき、特定工場に関する規制基準、特定建設作業に関する規制基準、道路交通振動の要請限度が定められている。

特定工場等において発生する振動の規制に関する基準は第 3.2-36 表、特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準は第 3.2-37 表、指定地域における道路交通振動の要請限度は第 3.2-38 表のとおりであり、対象事業実施区域及びその周辺における区域の指定状況は、第 3.2-13、14 図のとおりである。

対象事業実施区域には、「振動規制法」に基づく区域の指定はない。

第 3.2-36 表 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

区分	昼間 (8 時～19 時)	夜間 (19 時～翌 8 時)
第 1 種区域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
第 2 種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考：		
1. 基準値は、工場等の敷地境界線上での大きさ。 2. 第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ次のとおりである。 (1) 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域 (2) 第2種区域 住居の用に併せて、商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域		

出典) 「令和 7 年版 環境白書(資料編)」(鹿児島県、令和 7 年)
 「薩摩川内市の環境 令和 6 年度版」(薩摩川内市、令和 7 年)

第 3.2-37 表 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

特定建設作業		
特定建設作業名		
① くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）くい抜機（油圧式くい抜機を除く）又はくい打くい抜機を除く（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業		
② 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		
③ 舗装板破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る）		
④ ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る）		
注）当該作業がその作業を開始した日に終わるものは除く。		
規制基準		
規 制 項 目		基 準
基準値		75 デシベル
作業禁止時間	第 1 号区域	午後 7 時～午前 7 時
	第 2 号区域	午後 10 時～午前 6 時
最大作業時間	第 1 号区域	10 時間/日
	第 2 号区域	14 時間/日
最大作業日数		連続 6 日
作業禁止日		日曜日、休日
注）振動の基準値は、作業の場所の敷地の境界線の値である。		
備考：		
第 1 号区域	① 特定工場等に係る区域区分のうち、第 1 種区域及び第 2 種区域のうち原則として都市計画法に基づく工業地域を除く区域 ② 上記工業地域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲 80 メートル以内の区域 ア 学校教育法第 1 条に規定する学校 イ 児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所 ウ 医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院又は同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの エ 図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館 オ 老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム カ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園	
第 2 号区域	特定工場等に係る区域のうち、上記第 1 号区域以外の区域。	

出典）「令和 7 年版 環境白書（資料編）」（鹿児島県、令和 7 年）

第 3.2-38 表 指定地域における道路交通振動の限度（要請限度）

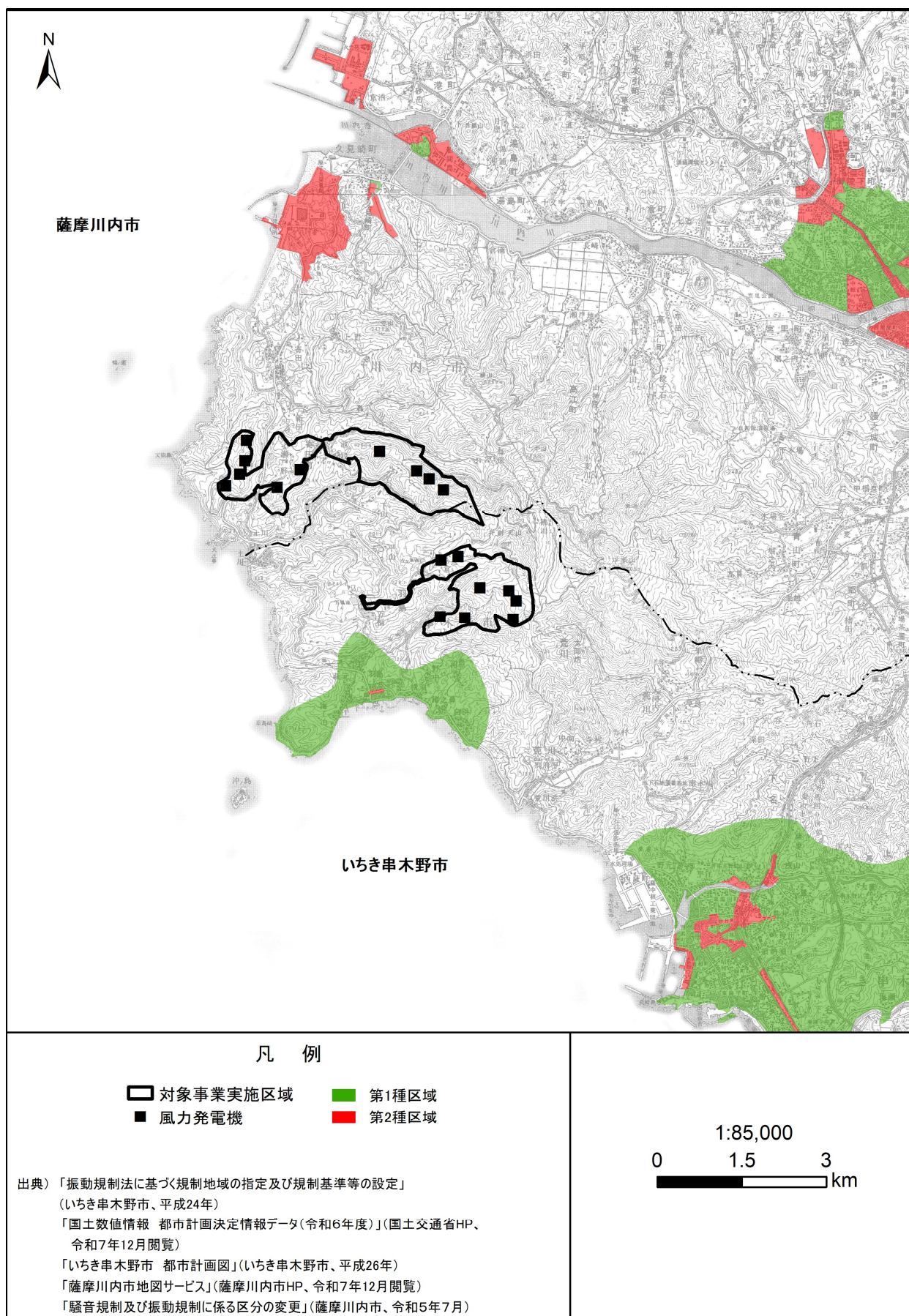
区分	昼間 (8 時～19 時)	夜間 (19 時～翌 8 時)
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

注）1．第 1 種区域及び第 2 種区域とは、特定工場等に係る規制基準の区域と同一である。

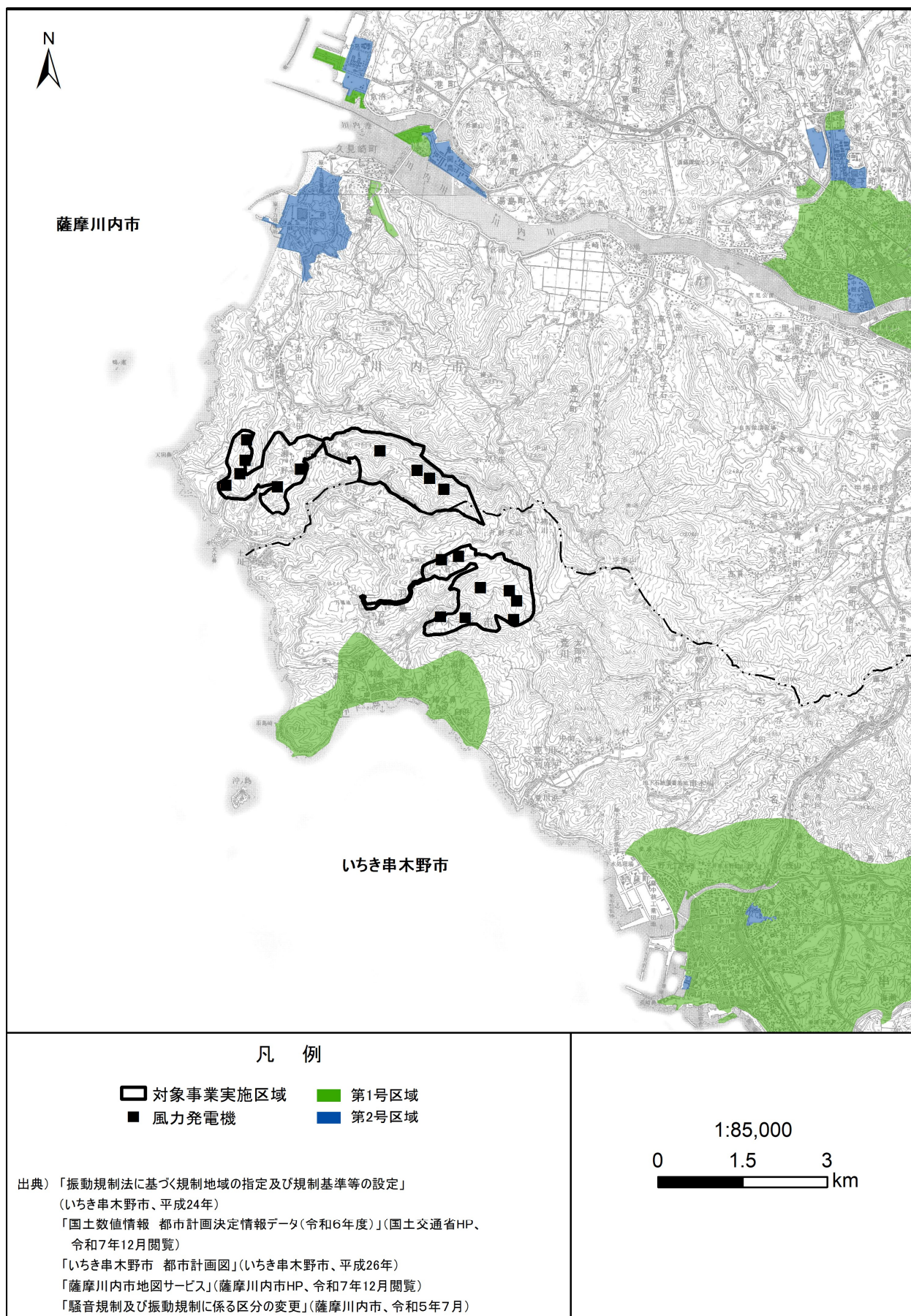
2．振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

出典）「令和 7 年版 環境白書（資料編）」（鹿児島県、令和 7 年）

「薩摩川内市の環境 令和 6 年度版」（薩摩川内市、令和 7 年）



第 3.2-13 図 特定工場等に関する振動規制区域



第 3.2-14 図 特定建設作業に関する振動規制区域

二．水質汚濁

水質汚濁については、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）により、特定施設（指定地域特定施設を含む。）を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水について、排水基準が定められている。また、鹿児島県においては「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例」（昭和 48 年鹿児島県条例第 21 号）に基づく、「上乘せ排水基準」が設定されている。

なお、本事業では、これらが適用される特定事業場は設置しない。

ホ．土壤汚染

土壤汚染については、「土壤汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）に基づき、汚染が確認された土地は、法第 6 条第 1 項に基づく要措置区域又は法第 11 条第 1 項に基づく形質変更時要届出区域に指定される。特定有害物質と区域の指定にかかる基準は、第 3.2-39 表のとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺には、指定区域は存在しない。

第 3.2-39 表 土壤汚染対策法に基づく指定区域の指定基準

特定有害物質	指定基準	
	土壤溶出量	土壤含有量
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.003mg 以下であること。	土壤 1kg につきカドミウム 45mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。	土壤 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。	—
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。	—
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。	土壤 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。	—
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。	—
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。	—
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。	—
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。	—
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。	—
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。	—
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。	土壤 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。	土壤 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	—
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。	—
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1 mg 以下であること。	—
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。	—
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	—
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。	土壤 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。	土壤 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。	土壤 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	—
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1 mg 以下であること。	土壤 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。	—
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。	—

出典）「土壤汚染対策法施行規則」（平成 14 年 12 月 26 日環境省令第 29 号、最終改正：令和 6 年 4 月 1 日）

へ．地盤沈下

地盤沈下については、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号）に基づき、地下水採取制限が行われるが、いちき串木野市及び薩摩川内市は、いずれも指定地域となっていない。

ト．産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）により、事業活動に伴って生じた廃棄物は分別、リサイクル等の適正な処理をする必要があり、事業者としての責任が以下のとおり定められている。

- ・ 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- ・ 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならない。
- ・ 事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）では、一定規模以上*¹の建設工事において、特定建設資材*²を現場で分別解体等するとともに、分別解体等によって生じた特定建設資材廃棄物について再資源化等を行うことが義務付けられている。

注）*¹：一定規模以上とは、工事の種類により定められており、「その他の工作物に関する工事（土木工事等）では、請負金額 500 万円以上」であり、建築物では床面積等となっている。

*²：特定建設資材とは、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、アスファルト・コンクリート、木材である。

チ．残土

残土については、「建設副産物適正処理推進要綱」（平成 5 年建設省経建第 3 号、平成 14 年 5 月 30 日最終改正）により、建設工事の副産物である建設発生土は、発生の抑制に努めるとともに、その現場内利用の促進等により搬出の抑制に努めるよう定められている。また、盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）（令和 4 年法律第 55 号）が令和 5 年 5 月から施行されており、盛土が行われた土地について、土地所有者等（土地の所有者、管理者、占有者）は常時安全な状態に維持する責務を有する。

都道府県知事は、危険な盛土等を規制する区域として、「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」を指定する。規制区域内で盛土等を行う場合は、規模に応じて、予め都道府県知事等の許可又は届出が必要である。

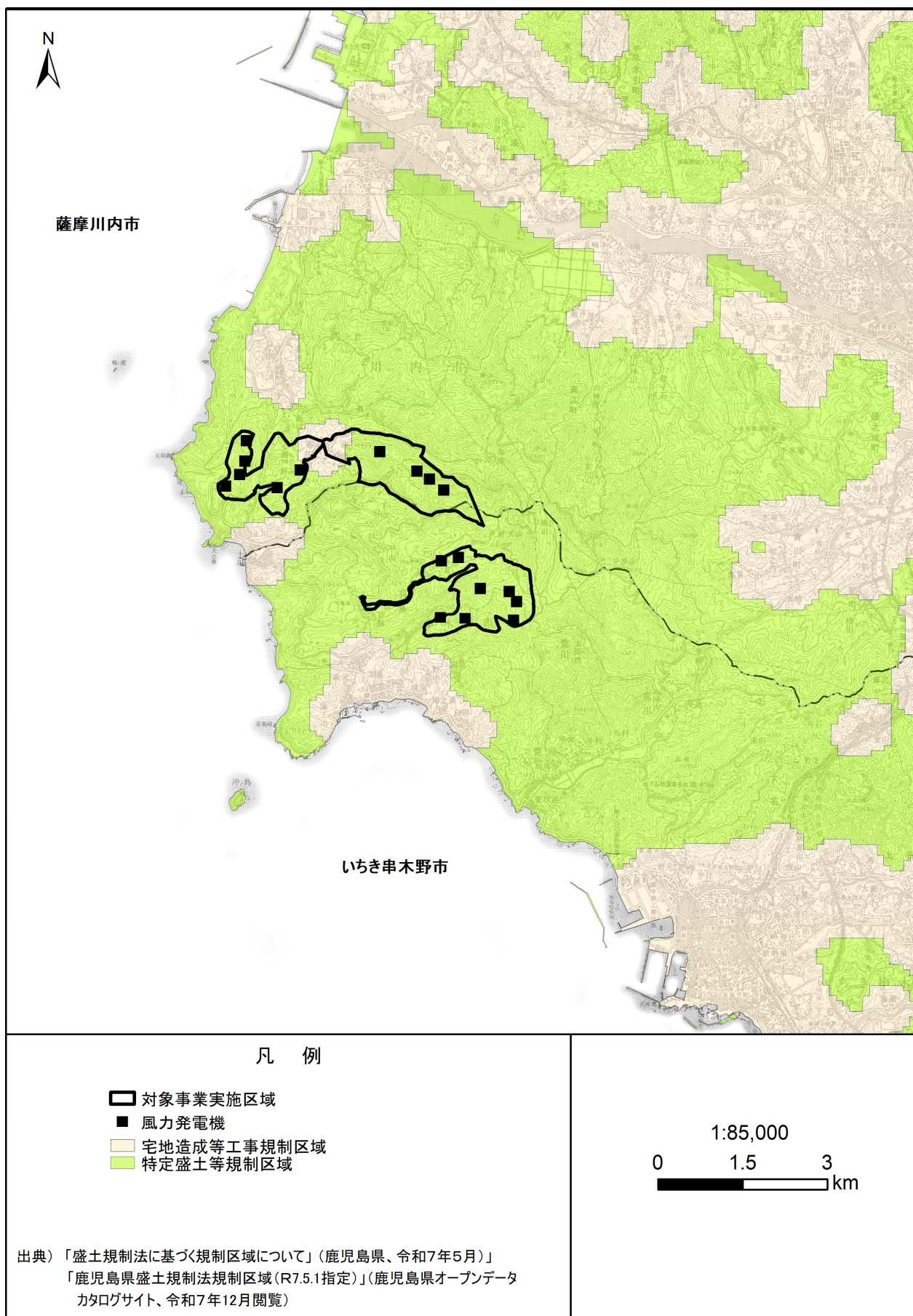
鹿児島県は令和 7 年 5 月 1 日に県内全域を規制区域の対象として盛土規制法の運用を開始している（第 3.2-15 図）。規制の対象行為と必要な手続きは、第 3.2-40 表のとおりである。

本事業においては、風力発電機ヤード造成時や工事用・管理用道路造成時に発生する残土を土捨場にて処分する計画である。土地造成及び土捨場設置に当たっては、盛土規制法に基づき適切に対応する。

第 3.2-40 表 盛土規制法の規制の対象行為と必要な手続き

区域	行為	届出	許可
宅地造成等工事規制区域	変更（盛土・切土） 土地区画形質の	—	①盛土で高さが1m超の崖 ②切土で高さが2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さが2m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ2m超の崖（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積500㎡超（①～④を除く）
	土石の堆積 一時的な	—	①堆積の高さが2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超
特定盛土等規制区域	変更（盛土・切土） 土地区画形質の	①盛土で高さが1m超の崖 ②切土で高さが2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さが2m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ2m超の崖（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積500㎡超（①～④を除く）	①盛土で高さが2m超の崖 ②切土で高さが5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さが5m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ5m超の崖（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超（①～④を除く）
	土石の堆積 一時的な	①堆積の高さが2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	①堆積の高さが5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超

出典）「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」（令和4年政令第393号）



第 3.2-15 図 盛土規制法に基づく規制区域

③ その他の環境保全計画等

イ. 鹿児島県

(イ) 鹿児島県環境基本計画

鹿児島県では、「鹿児島県環境基本条例」（平成11年鹿児島県条例第10号）において「基本理念」を第3.2-41表のとおり定め、環境の保全及び形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進している。また、鹿児島県環境基本条例第11条の規定により、環境の保全及び形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本的な計画として「鹿児島県環境基本計画」（平成10年3月策定、令和3年3月改訂）を策定している。計画の基本目標と主な施策は、第3.2-42表のとおりである。

第3.2-41表 鹿児島県環境基本条例の基本理念

1	環境の保全及び形成は、県民の健康で文化的な生活の基盤である健やかでうるおいのある豊かな環境を確保し、その環境が将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。
2	環境の保全及び形成は、自然と人間との共生を基本として、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会が構築されるように適切に行われなければならない。
3	環境の保全及び形成は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっているという認識の下に、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。
4	環境の保全及び形成は、すべての者がそれぞれの立場に応じた役割分担の下に、自主的かつ積極的に取り組むことによって行われなければならない。

出典）「鹿児島県環境基本条例」（平成11年3月26日 鹿児島県条例第10号）

第3.2-42表 鹿児島県環境基本計画の基本目標と主な施策

計画の基本目標	施策の展開
自然と共生する地域社会づくり	多様な自然環境の保全・活用、世界自然遺産の保全と持続可能な利用の推進、県民参加の森林づくりの推進、緑の空間の保全・整備、水辺空間の保全・整備、景観の形成、大気環境の保全、水・土壌環境の保全、騒音・振動・悪臭等の防止、海岸漂着物対策の推進、化学物質の環境安全管理、原子力発電所周辺の安全確保と環境の保全
地球環境を守る脱炭素社会づくり	温暖化防止に向けた気運の醸成、温室効果ガス排出削減対策の推進、多様で健全な森林づくりの推進
再生可能エネルギーを活用した地域づくり	地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入促進、県民・事業者・行政が一体となった再生可能エネルギーの導入促進、再生可能エネルギーに関する理解や意識の向上、再生可能エネルギーの優先利用による温室効果ガスの排出抑制、地域資源の利用・再生エネルギーの企業・人材育成による雇用創出や地域の活性化、地域と共生した再生可能エネルギーの適正な事業実施
環境負荷が低減される循環型社会の形成	ごみの排出抑制・リサイクル等の促進、産業廃棄物の排出抑制・減量化・リサイクル及び処理施設整備の促進、産業廃棄物の適正処理の推進

出典）「鹿児島県環境基本計画」（鹿児島県、令和3年）

(ロ) 再生可能エネルギー導入ビジョン 2023

鹿児島県では、令和5年3月に「再生可能エネルギー導入ビジョン2023」を策定している。

再生可能エネルギーの促進に向けた基本理念及び基本方針を、第3.2-43表のとおり定めており、2030年度末の再生可能エネルギー導入目標は、太陽光、風力、水力、地熱及びバイオマス発電合計で4,207MW（推定発電量72億kWh）と設定している。

第3.2-43表 再生可能エネルギー導入促進に向けた基本理念及び基本方針

基本理念	再生可能エネルギーを活用した脱炭素社会の実現～再生可能エネルギーを活用した地域づくり～
将来像実現に向けた基本方針	① 地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入促進 ② 地域と共生した再生可能エネルギーの導入促進 ③ 再生可能エネルギーを活用した地域の活性化

出典) 「再生可能エネルギー導入ビジョン2023」(鹿児島県、令和5年)

ロ. いちき串木野市

(イ) いちき串木野市環境基本計画

いちき串木野市では、「いちき串木野市環境基本条例」(平成19年いちき串木野市条例第11号)において「基本理念」を第3.2-44表のとおり定め、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進している。

また、いちき串木野市環境基本条例第8条の規定により、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本的な計画として「いちき串木野市第2次環境基本計画」(令和3年3月)を策定している。

望ましい環境像を実現するため、第3.2-45表のとおり5つの分野別の目標及びそれを達成するための基本施策を設定している。

第3.2-44表 いちき串木野市環境基本条例の基本理念

1 環境の保全は、市民の健康で文化的な生活を保つために必要な健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。 2 環境の保全は、市、事業者及び市民が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組み、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築することを目的として行われなければならない。 3 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることから、すべての事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。
--

出典) 「いちき串木野市環境基本条例」(平成19年3月30日 いちき串木野市条例第11号)

第3.2-45表 いちき串木野市第2次環境基本計画における目標と基本施策

望ましい環境像	分野	目標	基本施策
みんなではぐくむ、 水と緑と共生する まち・いちき串木野	自然環境	豊かな自然環境の保全とふれあいの推進	(1) 貴重な自然を守る (2) 里地・里山・里海を守り育てる
	生活環境	環境にやさしい暮らしの実践	(1) 良好な生活基盤を確保する (2) 循環型社会を形成する
	地球環境	環境負荷の少ない環境の創出	(1) 低炭素型社会を形成する
	快適環境	自然環境資源、文化資源を活かした快適な生活空間の確保	(1) 潤いのある町並みを創る (2) 伝統・歴史・文化を活かす
	環境保全体制	環境を守り活かす地域づくりの推進	(1) 環境教育・学習に取り組む (2) 環境保全・創造活動に取り組む

出典) 「いちき串木野市第2次環境基本計画」(いちき串木野市、令和3年)

(ロ) いちき串木野市地域創生エネルギービジョン

いちき串木野市では、平成30年3月に「いちき串木野市地域創生エネルギービジョン」を策定している。

地域創生エネルギービジョンの基本理念と基本方針を第3.2-46表のとおり設定し、その具体的な取組内容を明確にしている。また、2027年度の再生可能エネルギー導入量の目標を7.7万kWに設定している。

第3.2-46表 地域創生エネルギービジョンの基本理念と基本方針

基本理念	市民、事業者等との協働により、エネルギーの地産地消を更に進め、地域の活性化(産業の振興、雇用の創出)及び防災力の向上を図り、「環境維新のまちづくり」を目指す。
基本方針	(1) 地域の資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進 (2) 環境保全につながる再生可能エネルギーの導入促進 (3) 再生可能エネルギーの地産地消による地域の活性化 (4) 公共施設等の防災力・防犯力の向上 (5) 再生可能エネルギー導入への理解促進、市民・事業者等との協働による取り組みの推進

出典) 「いちき串木野市地域創生エネルギービジョン」(いちき串木野市、平成30年)

ハ．薩摩川内市

（イ）薩摩川内市環境基本計画

薩摩川内市では、「薩摩川内市環境基本条例」（平成16年薩摩川内市条例第171号）において「基本理念」を第3.2-47表のとおり定め、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進している。また、薩摩川内市環境基本条例第8条の規定により、環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本的な計画として「薩摩川内市環境基本計画（第2期）」（平成19年9月策定、平成28年3月改訂）を策定している。また、令和2年に「第2期中間見直し版」を作成し、各施策について、具体的な対応策を示している。

環境の5分野に対する基本方針とそれに対して展開する施策は第3.2-48表のとおりである。

第3.2-47表 薩摩川内市環境基本条例の基本理念

1 環境の保全は、市民の健康で文化的な生活を保つために必要な健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。
2 環境の保全は、市、事業者及び市民が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組み、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環を基調とする社会を構築することを目的として行われなければならない。
3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることから、すべての事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。

出典）「薩摩川内市環境基本条例」（平成16年10月12日 薩摩川内市条例第171号）

第3.2-48表 薩摩川内市環境基本計画の基本方針と展開する施策

環境の5分野	基本方針	展開する施策
環境保全活動等	みんなで考え、行動する 快適な街づくり	・環境教育・環境学習の充実 ・環境保全活動の推進
生活環境	安全・安心な、快適に暮らせるまちづくり	・大気環境の保全 ・水環境の保全 ・健全な水循環の確保 ・公害等の苦情への適正な対応 ・原子力発電所周辺環境の保全
自然環境	自然にふれあい、共に生きるまちづくり	・自然環境の保全、自然とのふれあいの推進 ・貴重な生態系の保全 ・森林・農地の保全 ・風景・景観の保全
資源循環	資源を大切に作るまちづくり	・ごみの適正処理、減量化と資源化 ・環境美化の推進 ・不法投棄対策の強化、漂着ごみ対策
地球環境	地球を大切に作るまちづくり	・地球温暖化を防止する意識の向上 ・省エネルギーの推進 ・次世代エネルギーの普及 ・移動手段の低炭素化 ・都市の低炭素化

出典）「薩摩川内市環境基本計画（第2期中間見直し版）」（薩摩川内市、令和2年）

(ロ) 薩摩川内市次世代エネルギーのまち・地域戦略ビジョン

薩摩川内市では、平成 29 年 3 月に「薩摩川内市次世代エネルギーのまち・地域戦略ビジョン」を策定している。

ビジョンの施策に関する基本方針と取組テーマを第 3.2-49 表のとおり設定し、その具体的な取組内容も明確にしている。また、平成 36 年度の再生可能エネルギー導入量の目標を 16.9 万 kW に設定している。

第 3.2-49 表 ビジョンの施策に関する基本方針と取組テーマ

基本方針	取組テーマ
1 市民理解の向上	①市民にとっての分かりやすさを重視した普及啓発 ②快適で安全・安心な市民生活を支える次世代エネルギー技術の普及 ③「エネルギーのまち」のブランド化
2 全市レベルで取り組むエネルギー構造転換	①スマートハウスの普及促進 ②事業活動への次世代エネルギーの浸透 ③次世代エネルギー発電事業等への立地促進
3 持続可能な産業構造への転換	①既存のエネルギー関連産業に対する取組支援 ②エネルギー関連設備投資等に対する費用補助 ③次世代エネルギー産業創出に向けた基盤形成

注) 薩摩川内市では、太陽光や風力、バイオマス等の再生可能 エネルギーに加えて、甕島の海洋資源を有することから未利用の海洋エネルギーまで含めたものを「次世代エネルギー」と呼んでいる。

出典) 「薩摩川内市次世代エネルギーのまち・地域戦略ビジョン」(薩摩川内市、平成29年)

(2) 自然関係法令等

① 自然関係法令等の指定状況の概要

対象事業実施区域及びその周辺における、自然関係法令等による指定等の状況の概要は、第3.2-50表のとおりである。

第 3.2-50 表 自然関係法令等による指定等の状況の概要

地域その他の対象			対象事業実施区域 における指定状況 (有：○、無：×)	関係法令等
自然保護	自然公園	国立公園	×	自然公園法
		国定公園	×	
		県立自然公園	×	県立自然公園条例
	自然環境 保全地域	原生自然環境保全地域	×	自然環境保全法
		自然環境保全地域	×	
		県立自然環境保全地域	×	鹿児島県自然環境保全条例
	自然遺産		×	世界の文化遺産及び自然遺産の保護 に関する条約
	緑地	緑地保全地域	×	都市緑地法
		生産緑地地区	×	生産緑地法
	動植物保護	生息地等保護区	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種 の保存に関する法律
		鳥獣保護区	×	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適 正化に関する法律
		特別保護地区	×	
		休猟区	×	
		特定猟具使用禁止区域	×	
		指定猟法禁止区域	×	
		国際的に重要な湿地 に係る登録簿に掲げ られる湿地	×	特に水鳥の生息地として国際的に重 要な湿地に関する条約
文化財保護	文化遺産		×	世界の文化遺産及び自然遺産の保護 に関する条約
	特別史跡・ 特別名勝	国指定	×	文化財保護法
		県指定	×	
	史跡・名勝	国指定	×	鹿児島県文化財保護条例
		市指定	×	
		市指定	×	薩摩川内市文化財保護条例 いちき串木野市文化財保護条例
	特別天然記念物	国指定	×	文化財保護法
	天然記念物	国指定	×	
		県指定	×	鹿児島県文化財保護条例
		市指定	×	薩摩川内市文化財保護条例 いちき串木野市文化財保護条例
景観保全	埋蔵文化財包蔵地		×	文化財保護法
	景観計画区域		○	景観法
	景観地区		×	薩摩川内市景観条例
	風致地区		×	都市計画法
	重要伝統的建造物群保存地区		×	文化財保護法
国土防 災	重要文化的景観		×	
	保安林		○	森林法
	砂防指定地		×	砂防法
	急傾斜地崩壊危険区域		×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に 関する法律
	地すべり防止区域		×	地すべり等防止法
	土砂災害警戒区域		×	土砂災害警戒区域等における土砂災 害防止対策の推進に関する法律
	土砂災害特別警戒区域		×	
国土防 災	山地災害危険地区		○	林野庁の山地災害危険地区調査要領

② 自然保護関係

イ. 自然公園等の指定状況

対象事業実施区域及びその周辺には、第 3.2-51 表及び第 3.2-16 図のとおり、「県立自然公園条例」(昭和 33 年鹿児島県条例第 27 号)に基づく県立自然公園の指定がある。

第 3.2-51 表 対象事業実施区域及びその周辺の自然公園等の指定状況

公園名	面積 (ha)	指定年月日	含まれる市町村
川内川流域 県立自然公園	6,571.0	昭和 39 年 4 月 1 日	出水市、伊佐市、薩摩川内市、さつま町
	薩摩川内市の地域指定状況：普通地域 1,398.4ha		
吹上浜金峰山 県立自然公園	3,736.0	昭和 28 年 3 月 31 日	南さつま市、日置市、いちき串木野市
	いちき串木野市の地域指定の状況：第 2 種特別地域：115.0 ha、普通地域：149.0 ha		

出典)「自然公園各種データ」(鹿児島県 HP、令和 5 年 11 月閲覧)

ロ. 鳥獣保護区の指定状況

対象事業実施区域及びその周辺には、第 3.2-52 表及び第 3.2-16 図のとおり、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)に基づく鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域の指定がある。

第 3.2-52 表 対象事業実施区域及びその周辺の鳥獣保護区等の指定状況

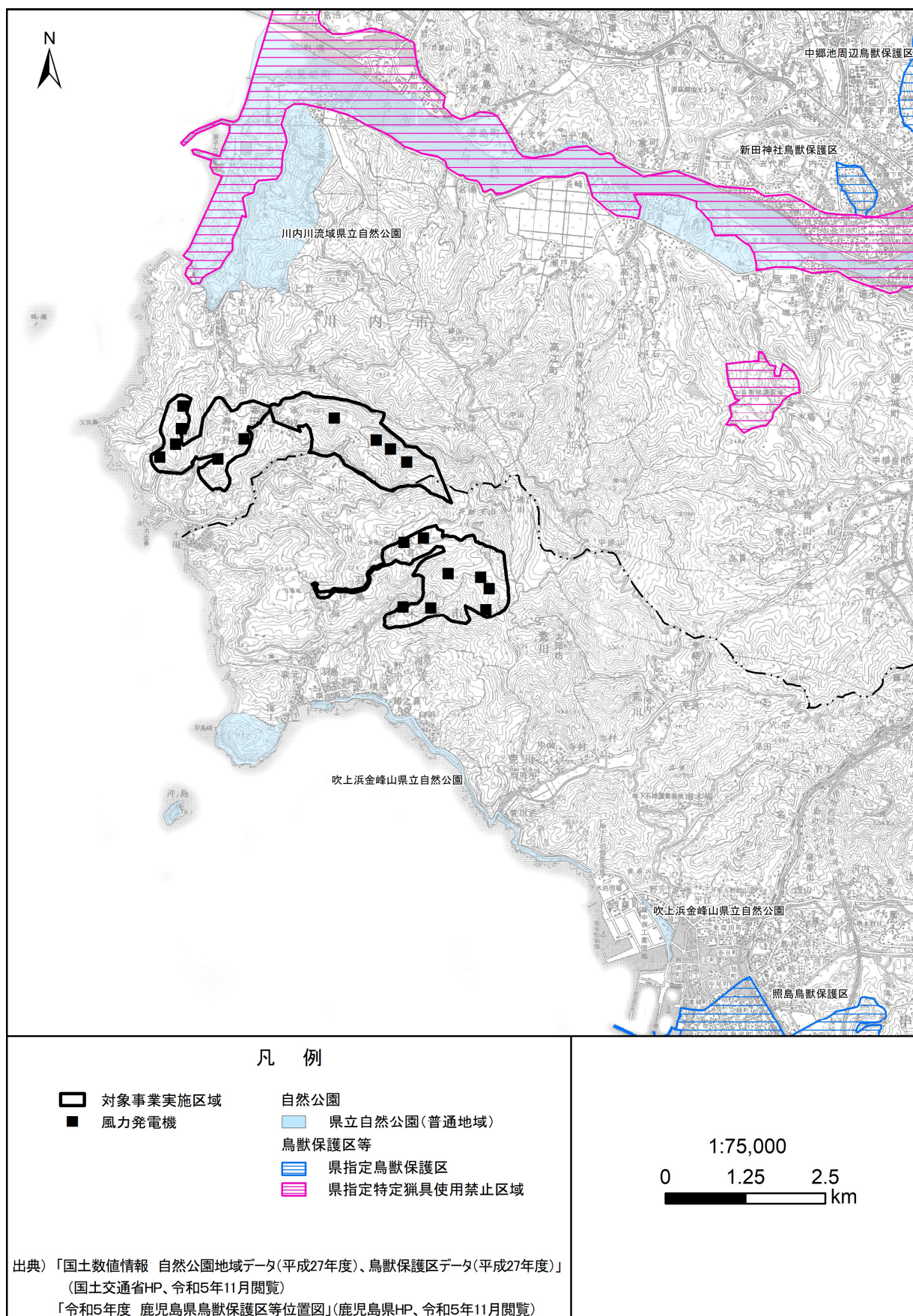
指定状況	名称	存続期間	面積 (ha)
県指定	中郷池周辺 鳥獣保護区	令和 5 年 11 月 1 日～令和 15 年 10 月 31 日	117
県指定	新田神社 鳥獣保護区	平成 26 年 11 月 1 日～令和 6 年 10 月 31 日	30
県指定	照島 鳥獣保護区	令和 5 年 11 月 1 日～令和 15 年 10 月 31 日	346
県指定	川内川流域 特定猟具使用禁止区域	平成 29 年 11 月 1 日～令和 9 年 10 月 31 日	1,305
県指定	永野 特定猟具使用禁止区域	平成 30 年 11 月 1 日～令和 10 年 10 月 31 日	79

出典)「令和 5 年度 鹿児島県鳥獣保護区等位置図 3 (北薩・姶良・伊佐)」(鹿児島県 HP、令和 5 年 11 月閲覧)

ハ. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の生息地等保護地の指定状況

対象事業実施区域及びその周辺には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号)に基づく生息地等保護区はない。

なお、いちき串木野市の白浜海岸は、アカウミガメの上陸・産卵場所となっている。



第 3.2-16 図 自然公園、鳥獣保護区等の位置

③ 文化財保護関係

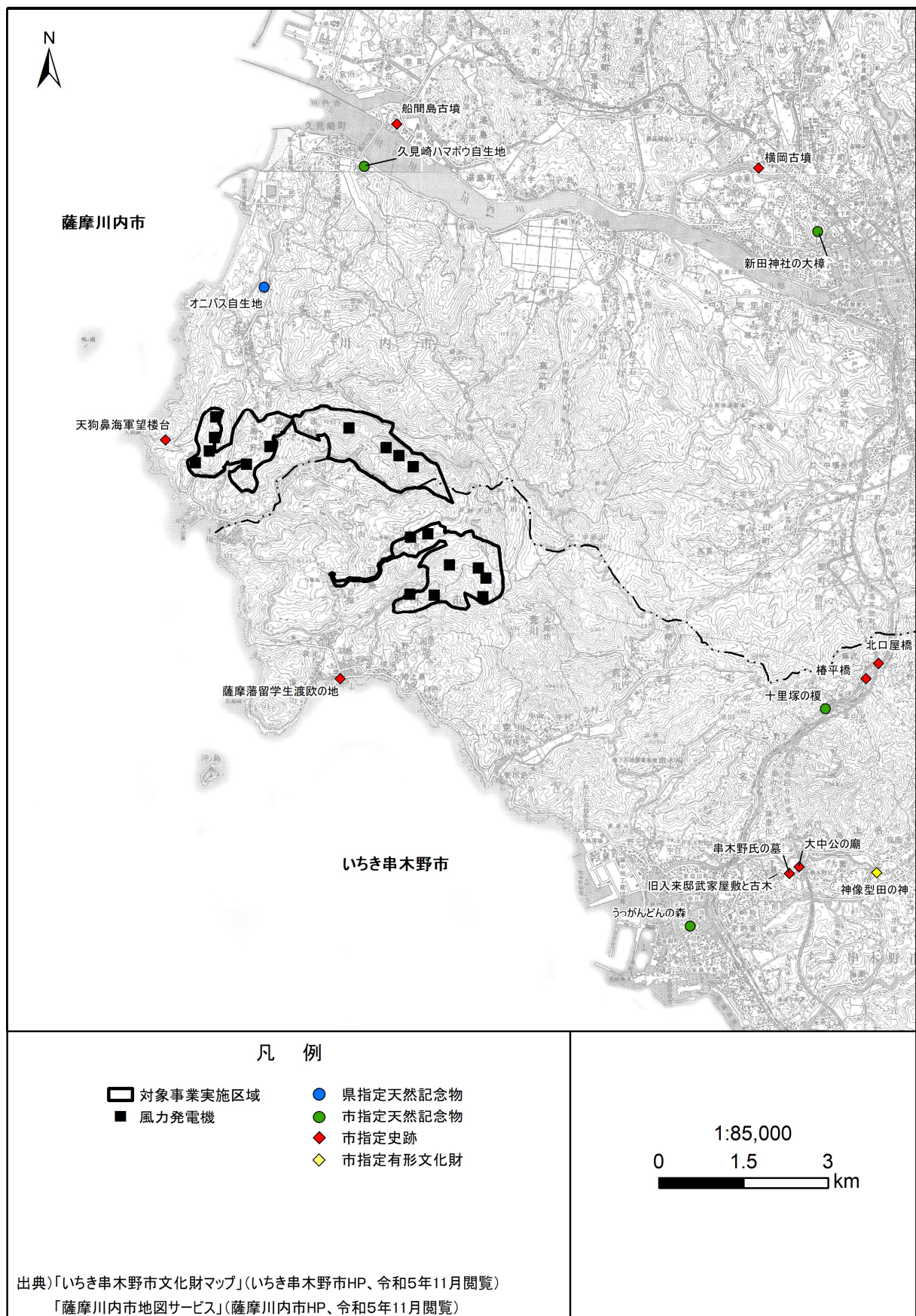
対象事業実施区域及びその周辺には、第 3.2-53 表及び第 3.2-17 図のとおり、「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）、「鹿児島県文化財保護条例」（昭和 30 年鹿児島県条例第 48 号）及び「いちき串木野市文化財保護条例」（平成 17 年いちき串木野市条例第 177 号）並びに「薩摩川内市文化財保護条例」（平成 16 年薩摩川内市条例第 112 号）に基づく文化財の指定がある。また、埋蔵文化財包蔵地は第 3.2-18 図のとおりである。

なお、国指定天然記念物として、薩摩鳥、地頭鳥、ヤマネが地域を定めず指定されている。

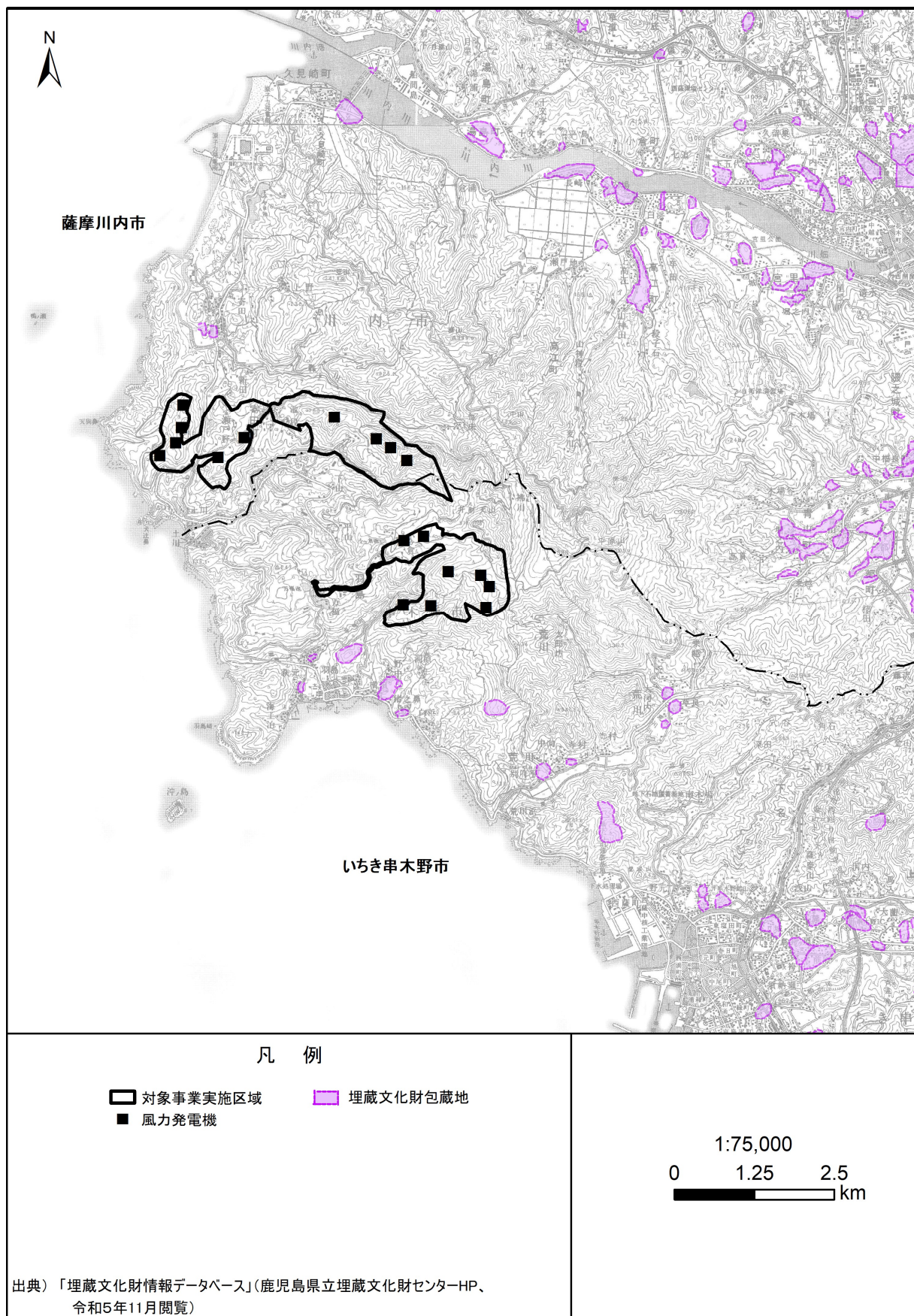
第 3.2-53 表 文化財の指定状況

市町	分類		名称	所在地	指定年月日
いちき串木野市	市指定	天然記念物	うっがんだんの森	中尾町	昭和 49 年 4 月 26 日
			十里塚の榎	旭(金山)	平成 12 年 7 月 13 日
		史跡	薩摩藩留学生渡欧の地	羽島(浜田)	昭和 42 年 3 月 24 日
			大中公の廟	上名(日置田)	昭和 42 年 3 月 24 日
			串木野氏の墓	上名(大道庵)	昭和 42 年 11 月 8 日
			北口屋橋	芹ヶ野	平成 8 年 5 月 18 日
			椿平橋	芹ヶ野	平成 8 年 5 月 18 日
			旧入来邸武家屋敷と古木	上名	平成 29 年 1 月 24 日
		有形文化財	神像型田の神	坂下	平成 6 年 7 月 28 日
薩摩川内市	県指定	天然記念物	オニバス自生地	寄田町小比良池	昭和 30 年 1 月 14 日
	市指定	天然記念物	新田神社の大樟	宮内町	昭和 46 年 11 月 1 日
			久見崎ハマボウ自生地	久見崎町	平成 12 年 8 月 1 日
		史跡	船間島古墳	港町	昭和 46 年 11 月 1 日
			天狗鼻海軍望楼台	寄田町	昭和 60 年 3 月 27 日
			横岡古墳	上川内町	昭和 46 年 11 月 1 日

出典) 「統計いちき串木野ー令和 5 年度版ー」(いちき串木野市、令和 6 年)
「いちき串木野市文化財マップ」(いちき串木野市 HP、令和 5 年 11 月閲覧)
「指定文化財」(薩摩川内市歴史資料館 HP、令和 5 年 11 月閲覧)
「薩摩川内市の指定文化財等一覧」(薩摩川内市 HP、令和 5 年 11 月閲覧)



第 3.2-17 図 史跡・名勝・天然記念物の位置



第 3.2-18 図 埋蔵文化財包蔵地の位置

④ 景観保全関係

いちき串木野市及び薩摩川内市は、「景観法」（平成 16 年法律第 110 号）に基づき景観行政団体に指定されており、薩摩川内市では、市全域が景観計画区域となっている。また、鹿児島県では、鹿児島県景観条例第 6 条第 3 項の規定より、市町村が景観計画の策定を行う際に参考となる指針として、「鹿児島県景観形成ガイドライン」（鹿児島県、平成 20 年）を策定している。

なお、鹿児島県内全ての市町村が景観行政団体となったため、鹿児島県は景観行政団体ではなくなっている（令和元年 5 月 1 日）。

景観条例、景観計画の策定状況は、第 3.2-54 表のとおりである。

第 3.2-54 表 景観条例、景観計画の策定状況

市町	景観行政団体指定	景観条例	景観計画策定
鹿児島県	—	鹿児島県景観条例 (平成 19 年 12 月 25 日鹿児島県条例第 62 号)	—
いちき串木野市	平成 27 年 2 月 1 日	—	—
薩摩川内市	平成 19 年 4 月 1 日	薩摩川内市景観条例 (平成 20 年 9 月 26 日薩摩川内市条例第 42 号)	薩摩川内市ふるさと景観計画 (平成 27 年 3 月改正)

さらに、鹿児島県は、風力発電施設による景観上への影響を保全するため、「鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン」（鹿児島県、平成 22 年）を策定しており、ガイドラインの概要は第 3.2-55 表のとおりである。

第 3.2-55 表 鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン

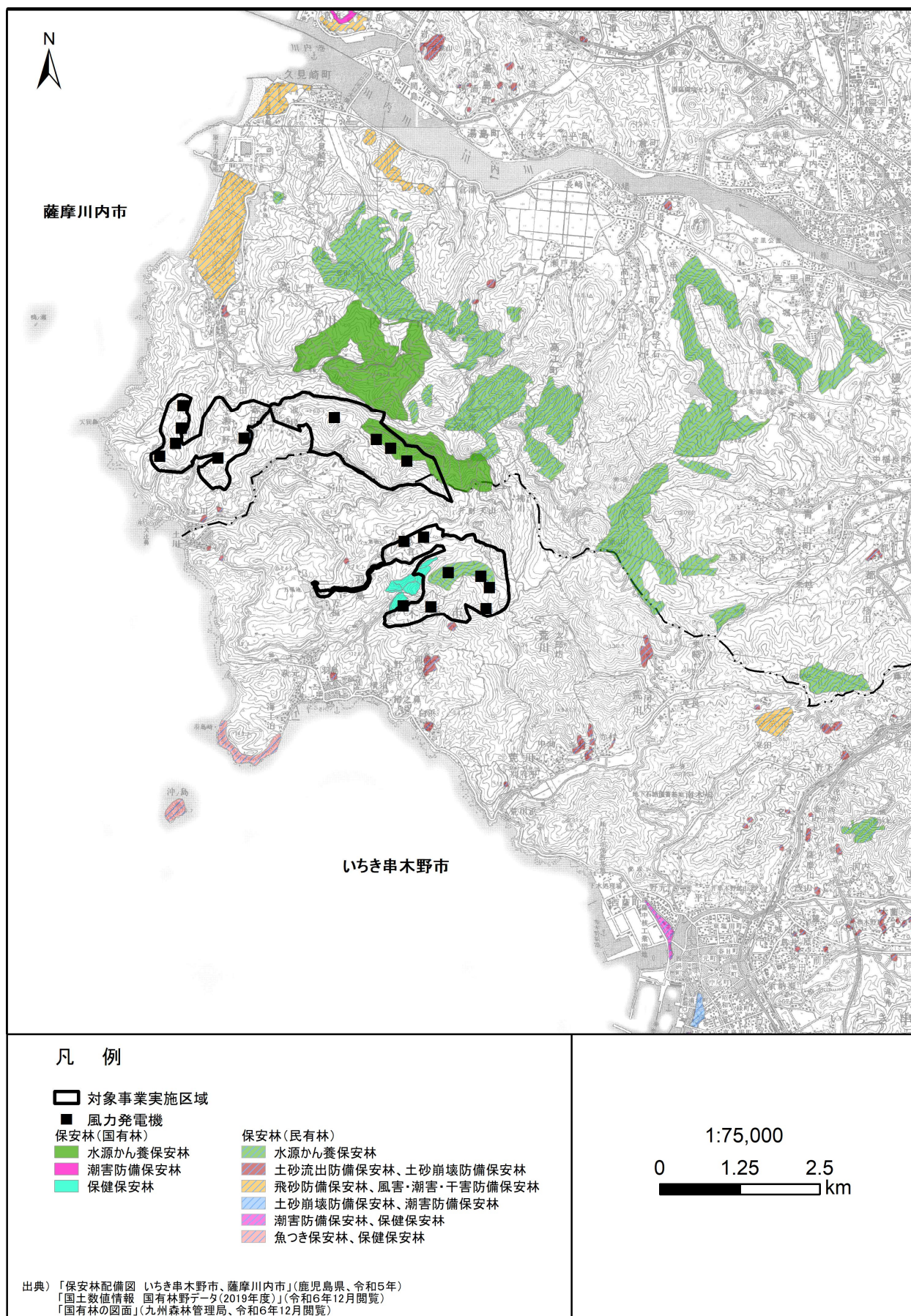
(抜粋)

施行：平成 22 年 4 月 1 日 1. 適用の範囲 このガイドラインは、県内における風力発電施設の建設等に適用する。ただし、出力規模の合計（増設する場合は、増設後の一団の合計）が 1,000kW に満たない風力発電施設の建設等については適用しない。 2. 事業者が遵守すべき基準 風力発電施設の建設等に当たって事業者が遵守すべき基準（以下「基準」という）は次のとおりとする。 (1) 風力発電施設の建設地の選定に当たっては、地域の自然及び歴史・文化的環境と調和した景観が保全されるよう配慮するものとする。 (2) 風力発電施設の建設等に当たっては、次の点について配慮するものとする。 ア 主要な眺望景観を阻害しないこと。 イ 地域固有の景観を阻害しないこと。 ウ その他、周囲の景観との調和を図ることとし、特に次の点に留意すること。 ・ 位置については、山の稜線を乱さないようにすること。 ・ 色彩については、白又は薄い灰色を基調とすること。ただし、他法令の規定により着色が義務付けられている場合は、この限りでない。 (3) 風力発電施設の建設等の予定地が所在する市町村及び主要な眺望点又は地域固有の景観を望める視点場が位置する市町村（以下「関係市町村」という。）において、景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項に規定する景観計画が策定されている場合には、当該景観計画との整合を図るものとする。

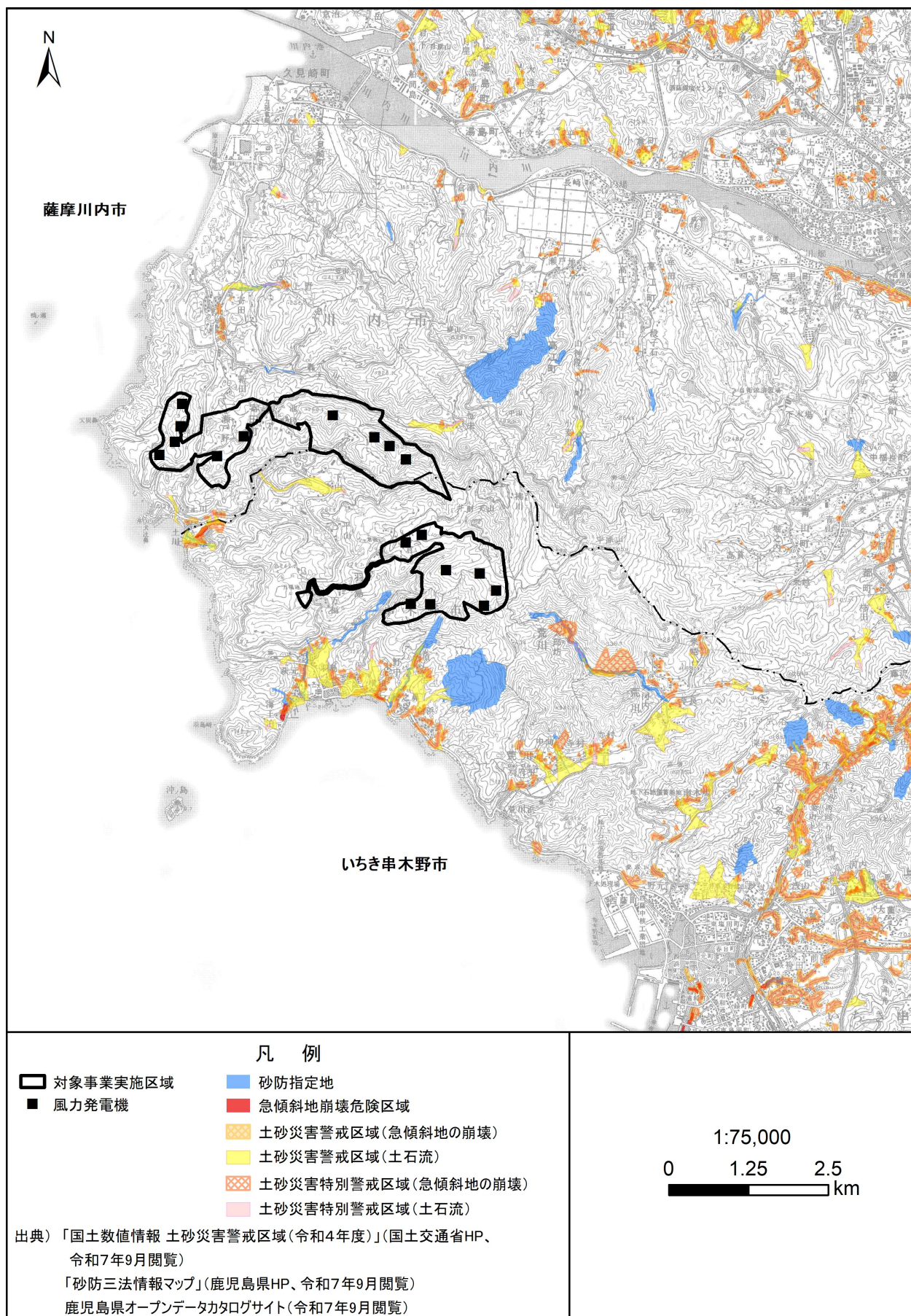
⑤ 国土防災関係

対象事業実施区域及びその周辺には、第 3.2-19 図のとおり、「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく保安林の指定がある。また、第 3.2-20 図(1)のとおり、「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号）に基づく砂防指定地、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域並びに「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定がある。また、第 3.2-20 図(2)のとおり、林野庁の山地災害危険地区調査要領（平成 28 年 7 月）に基づく山地災害危険地区の指定がある。

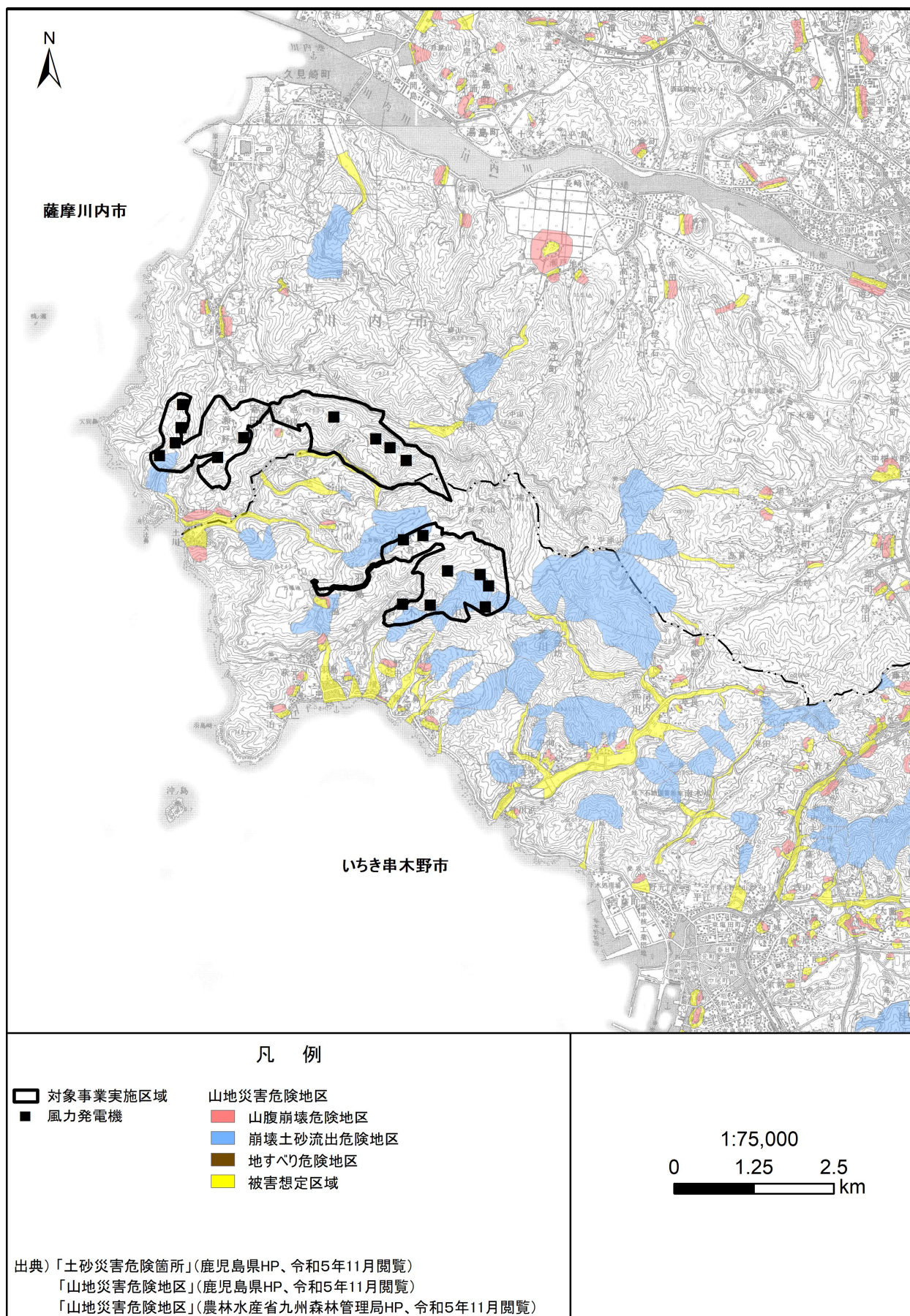
保安林、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を一括表示したものを第 3.2.20 図（3）に示す。



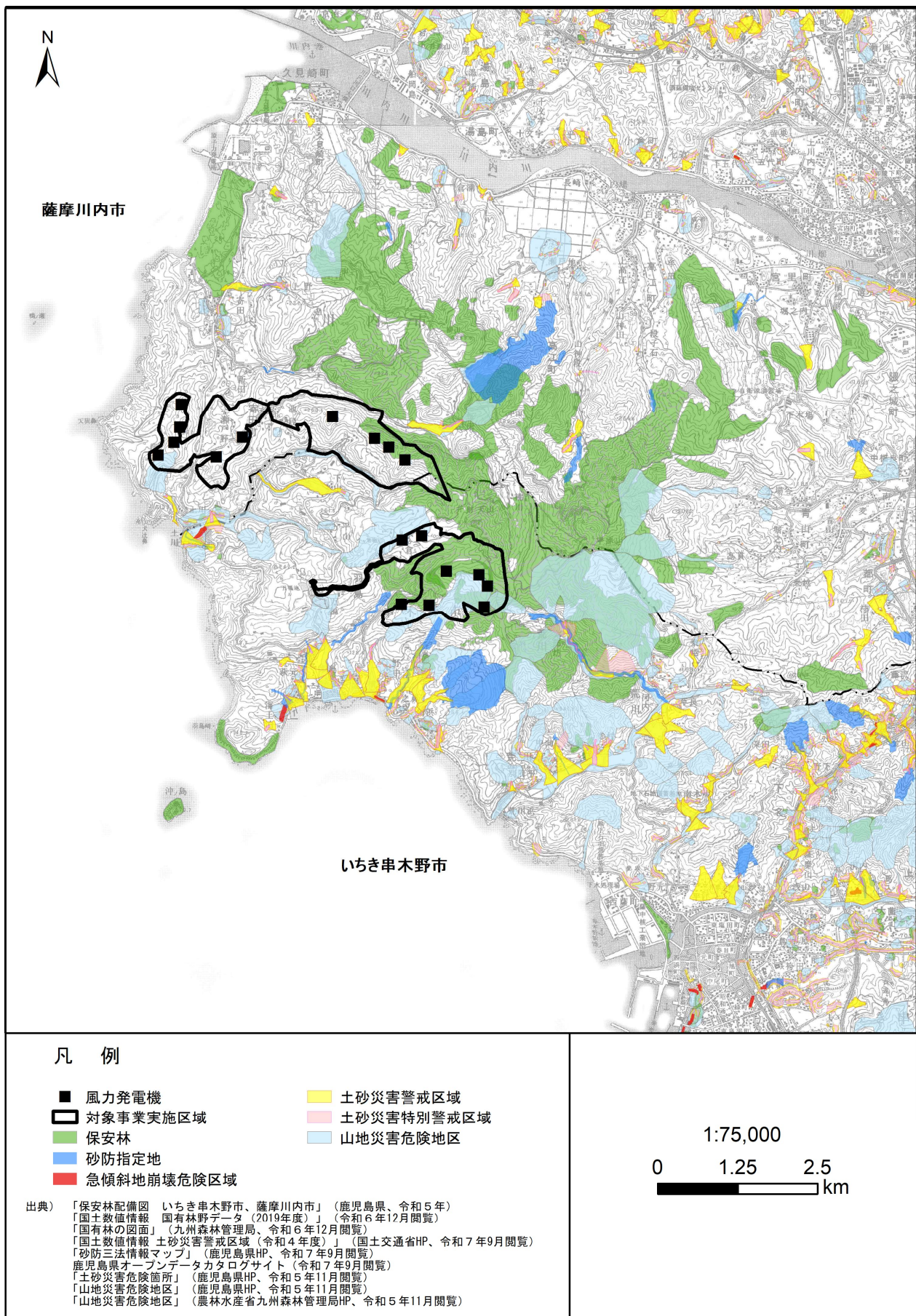
第 3.2-19 図 保安林の指定状況



第 3.2-20 図(1) 国土防災に係る指定地等



第 3.2-20 図(2) 国土防災に係る指定地等



第 3.2-20 図(3) 保安林、国土防災に係る指定地等